# 静岡理工科大学紀要

# 第24巻

# The Bulletin of the Shizuoka Institute of Science and Technology

Vo1.24

2016

目

次

### 巻頭「紀要の発刊に寄せて」

#### 学長 野口 博

## 論 文

ニリア情報伝送法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3Dプリンタを用いた錯触刺激の作成と錯触量測定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
用行義塾の場所と建物について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
農産物のブランド構築システムーメロンを事例としたアプローチー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
英語学習者の動機づけと日標志向性の関係性の調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
縦断的研究による大学生のスポーツ実施に対して生活習慣,運動意識,スポーツ情報への接触が及ぼす
影響について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
SIST学生の体育会系クラブ・サークルの加入状況と身体活動量に関する調査 ・・・・・・・・ 翌月 知徳、富田 寿人 85
研究ノート
過去への祈りは何を求めているのかーブーメラン因果と世界の選択- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>ትት ላድ ተበ ሥ ጊ ላ ዓንጽ ም</u>

## 技術報告及び資料

鳥人間を目指す飛行機研究会活動報告 ・・・・・・・・・・・ 田村 博、鳥人間を目指す飛行機研究会 97

## 教育関連報告

## 

## Contents

#### Preface

President Hiroshi NOGUCHI

#### **Original Papers**

A study on the place and building of YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era Katsuya OGURI 13 YOKOHI-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, and unpublished historical records of 27 YOKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, and unpublished historical records of Fukuroi-Higashi Elementary School ; vol2 ······ Katsuya OGURI 41 57 A System to build brand of agricultural product -Approaching by the case of Melon- ..... Koji MILIARA 67 Exploring Relationships Between EFL Learner's Motivation and Goal Orientations ..... Katsuyuki KONNO 73 The Sports Activities related to Lifestyles, Sports Consciousness and contact with The Sports Information in the University Investigation into the status of sports activity and participation in the Shizuoka Institute of Science and Technology(SIST) 

### Research notes

What is the prayer for the past ask for -Boomerang causation and choice for the world-Yutaka SHINBA 91

## Technical Report and Materials

SIST Birdman Rally Team 'Sky Traveler' Study Report ······ Hirosh: TAMURA, Team Sky Traveler 89

## Education -related Reports

An educational attempt and its effect for freshmen(2<sup>-4</sup> Report) ..... Akihiro GOTO, Shunichi SAKURAGI and Hirofumi MINAMOTO 107 The Internship Program in 2015: Toward Higher Quality Education for Future Career of SIST students .....Tomonori KOUYA, Akihiro GOTO, Takeharu KOHRI, Naoko YOSHIKAWA, Rie MATSUNAGA, Takeshi MATSUDA, Hideo AOSHIMA and Takeshi FUKANO 113

## Graduate Student Thesis Abstracts 129

### 紀要の発刊に寄せて

## 学長 野 口 博

静岡理工科大学は、大学としての基本的な役割である「教育」、「研究」、「地域・国際貢献」に ついての理念を具現化するための活動を日常的に行っています.また、本学の歴史や置かれてい る立場に基づいた特徴ある活動も行っています.このような活動の成果を一定期間毎に大学とし てまとめて広く公表し、社会から評価を受けることは、大学として重要な業務となっています. この場合、大学が公表する方法や手段、さらには評価の受け方には、日的に応じて色々な種類が あり、効果的に対応する必要があります.

静岡理工科大学紀要は,教員の研究成果の発表の場として,本学が開学した年度の 1992 年 3 月に創刊準備号として発刊されました.続いて,次の年の創刊号から毎年発行され,今回の 2017 年版で,25 巻目となりました.この大学紀要は,研究成果として,論文,研究ノート,技術報告・ 資料,レビューなどの貴重な資料をまとめて公表する場としました.さらには,大学院理工学研 究科を修了した大学院生の修士論文概要を全員分掲載し,第8巻からは,教育関連報告を新たに 設け,教育を重視する大学の姿勢を表すものとなりました.

さらに、2010 年度に、大学からの発刊物における重複掲載などの整理をしました。その結果、 それまで本紀要に掲載されてきた教員の研究活動記録(学会誌に採択された論文の抄録、学会発 表の記録、発刊した著書等のリストなど)の部分は、別に発行される「教育・研究活動一覧」に 統一することとしました。それぞれの役割を持つ刊行物の充実を図るものとしてご理解いただき ますようお願い致します。

豊かな人間性を基に、「やらまいか精神と創造性で地域社会に貢献する技術者を育成する」こと が本学の理念であり、研究成果を地域社会に還元していくことが、本学の使命の一つになってい ます.そのような使命を遂行するために、本紀要が、本学の教職員はもとより、地域の方々にと っても、大いに役に立つ存在であることを願っております.

2017年4月





## エリア情報伝送法

#### An area Information Transfer system

## 郡 武治\* Takeharu KOHRI

Abstract : Many of the communication is based on the mutual transmission of one-to-one. TCP-IP which many terminals are used in the Internet for simultaneous access is also well seen when one-to-one re-transmission control. The most of the communication is based on mutual transmission of one-to-one. TCP-IP used in the Internet is also well seen when one-to-one re-transmission control.

Future, M2M etc. are expected to be many communications machine-to-machine. Machine Unlike humans, it is possible to perform a variety of information processing at the same time. Information transmission method by which up to one-to-one communication that is the point and the line is not always optimal.

The author proposes a method to area based simultaneous information transmission. This is quite different communication methods with the conventional communication. First, we will explain the new communication model that allows the sharing of information related terminal at one time. Next, in order to realize this communication, I propose a new error control method.

The proposed method, the instantaneous situation judgment, to allow the creation of new information that is created from related information. This method also allows the advanced control was in the machine, such as an autonomous distributed control use in unpredictable environments.

In this paper, I will explain the principles of the area information transmission method proposed. It shows an error control method needed to be realized. Finally, as an application example, the position detection, the network robot, consider the application to the car ABS.

#### 1. まえがき

近年、M2M、IOT など機械と機械の通信が行われる時 代となった<sup>(1)(2)</sup>。様々なモノをインターネットにつなぐ IOT は 10 年で5倍に拡大するとの試算もある<sup>(3)</sup>。

機械の場合、人間と異なり、聖徳太子のように7人の 話を同時に聞き分け、7人7様の情報処理を同時にでき る。人間に比べ、処理速度が速く、24時間働く。このよ うな機械にあった通信形態と通信方法を考えた。

これまで、多くの通信は人間の基本的な対話である1 対1の相互伝送をベースにしていると思われる。実用に 供しているN対Nの通信もよく見ると1対1の組み合 わせで構成されている。インターネットで用いられてい るTCP-IPもよく見ると1対1の再送制御である。

これまでの1対1相互伝送と全く異なる通信方法と して、情報が点と線で伝わるのではなく、複数端末が同 時に情報共有しながら伝送する新たな通信方法を考え た。無線伝送可能なエリア内にある複数ノード間が1回 の同報伝送で情報を相互伝送、情報共有する新たな通信 方法である。もちろん有線接続により特定端末間を同報 伝送する通信もこの通信方法に該当する。

提案伝送方法は、使用無線リソースを従来の1対1通 信に比べ、1/2以下に削減しながら、伝送品質を落とす ことなく、複数端末が同時に情報を伝送共有できる。

本文では、最初に、エリア的に複数ノードが情報共有 しながら伝送する新たな通信方法をエリア情報伝送法 として定義する。次にこの通信を実現するため、CRCを 用いる新たな誤り制御法を提案する。その性能として、 CRC8を用いて、10ノードの情報共有を行った場合、回 線品質 10<sup>4</sup>において、情報共有成功確率 0.8 を実現でき ることが分かった。論文ではさまざまな角度からこの伝 送法の性質を検討する。

最後に、応用例として、複数ノードの距離センシング 情報から瞬時検出する位置検出への適用、ロボットの手、 自動車の ABS 制御、複数の異なるセンシングデータと 複数制御が同時に行われるネットワークロボットへの 適用などを考える。

2016年3月1日受理

\* 理工学部 電気電子工学科

#### 2. エリア情報伝送法の原理

図1は1対1の通信を示したもので、2chの周波数 ch を用いた双方向通信により、ノード S1 とノード S2 の持 つ各情報は1回の伝送で両ノード S1、S2 に共有される。

これに対し、提案するエリア情報伝送法では特定エリ ア内に存在する複数のノードがそれぞれの持つ情報を1 回同時同報伝送することにより、当該ノードは全ての情報が共有される。図2にエリア情報伝送法の原理図を示す。

モデルを単純化し、1エリアに3ノードが同時通信す る場合を考える。

各ノードから発射される電波は各ノードに独自に周 波数割り当てすることにより、相互干渉することなくエ リア内の3ノードに受信される。伝送路誤りがなければ、 これで、3ノードはそれぞれ全情報を入手でき、3ノー ド分の情報を共有することになる。言い換えれば、各ノ ードの情報がエリア内の関連ノードに浸透することに なる。

無線リソースを比較するため、従来の1対1の通信を 用いて、3ノード間の相互通信を行う伝送系を図3に示 す。

提案方法が無線 3ch で実現できるのに対し、1対1通 信を適用した場合 6ch 必要であることが分かる。

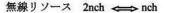
ー般的に、エリア内にnノードの情報共有を実現する ためには、1対1通信では使用回線数2nch必要である。 これに比べ、提案方法ではnchの同報通信で実現できる。 無線リソースは以下のように1/2に削減することができ る。

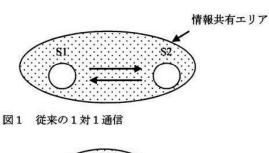
運用例:

運用方法として、情報伝送毎に情報共有するノード数 が異なってもよい。図4はタイムスロット、共有情報、 伝送 ch、各ノードの位置の関係を示したもので、(a)に伝 送信号、(b)に情報共有エリアを示す。

パケット信号毎に異なるノード間で情報を共有する 例を示したものである。

タイムスロット T1 では S1、S2、S3 の 3 つのノードが 情報 D1 を共有し、タイムスロット T2 では S2、S3、S4、 S5 の 4 つのノードが情報 D2 を共有することになる。こ のように、データ毎に関連ノードを変更することにより、 より自由度を向上させることが可能になる。





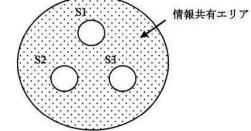
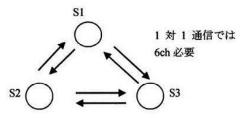
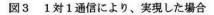
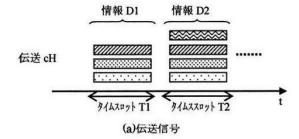
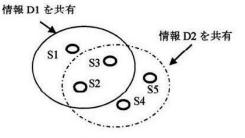


図2 エリア情報伝送法の原理









(b) 情報共有エリア 図 4 単位時間毎に情報を共有するノードが異なるエ リア情報伝送法

#### 3. 誤り制御法

エリア情報伝送を実現するためには、共有情報が確実 に関連ノードに伝送されることが必要である。

筆者は、伝送効率がよく、確度が従来の1対1通信と 同等以上に確保できる誤り制御法を新たに提案する。

最初に、従来の1対1通信における誤り制御を述べた 後、提案方法を説明する。

一般的な通信では、情報の品質を確保するため、 ARQ(Automatic Repeat reQuest)、FEC(Forward Error Correction)がよく用いられ、併用されている場合が多い。 ARQ は回線品質が大きく劣化すると、遅延時間が長く なるため、FEC により予め、ある程度回線品質を確保し た後、ARQ を適用し、情報の確度を保っている。

1 対 1 の通信における ARQ として、伝送信号誤りを 検出するため CRC(Cyclic Redundancy Check)がよく用い られている。

CRC が用いられる理由は、ランダム誤り、バースト誤 りのどちらも検出でき、信号フレーム利用効率も高いか らである。

図 5 に CRC を含むパケット信号の構成を示す。信号の構成及び誤り検出能力は次のようになっている。

CRC は伝送情報であるデータ I(x)を原始多項式 G(x) で割った剰余 M(x)である。信号全体 F(x)を G(x)で割る と常に0になるように信号が構成されている(Eq.1)。

伝送路において誤り E(x)が生じると、0 ではなくなる ため、誤りを検出できる(Eq.2)。

F(x)=I(x)+M(x)

 $F(x) \mod G(x) = 0 \qquad \cdot \cdot \cdot Eq.1$ 

```
(F(x)+E(x)) \mod G(x) \neq 0 \quad \cdot \quad \cdot \quad Eq.2
```

CCIR などでよく用いられている CRC16 は、以下の性 能がある<sup>(4)</sup>。(付録1に詳細説明)

- ・3個以下のランダム誤りを検出
- ・ 全ての奇数誤りを検出
- ・長さ16以下の全てのバースト誤りを検出
- 長さが18以上のバースト誤りは1-2<sup>-16</sup>=0.99985の割
   合で検出できる。

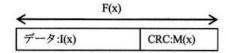


図5 CRCを含むパケット信号の構成

#### 3.1. エリア情報伝送法に適合する誤り制御方法

提案するエリア情報伝送法に適合する誤り制御方法 を示す。

3ノード S1、S2、S3 において、情報を共有する場合 を例に説明する。 図 6 にノード S1 から送信される信号を示す。信号は 情報 Isi(x)と CRC:Msi(x)から構成される。1 対 1 通信と 大きく異なるのは、CRC:Msi(x)がノード S1 の情報 Isi(x) から生成されるのではなく、S1 で受信される S2、S3 の 情報 Is2(x)、Is3(x)を含め、エリア内で共有する全ての情 報から生成される所にある(Eq.3)。

 $M_{S1}(x) = (I_{S1}(x) + I_{S2}(x) + I_{S3}(x)) \mod G(x) \cdot Eq.3$ 

図7に3ノードから送信された信号が伝送路上におい て合成され、共有情報となる伝送モデルを示す。

各ノードは、当該ノードの持つ情報と受信情報を含め て3つの情報から算出した CRC を同報的に送出する。 各送信信号は独自無線チャネルであることから、情報と CRC は相互干渉することなく、エリア内に送出され、誤 り検出される。動作は次のようになる。

- ノードS1はS2、S3からデータIs2(x)、Is3(x)を受信 する。
- ③ ノード S1 は自ノードの情報 Is1(x)と②の CRC: Ms1(x)を連結して送信する。
- ④ ノードS1はCRC: Ms1(x)を送信すると同時にS2、 S3からそれぞれのノードで生成されたCRC: Ms2(x)、 Ms3(x)を受信する。(図7(b))
- ⑤ ノード S1 は CRC: Ms1(x)、Ms2(x)、Ms3(x)を比較し、 3つの CRC の値が同じであることを確かめる。 同じでない場合、3ノード何れかの受信情報が誤っ ていることになり、情報共有が不成立になる(図7(c))。
- ⑥ 情報共有を確立させるためには、再送等を行う必要がある。

#### 3.2. 誤り検出法の特徴

このように、関連する全ノードが独自に全てのノード の情報から CRC を生成、送信し、各ノードは全てのノ ードから送信さる CRC を受信し、比較により誤り検出 することから、共有情報の確度を向上させることが可能 になる。

次のような特徴がある。

- ・各ノードは共有情報を1回の同報伝送で入手、誤り検 出することができる。
- ・自ノードと直接対向するノードからの信号の誤り検 出ばかりでなく、他ノード間の誤り検出も同時に行う ことができ、全体の情報伝送確度を高めることができ る。

例えば、ノード S1 と直接対向する S2⇔S1、S3⇔S1 ルートばかりでなく、対向しない S2⇔S3 の誤り検出 も3つの CRC を比較することにより、可能となる。

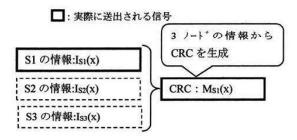
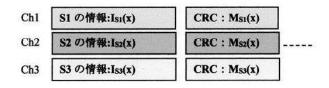
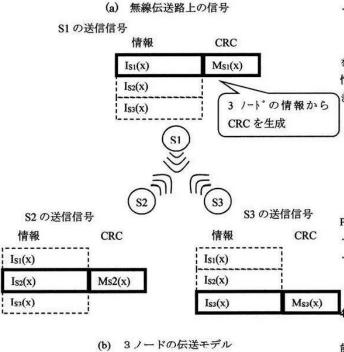


図6 ノード S1 から送出される信号





全情報共有:OK	Ms1(x)	]=	Ms2(x)	] = [	Ms3(x)	] 4
全情報共有:NG	Ms1(x)	]=	Ms2(x)	] ≠	Ms3(x)	

(c) 誤り検出(3つの CRC を比較し、誤り検出する)

図7 3ノードから送信された信号が伝送路上におい て合成され、共有情報となる伝送モデル

#### 3.3. 誤b検出確度

提案する誤り制御は情報 I(x)を原始多項式 G(x)割った 剰余 M(x)を用いたものである。nノードで情報共有す る場合、CRC による誤り検出可能な最大データ長の 1/ nが1ノードの情報の最大データ長になる。

原始多項式 G(x)が Ak-1x<sup>k</sup>+Ak-2x<sup>k-1</sup>+・+Aox+1 であると すると、最大データ長は 2<sup>k</sup>-1 である。従って、nノード で情報共有する場合、各ノードの最大情報データ長は 2 <sup>k</sup>/nになる。

図 8 に CRC の長さをパラメータにし、情報共用する ノード数とフレーム利用効率の関係を示す。CRC8 を用 いて、10ノードの情報共有を実施したとしても、7割の フレーム利用効率を確保できることが分かる。

次に、提案する誤り制御における情報共有成功確率に ついて考える。

図9に情報共用するノード数と情報共有成功確率の関 係を示す。条件を以下に示す。

- · 全回線の回線品質が同じである(ビット誤り率 p)
- ・ 伝送情報量を CRC の検出能力を発揮できる最大長に する。

各ノードでは、誤りを受けない自ノードの情報と誤り を受けた他のノードから情報を用いてCRCを生成する。 情報共有成功確率情報 P は Eq.3 のように表すことがで

- きる。 L=2<sup>k</sup>-1
  - $P=(1-p)^{L((n-1)/n)} \cdot \cdot \cdot Eq.3$
- L:情報長
- n:情報共有ノード数
- k: CRC 長

CRC8、CRC12、CRC16 について、情報共有成功確率 Pを求めた。以下のことが分かる。

· CRC 長が短いとビット誤りに対し強い。

 情報共有ノード数が多いと情報共有成功確率が低く なる。

#### 4. エリア情報伝送法の適用例

本提案は1回の同報伝送で複数ノードの情報共有を可 能とする通信方法である。応用例は多岐にわたる。 以下にその適用例を示す。

4.1. 複数センシング情報を同時に必要とするモデ ル

#### ① 位置検出

図 10 は三角測量による位置検出への適用例を示した ものである。3 以上のノードが対象物までの距離を検出 することにより、対象物の位置を確定することが可能に なる。また、検出した距離情報は、3 以上揃えないと位 置を確定することはできない。 エリア情報伝送法を用いて、3ノードの測定距離情報 を共有することにより、3ノードは容易に対象物の位置 情報を確定することが可能になる。

② ネットワークロボット(9)(10)

ロボットは必ずしも目と手が一体になる必要はない。 離れていても一体となって駆動すればよい。そのために は、複数のセンシングデータと駆動情報を密接に関連づ ける必要がある。エリア情報伝送法を用いれば、離れた ノード間の情報を一度の伝送で共有可能となり、容易に 実現することができる。

ロボットの手を考えると、各指の触感と握力は微妙な 関係にあり、相互に連携しなければならない。

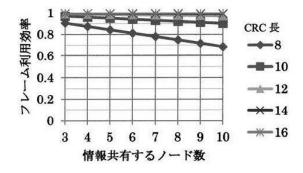
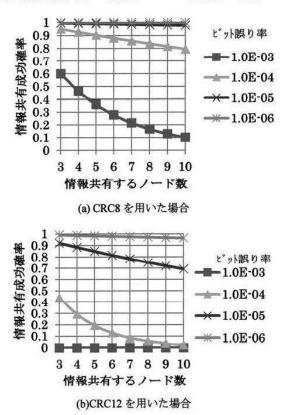
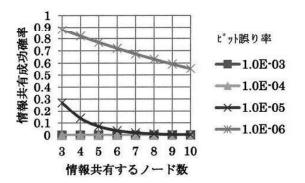


図8情報共用するノード数とフレーム利用効率の関係





(c)CRC16を用いた場合 図9情報共用するノード数と情報共有成功確率の関係

エリア情報伝送法をロボットの手に適用すれば、セン シングと駆動をリアルタイムに行うことができ、分散制 御として、独立にすることも可能である。

③ 車の ABS 制御<sup>(11)</sup>

車を制動させるためには、タイヤと路面の摩擦係数、 車の加速度、ブレーキ力等の多くのセンシングデータと 制御のバランスをリアルタイムにとる必要がある。

エリア情報伝送法を用いれば、車内にある各種センサ ー、ブレーキ、ジャイロなど複数情報を1回の伝送で共 有することが可能となる。即時に対応でき、フィードバ ックも可能となり、適用することは可能である。

#### 4.2. リアルタイム情報共有を必要とするモデル

出入りの多い流量管理、物流管理、プラント制御など、 多種の情報をリアルタイムに情報収拾分析する所に、機 械は向いている。

エリア情報伝送法を用いれば、機械に適格な情報を提 供することが可能である。

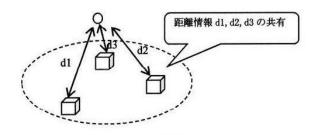


図10 位置検出

#### 5. あとがき

点と線で結ぶ1対1通信とは異なる情報伝送法として、面的に情報伝送し、情報共有する新たなエリア情報 伝送法を提案した。

また、これを実現するために新たな誤り制御法を示し、 性能を述べた。 今後は、実際に試験回路を製作し、評価を行う予定で ある。

#### 新辞

本研究を推進するに当たり、上智大学服部武客員教授 殿より貴重なご意見をいただきました。深謝いたします。

#### 1 文 献

- [1] "M2M サービスを支える情報通信技術"、電子情報 通信学会本誌 2013 年 5 月
- [2] "M2M 再発見"、日経エレクトロニクス 2014.1.6
- [3] 2015年版情報通信白書、総務省、2015
- [4] 宮川洋、岩垂好裕、今井秀樹、"符号理論"、1976
- [5] 今井秀樹、"符号理論"、pp106-134、電子情報通信 学会、1990
- [6] 岩垂好裕、"符号理論入門"、昭晃堂、1997
- [7] 西村芳一、"データの符号化技術と誤り訂正の基礎"、CQ出版、2010
- [8] John G.Proakis, "Digital Communications", McGraw-Hill, 1989
- [9] 総務省、"ネットワークロボット技術に関する調査研究会報告書"、2003
- [10] "特集 ネットワークロボット最前線"、電子通信 学会誌、Vol.91,No.5,2008
- [11] 中西順三、"自動車用 ABS の研究"、日本エービー エス株式会社、1995

#### 付録1

信号全体を多項式 F(x) で表す。ここで、伝送情報であ るデータを n ビット、検査ビット (CRC) を k ビットとす る。

G(x)は k 次の原始多項式で、データ I(x)は n-k の多 項式で表され、全ての値をとることができる。

 $I(x) = A_{k-1}x^{n-1} + A_{k-2}x^{n-2} + \cdots + A_1x^{n-(k-1)} + A_0x^{n-k}$ 

I(x)を G(x)で割った余りを M(x)とすると次式が成り 立つ。

F(x)=I(x)+M(x)

すなわち、受信符号 F(x)を G(x)で割ると0になる。0 にならなければ誤りが生じていることになる。受信信号

を D(x)、誤りを E(x)とすると次式が成り立つ。

D(x) = F(x) + E(x)

G(x)で割ると誤りが検出でき、次のようになる。

 $D(x) \mod G(x) = E(x)$ 

CRC は用途に合わせて、G(x)が決められる。

- CCIR などでよく用いられている CRC16 の場合、次の ように誤りを検出できる。
- CRC16
- $G(x) = x^{16} + x^{12} + x^{6} + 1$

 $=(x+1)(x^{15}+x^{14}+x^{13}+x^{12}+x^4+x^3+x^2+x+1)$ 

- 符号長は 215-1 以下
- ・最小距離が4であるので、3個以下のランダム誤りを

```
検出
```

・全ての奇数誤りを検出

・G(x)の次数が16であるので、長さ16以下の全てのバースト闘りを検出

・長さが 18 以上のバースト誤りは 1-2<sup>-16</sup>=0. 99985 の割 合で検出できる。

SD メモリカードなどに用いられている CRC7 は以下の ような誤り検出特性がある。

 $G(x) = x^{7} + x^{3} + 1$ 

符号長は 27-1 以下

・最小距離が3であるので、2個以下のランダム誤りを 検出

・G(x)の次数が7であるので、長さ7以下の全てのバースト誤りを検出

## 3D プリンタを用いた錯触刺激の作成と錯触量測定

Measurements of tactile illusions using the stimuli produced by a 3-D printer

## 宮岡 徹\* Tetsu Miyaoka

Abstract: We performed three experiments using tactile illusion stimuli produced by a 3-D printer. In Experiment 1 and Experiment 2, the observer touched fishbone tactile illusion (FTI) stimuli using the index finger (Experiment 1) and the thumb (Experiment 2), and evaluated the amounts of illusion by a paired comparison method. The results of the two experiments showed that the density of the mechanoreceptive units on the skin was the main factor determining the amount of the FTI. In Experiment 3, the observer touched the lattice tactile illusion (LTI) stimuli using the index finger and determined the amount of illusion by the paired comparison method. We concluded from the results of the three experiments that however the perceptions of the FTI and the LTI were different to each other, similar biological mechanisms existed for producing the illusions.

#### 1. はじめに

感覚の錯覚の一種である錯視は、刺激が簡単に作れる こともあり、よく知られており、研究も多くなされてい る.それに比べ、触覚の錯覚である錯触(tactile illusion) は、かなりの数が発見されているものの<sup>1)</sup>、錯視に比べ ると一般にはその認知度は低い.また、それらの作成も、 錯視刺激の作成に比べると困難なことが多かった.しか し、最近、高精度で安価な 3D プリンタが販売されるよ うになり、錯触刺激が容易に作成できるようになってき た.本研究では、3D プリンタ(MiiCraft)を用いて錯触 刺激を作成し実験を行ったので、その結果と錯触出現メ カニズムについての考察を報告する。

#### 2. 実験1

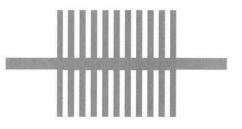
実験1では、fishbone tactile illusion (FTI,魚の骨錯触) についての実験を行った.FTIは、仲谷らが発見した錯 触である<sup>3)</sup>.刺激としては幾つかのタイプが考えられる が、基本的にはFig.1に示すように、魚の骨状のパター ンをしている.このパターンの厚みは、パターンのすべ ての部分で同一となるよう作成しておく.Fig.1の刺激 の背骨(太い敏)部分に指を載せ、背骨方向に沿って指 を動かすと、背骨があばら骨より凹んで感じられる.こ れが魚の骨錯触である.実験1では、このFTIの錯触量 を測定した.

#### 2.1 目的

実験1では、利き手の示指末節でFig.1に示すFTI刺激に触り、一対比較法により錯触量測定を行った.そして、あばら骨(細い畝)間間隔を変化させたとき、間隔

2016年2月26日受理

\* 総合情報学部 人間情報デザイン学科



#### Figure 1 実験1で用いた刺激例

刺激は、1 本の太い畝とそれと直交する多くの細い畝から成 っていた. すべての畝の厚みは0.5 mm であった. 太い畝の長 さは38 mm, 幅は 2 mm であった. また, 太い畝から伸びる細 い畝の長さは左右いずれも 10 mm, 幅は1 mm となっていた. 細い畝の畝間間隔は0.4, 1.0, 1.4, 1.8, 2.2, 3.0, 4.0, 5.5 mm の 8 種類であった. 細い畝の本数は, 畝間間隔に依存して 0.4 mm 時の 15 本から 5.5 mm 時の 4 本まで変化した.

の大きさに応じて錯触量がどのように変化するかを調 べた.また,FTIの出現メカニズムについて考察するこ とも,実験1の目的とした.

2.2 方法

観察者: 20歳代の男子大学生6名,女子大学生1名.合計7名が観察者として実験1に参加した.観察者は、いずれも心理実験の経験を有していた.

<u>刺激</u>: 実験には,魚の骨錯触 (FTI) 刺激を用いた. FTI 刺激は, 3D プリンタ (MiiCraft) で作成した.刺激 は, Fig. 1 に例を示すように,魚の骨様のパターンとな っていた. このパターンの厚さはすべて 0.5 mm であっ た.また,太い畝(背骨)の長さは 38 mm,幅は 2 mm, 太い畝から左右に伸びる細い畝(あばら骨)の長さは左 右とも 10 mm,幅は 1 mm であった.本実験には 8 種類 の刺激を用いた.各刺激は細い畝間の間隔のみが異なっており,畝間間隔は,0.4,1.0,1.4,1.8,2.2,3.0,4.0,5.5 mm の 8 種類であった.

実験手続き: 実験は一対比較法で実施した.アイマ スクを掛け,椅子に腰かけた観察者の前方の実験台に, 二つ1組の刺激を左右に並べてセットした.その際,二 つの刺激の太い畝が観察者から見て遠位 - 近位方向と なるよう並べた.観察者は,利き手の示指末節先端部で 刺激に触れ,太い畝部分に沿って指を動かした.そして, 左右の刺激の太い畝のどちらがより凹んで感じられる かについて,二肢強制選択法により判断した.指を動か す方向については指定をしなかった.それ故,観察者は, 近位方向,遠位方向,あるいは遠位・近位の両方向に示 指を自由に動かして刺激に触れ,判断を行った.

実験に用いた刺激は8種類だったので、刺激の組み合わせは28種類となる.実験では、刺激提示の際の刺激 左右位置も考慮したので、刺激組み合わせは全部で56 種類となった.実験では、各観察者は56種類の組み合わせについて5回ずつ、計280回の判断を行った.また、 1組の刺激の判断時間は10秒以内,各刺激組み合わせの 提示間隔は15秒とした.

実験の際,観察者の手指温度は33℃以上とした.これ は、実験の際の皮膚機械受容単位の感度低下を防ぐため であった.また,33℃以上の手指温度を維持するために, 実験室温度を25℃以上に保った.なお,手指温度は非接 触温度計で測定した

#### 2.3 結果

7名の観察者の実験結果を、Thurstoneの比較判断の法 則に基づき、Case Vの処理手続きに従って計算して刺激 間の相対距離を算出した。その結果を Fig. 2 に示す。

Fig. 2 の横軸は細い畝間の間隔 (mm 単位), 縦軸は比 較判断の法則に基づいて計算された相対錯触量をあら わす. なお, この相対錯触量は, 細い畝間間隔が 0.4 mm のときの錯触量を 0 として表現してある. Fig. 2 の図中 の灰色丸印は, 各刺激の相対錯触量をあらわす. 図を見 ると, 畝間間隔が 0.4 mm から 1.0 mm, 1.4 mm と広がる につれ, 相対錯触量は急速に増大した. 錯触量は細い畝 間間隔が 1.4 mm で最大に達し (畝間間隔 0.4 mm の錯触 量を 0 としたとき, 3.04), 畝間間隔 1.8 mm では錯触量 は 3.02 と, 畝間間隔 1.4 mm のときとほぼ同一の値を維 持した. 畝間間隔が 2.2 mm になると, 錯触量は減少し 始め, 畝間間隔 2.2 mm から 5.5 mm にかけて急速に低下 した. 畝間間隔 5.5 mm では, 錯触量は 0.33 となり, 畝 間間隔 0.4 mm のときの 0 に近いレベルとなった.

#### 2.4 考察

Fig. 2のグラフを全体として見ると、相対錯触量の値 は、畝間間隔 1.4 mm~1.8 mm 付近を最大値とする上に 凸のパターンを示した、畝間間隔がこれより狭くても広 くても錯触量は減少することになった、観察者の感想で

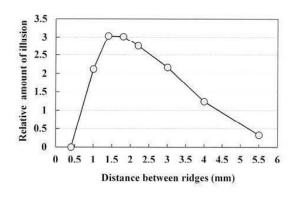


Figure 2 一対比較法を用い、利き手示指末節で測定した FTI の錯触量

図の横軸は、細い畝間の間隔 (mm 単位),縦軸は錯触量の相 対値をあらわす。

は、「畝間間隔が 0.4~1.0 mm では、畝間距離が小さい ため細い畝間の凹凸の印象が少なく、(真ん中の太い畝 が凹んで感じられる) 錯触があまりあらわれなかった. 逆に、畝間間隔が 4.0 ~ 5.0 mm では、細い畝間の距離 が大きいため 1 本 1 本の細い畝の印象が強く、錯触の感 覚が弱くなった」とのことであった.

上記のような印象を考慮すると、FTI における錯触現 象のあらわれかたは、観察者が刺激を触ったときに感じ る「主観的な摩擦」と関連しているものと推測される. すなわち,観察者の感じる太い畝部分を凹んで感じる錯 触は、太い畝部分の摩擦と太い畝から側方に伸びる細い 畝の摩擦差に依存する(Fig.1)、観察者は、細い畝で構 成されるパターンを「面」として感じ、これと太い畝部 分で構成される面について、それらの滑らかさを比較す る.細い畝間の間隔が狭いときは、観察者は細い畝部分 全体を比較的滑らかな面として感じる. このため、太い 畝の面との摩擦差が少なく, 錯触量も少なくなる. 細い 畝間の間隔が中程度の場合は,細い畝全体の面としての 摩擦が大きくなり、太い畝の面との差が大きくなって、 太い畝部分を凹んで感じる錯触の印象が強くなる. さら に、細い畝間の間隔がかなり広がってくると、1本1本 の畝の印象が強くなり、細い畝部分の面としての印象が 減少して,面としての比較が難しくなるので,錯触も減 少するものと推測される.

ただし、ここで言う「摩擦」は、あくまで観察者の感 じる主観的な摩擦であり、トライボロジーで言うような 物理的摩擦ではないことに注意すべきである、生体の感 じる錯触は、基本的には皮膚機械受容単位の神経発射量 に基づくものであり、それは物理的な摩擦量と比例する とは限らないからである、

```
3. 実験 2
```

#### 3.1 目的

実験1では、利き手の示指末節でFTI刺激に触れ、一 対比較法により錯触量判断を行った.実験1で錯触量測 定に用いた示指末節先端部は、手指の中で最も機械受容 単位密度の高い部分の一つである.では、手指の中でも っと機械受容単位密度の低い部分で測定した場合、錯触 量にどのような変化があらわれるであろうか.そこで、 実験2では、手指の中で機械受容単位密度がもっとも高 い部分の一つである母指末節先端部と、それより機械受 容単位密度の低い母指末節横腹部でFTI刺激に触れ、一 対比較法による錯触量判断を実施した.これにより、機 械受容単位密度と錯触量との関連を調べることを実験2 の目的とした.

#### 3.2 方法

<u>観察者</u>: 20歳代の男子大学生10名が観察者として 実験に参加した.観察者は、全員が心理実験経験者であった.

<u>刺激</u>: 実験に用いた刺激は, Fig. 1 に示したものと 同じ形状の FTI 刺激とした.実験には6 種類の刺激を用 いた. 各刺激は細い畝間の間隔のみが異なっており (Fig. 1), 畝間間隔は, 1.4, 1.8, 2.2, 3.0, 4.0, 5.5 mm の6 種 類であった. 刺激パターンの厚みは, すべての部分で 0.5 mm, また, 太い畝および細い畝の長さ, 幅は実験 1 と 同一とした.

実験手続き: 観察者はアイマスクを掛け,椅子に腰かけた.観察者の前方の実験台に,二つ1組の刺激を左右に並べてセットした.二つの刺激の太い畝が観察者から見て遠位 - 近位方向となるよう並べる並べ方も実験1と同一であった.

実験2では、2種類の実験条件下で実験を実施した。

条件1では、観察者は利き手の母指末節先端部でFTI 刺激に触れ、太い畝に沿って遠位方向に指を動かして、 左右どちらの刺激の敵が凹んで感じられるかを一対比 較法により判断した。

条件2では、観察者は利き手の母指末節横腹部でFTI 刺激に触れ、太い畝に沿って遠位方向に指を動かして、 左右どちらの刺激の畝が凹んで感じられるかを一対比 較法により判断した.条件2で実験を行うときは、母指 末節先端部をポリエチレン製のサージカルテープで覆 い、母指末節先端部が刺激に触れないようにした.

条件1でも条件2でも、母指を遠位方向にのみ動かし て錯触量判断を行った.その理由は、指を動かして判断 する際にサージカルテープが刺激に引っかからないよ うにするためであった.一対比較法実験では、条件1に おいても条件2においても、観察者は左右の刺激の太い 敵のどちらがより凹んで感じられるかについて、二肢強 制選択法により判断した.

実験に用いた刺激は6種類だったので、刺激の組み合わせは15種類となる.実験では、刺激提示の際の刺激

左右位置も考慮したので、刺激組み合わせは全部で 30 種類となった.実験では、条件1についても条件2につ いても、各観察者は30種類の組み合わせについて5回 ずつ、計150回の判断を行った.よって、実験2では、 各観察者は条件1と条件2で合計300回の判断を実施し た.また、すべての条件において、1組の刺激の判断時 間は10秒以内、各刺激組み合わせの提示間隔は15秒と した.

なお,実験1の場合と同じく,実験の際の観察者の手 指温度は33℃以上とした.

3.3 結果

条件 1,条件 2 について,10名の観察者の実験結果 のデータを,それぞれ Thurstone の比較判断の法則に基 づき,Case V の処理手続きに従って計算し,刺激間の相 対距離を算出した.その結果を Fig.3 と Fig.4 に示す.

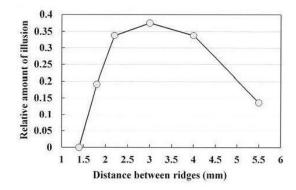


Figure 3 一対比較法を用い,利き手母指末節先端部で測定した, 条件1の実験における FTIの錯触量

図の横軸は、細い畝間の間隔 (mm 単位)、縦軸は錯触量の相 対値をあらわす.

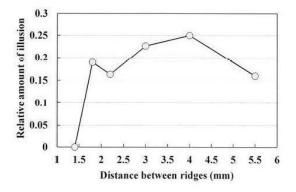


Figure 4 一対比較法を用い、利き手母指末節横腹部で測定した条件 2 の実験における FTI の錯触量

図の横軸は、細い畝間の間隔 (mm 単位)、縦軸は錯触量の相 対値をあらわす. Fig. 3, Fig. 4 の両図とも、横軸は細い畝間間隔 (mm 単 位),縦軸は相対錯触量をあらわす. なお, Fig. 3, Fig. 4 の相対錯触量は、細い畝間間隔が 1.4 mm のときの錯触 量を 0 として表現してある. Fig. 3, Fig. 4 中の灰色丸印 は、各刺激の相対錯触量をあらわす.

条件1の実験結果を示す Fig.3 を見ると, 畝間間隔が 1.4 mm から 2.2 mm まで相対錯触量は急速に増大した. 錯触量は細い畝間間隔が 3.0 mm で最大に達し(畝間間 隔 1.4 mm の錯触量を0 としたとき, 0.38), 畝間間隔 4.0 mm では減少に転じ, 畝間間隔 4.0 mm~5.5 mm では 急速に減少した. 畝間間隔 5.5 mm の相対錯触量は, 畝 間間隔 1.8 mm のときの錯触量より少なくなった.

これに対し,条件2の結果を示すFig.4を見ると,畝 間間隔が1.4 mm~1.8 mmでは,錯触量は急激に増大し た.しかし,1.8 mm以上の畝間距離では,錯触量の増 加は緩やかで,畝間間隔4.0 mmで最大(畝間間隔1.4 mm のときの錯触量を0としたとき,0.25)となった.そし て,畝間間隔5.5 mmにかけては,錯触量は減少した.

実験2で,条件1の結果と条件2の結果を比較すると, いずれの条件においても, 錯触量は畝間間隔の関数とし て上に凸のパターンを示した. すなわち, 畝間間隔が 1.4 mmのとき相対錯触量は最も小さく, 畝間間隔 3.0 mm~ 4.0 mmで最大となり, さらに広い畝間間隔では錯触量 は再び減少した.

#### 3.4 考察

条件1と条件2の結果を詳細に比較して見ると,条件 1の場合,畝間間隔3.0 mmのとき相対錯触量が最大と なった.これに対し,条件2では畝間距離4.0 mmのと きに相対錯触量が最大となった.また,条件1に比べ, 条件2では錯触量が少なく(条件1では最大0.38,条件 2では最大0.25),また,条件1に比べると条件2の錯触 量曲線が示す上に凸の度合いも弱かった(Fig.3, Fig. 4).

なぜ、このような傾向があらわれたのであろうか.条件1,条件2に示されたような相対錯触量パターンが得られた原因として考えられるのは、皮膚における機械受 容単位密度である.触覚を司る皮膚機械受容単位の密度 は、指の末節先端部から中節・基節にかけて1/3以下に 低下する<sup>3)</sup>.それとともに、皮膚の分解能を示す触2 点闕も3倍程度に大きくなる(分解能を触2点闕の逆数 であらわすと、やはり1/3程度となる)<sup>3)</sup>.最もよく錯 触を感じる畝間間隔も、皮膚機械受容単位密度、すなわ ち触2点閾の大きさの影響を受けると考えられる.

条件1では、母指末節先端部で刺激に触れた.母指末 節先端部は機械受容単位密度が高く,触2点関が小さい. そこで、比較的狭い畝間間隔でも刺激表面の凹凸を検出 でき、主観的摩擦をはっきり感じ、錯触量も大きくなっ た.また、畝間間隔が広がると、1本1本の細い畝の印 象を早い段階で強く感じてしまい、細い畝の部分を面と して感じにくくなり、錯触が減ったものと推定される. これに対し,条件2では,母指末節の横腹部分で刺激に 触れて, 錯触検出を行った.母指の末節とは言え,横腹 部分は母指末節先端部より機械受容単位密度は低い.そ こで,刺激に触れたとき,主観的摩擦を強く感じる部分 の畝間間隔がより広くなる方向に移動し,錯触ピーク値 が,母指末節先端部の3.0 mmから,母指末節横腹部の 4.0 mm へと変化したものと推定される.

なお、実験1と実験2の結果を比較すると、実験1で 観察された相対錯触量最大の畝間間隔は、実験2(の条 件1)の相対錯触量最大値の畝間間隔より狭かった(実 験1では畝間間隔 1.4~1.8 mm, 実験2条件1では畝間 間隔 3 mm で相対錯触量が最大となった).上に述べた ように、FTI の錯触量は、皮膚の機械受容単位密度に応 じて変化する.示指末節先端部(実験1での被刺激部位) と母指末節先端部(実験2条件1での被刺激部位)の機 械受容単位密度はほぼ同様と推定されるにもかかわら ず,最大錯触量を示した畝間間隔が両者間で異なってい るのはどのような理由によるのであろうか. これについ ては、刺激への指の接触方法の相違が原因のひとつであ ると推定される.実験1では、観察者は、指を体幹に対 し近位・遠位いずれの方向にも自由に動かして錯触判断 を行うことが可能であった.それに対し実験2では、観 察者は母指を遠位方向にのみ動かして錯触判断を行っ た. これは、サージカルテープの存在による運動制限の ためであったが、この制限の有無が錯触量変化に寄与し たものと推定される.

#### 4. 実験 3

宮岡は、3D プリンタを用いて錯触刺激を作成する過 程で、Fig. 5 に示すような格子状の刺激を触っていると 格子部分が盛り上がって感じられる錯触を発見した<sup>4)</sup>. そこで、この錯触を格子錯触 (lattice tactile illusion, LTI) と名付け、LTI のあらわれ方についての実験的検討を行 うことにした.

4.1 目的

LTI のあらわれ方について、一対比較法を用いた検討 を行うことを本実験の目的とした.また、LTI の出現理 由について考察することも研究目的とした.

#### 4.2 方法

<u>観察者</u>: 20歳代の男子大学生9名,女子大学生1 名,合計10名が,観察者として実験に参加した.いず れの観察者も心理実験の経験を有していた.

<u>実験装置と刺激</u>: 3D プリンタ (MiiCraft) で, Fig. 5 に示すような刺激を作成した.作成した刺激の精度は± 25 µm であった. Fig. 5 に示す刺激の厚さは,すべての 部位で 0.5 mm とした.また, Fig. 5 の太い畝 (図中で横 方向の畝) の幅はすべて 2 mm,太い畝間の間隔はすべ て 3 mm であった.細い畝 (図中で縦方向の畝) の幅は すべて 1 mm,細い畝間の間隔は刺激の種類によ

#### 静岡理工科大学紀要

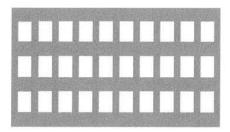


Figure 5 実験3で用いた刺激

刺激は、太い3本の畝(幅2mm)と多くの細い畝(幅1mm) からなる,格子状のパターンであった、細い畝の数は、細い畝 間の間隔に依存して変化し、5~16本となっていた.

って異なっており, 1.0, 1.5, 2.0, 2.5, 3.0, 4.0, 5.0, 6.0 mm の 8 種類であった. その結果, 刺激の種類によ り, Fig. 5 の横方向の長さは 29~31 mm (細い畝の数は, 細い畝間間隔の大きさに応じて変化した) となった. ま た, Fig. 5 の縦方向の長さは 17 mm であった.

実験手続き: 実験は,一対比較法により実施した. アイマスクを掛け,椅子に腰かけた観察者の前方にセットした実験台に,二つ1組の刺激を観察者から見て左右 方向に並べておいた.その際,二つの刺激の太い畝が観 察者から見て遠位 - 近位方向となるよう並べた.観察者 は,利き手の示指末節先端部で刺激に触れ,刺激の細い 敵と直交する方向に指を動かして錯触量を判断した.示 指を動かす方向(遠位方向,近位方向,遠位・近位の両 方向)については,観察者の自由とした.実験に際して は,左右どちらの錯触量を大きく感じるか(左右どちら の畝を盛り上がって感じるか)について,二肢強制選択 法による判断を求めた.

実験に用いた刺激は8種類なので、刺激の左右提示位 置を考慮すると、刺激の組み合わせ数は56種類となっ た.各観察者は56種類の組み合わせについて5回ずつ、 計280回の判断を行った.

なお,1組の刺激の判断時間は10秒以内,各刺激組提示間間隔は15秒とした.実験中は,刺激に触れる指温 度を33℃以上に保つようにした.

4.3 結果

10名の観察者の実験結果を, Thurstone の比較判断の 法則に基づき, Case V の処理手続きに従って計算した. 計算結果を Fig. 6 に示す. Fig. 6 の横軸は細い畝間の間 隔 (mm 単位), 縦軸は相対錯触量をあらわす. なお, この図では畝間間隔が 1.0 mm のときの錯触量を 0 と して表現してある.

Fig 6を見ると, LTI の錯触量は, 細い畝間の間隔が 1 mm~2.5 mm の間で急激に増大した. 相対錯触量は細い 畝間間隔が 2.5 mm のときに最大値に達し, 畝間間隔がそ れより広くなると, 減少に転じた. ただし,

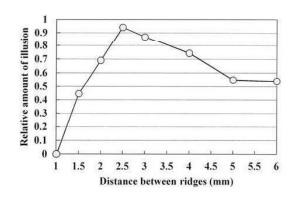


Figure 6 一対比較法を用いた格子錯触(LTI)の錯触量測定結果

図の横軸は、細い畝間の間隔 (mm 単位)、縦軸は錯触量の相 対値をあらわす。

畝間間隔の関数としての錯触量の増大勾配と減少勾配を 見ると、増大勾配の方が急で、減少勾配の方が緩やかで あった.

#### 4.4 考察

LTI では、観察者が指を動かす方向と直交する細い畝 の部分が、太い畝の部分より膨らんで感じられた. 観察 者は, 主観的な摩擦が大きい部分を, 滑らかな部分に比 べて盛り上がって感じたと推定される.実験3では、こ の現象が観察されたものと思われる.ただし、ある部分 を盛り上がっていると感じるためには、指の移動方向と 直交する畝のグループを一つの面として感じ、しかもそ の面の主観的摩擦が、隣り合った面(太い畝)の主観的 摩擦より大きい必要がある.こうした,主観的摩擦の大 きな面が膨らんで感じられるという現象は、 畝間間隔が 2.5 mm ときに最も大きくあらわれたのであろう. 畝間 間隔が 2.5 mm より小さいと、面の印象ははっきり感じ られても, 主観的摩擦は小さくなる. また, 畝間間隔が 3.0 mm 以上では、一つ一つの畝の印象が強くなり、面 の印象が弱くなる.いずれの場合も、隣り合った面と比 較したとき、 錯触の印象が薄れたものと推定された.

#### 5. 総合考察

本研究では,実験1,実験2で魚の骨錯触(FTI),実 験3で格子錯触(LTI)の錯触量測定を行った.FTIでは, 魚の背骨にあたる太い畝部分があばら骨にあたる細い 畝部分より凹んで感じられた.これに対し,LTIでは, 格子のうち,指の動きと直交する畝部分が膨らんで感じ られた.なぜ,このような相違があらわれたのであろう か.

FTIにおいてもLTIにおいても、主観的な摩擦が大き な役割を果たすと考えられる.本研究で用いた錯触刺激 には、「主観的な摩擦が大きい面」と「滑らかで主観的 摩擦の少ない面」が存在する. このどちらの面に注目す るかで、凹んで感じられるか、膨らんで感じられるかの 印象が決まってくる. FTI では滑らかな面に注目するた め、そこが凹んで感じられる. それに対し、LTI では摩 擦の大きい面に注目するため、そこが膨らんで感じられ るのである.

また、こうした場面で起こる錯触には、主観的な摩擦 の大きさとともに面の印象の強さが錯触量を決める重 要な要素となっていると考えられる.主観的な摩擦が大 きく面の印象が強いと、全体として「主観的な摩擦の大 きい面」となり、「滑らかな面」との対比効果が明確と なり、錯触がはっきりあらわれる.これに対し、例えば 細い畝の間が離れていると、一つ一つの畝の主観的摩擦 は大きくても、畝の作る面の印象は弱くなる.その結果、 滑らかな面との対比効果が弱まり、その結果として錯触 も弱くなる.

さらに、実験1の考察の部分でも言及したが、ここで 述べた「主観的摩擦」は、物理学で取り扱う摩擦と同一 ではないということに注意すべきである.ここで言う 「主観的摩擦」は、あくまで神経システムのキャッチし た摩擦であり、その根本は、皮膚機械受容単位の神経発 射パターンに依存しているものと考えられる.

#### 6. まとめ

本研究では3種類の実験を行った.実験1では,魚の 骨錯触(FTI)について観察者が示指末節で刺激に自由 に触れ,相対錯触量について一対比較法で判断した.実 験2では,観察者が母指末節先端部と母指末節横腹部で FTI刺激に触れ,相対錯触量について一対比較法で判断 した.実験1と実験2から,FTI 錯触量は皮膚機械受容 単位密度に依存して変化すること,また刺激への触り方 も錯触量の大きさに関連することがわかった.実験3で は,格子錯触(LTI)について,観察者が示指末節で刺 激に触れ相対錯触量について一対比較法で判断した. FTIとLTIでは,注目する部分が凹んで感じられるか

(FTI) 膨らんで感じられるか(LTI) という側面では錯 触のあらわれは正反対となるが、「主観的摩擦」という 面に着目すると、よく似た現象を異なった側面から見た 結果であると考えられた.

触覚は、対象の表面状態を知るという面で重要な機能 を果たしており、また、錯触もこうした面に特徴的にあ らわれる、錯触研究を進展させることにより、触覚の情 報処理メカニズムが明らかになるものと期待される.

#### 謝辞

本研究は, JSPS 科研費 25540061 の助成を受けた. 実験の実施に際しては,静岡理工科大学学生 大池知 生,新村優介,鈴木理恵子,竹澤英作,安川尚吾,山崎 一輝,田島充蔵,大槻大智,宮田大祐の協力を得た.

#### 引用文献

- V. Hayward, "A brief taxonomy of tactile illusions and demonstrations that can be done in a hardware store", Brain Research Bulletin, 75(2008), 742.
- (中谷正史, 梶本裕之, 川上直樹, 舘暲, "Fishbone Tactile Illusion を通した凹凸知覚の研究", 日本バー チャルリアリティ学会第 10 回大会論文集, 10(2005), 201.
- Å. B. Vallbo and R. S. Johansson, "Properties of cutaneous mechanoreceptors in the human hand related to touch sensation", Human Neurobiol., 3(1984), 3.
- (4) 宮岡徹, "格子錯触の発見と錯触量測定",日本心理 学会第79回大会論文集,79(2015),572.

## 用行義塾の場所と建物について

A study on the place and building of YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Mciji cra

## 小栗 勝也\* Katsuya OGURI

#### 1. はじめに

袋井市教育委員会が平成6年11月30日に設置した「袋 井近代教育発祥之地/用行義塾」の説明板が、図1の★ の場所にある。次頁の写真1、2は、それを筆者が撮影(2014 年3月)したもので、写真1は全体を、写真2は説明書 き部分をアップで写している。

この説明板は袋井東小学校から少し離れた所に設置さ れている。まだ何も知らなかった頃の筆者は、用行義塾 が後の袋井東小学校になったのであるなら、同校と同じ 場所にあったのではないかと単純に考えていた。それゆ え、なぜ説明板が東小学校から少し離れた所にあるのか 不思議であった。しかし、その疑問に答えてくれる資料 はどこにも見あたらなかった。

そこで、説明板の設置者に直接聞くのが一番早いと考 え、教育委員会に質問することにした。2014年7月7日 のことである。当時、教育委員会にいた旧知の柴田禎弘 先生を通して、なぜ、あの場所に用行義塾の説明板があ るのか理由を知りたいと尋ねた。すると早くも7月9日 に、教育委員会からの回答として1枚の文書と、参考資 料のコピーを幾つか頂いた。これらの文書と資料は電子 メールに添付された電子媒体で送られてきた。文書の方 は印刷すればA4版で1枚のものである。

この文書に署名はないが、袋井市教育委員会生涯学習 課の早川俊之氏から柴田先生に送られ、それを柴田先生 が小栗に転送して下さっている。また早川氏は同課内の 文化財係・水野雅彦氏から提供されたものを柴田先生に 転送している。それらはメールの記録から明らかである。 従って、元は水野氏が書かれたものだと思われる。水野 氏が最初に発信した日も7月9日なので、その日のうち に筆者の手元まで届いたことになる。いずれにしても上 記のルートを通して届いたものなので、教育委員会の担 当部署から筆者への正式な回答文書と言える。

#### 2. 用行義塾があった場所について



# (2-1) 教育委員会の説明

この文書に記されて いる設置場所決定の経 緯は、筆者にとって初 めて知る情報であった。 このような説明が記さ れた文献等はこれまで の筆者の調査で一度も 出会ったことがないの で、内部関係者以外は 今でも一般に知られて いない情報のはずであ る<sup>(1)</sup>。従って、この内 容を紹介するだけでも

2016年2月22日受理 \*総合情報学部人間情報デザイン学科 13

価値があると考える。但しこの文書にはゼンリン社製の 古い住宅地図の転写があり、それを用いながら説明され ているので、地図の著作権の関係から文書をそのままの 形でここに示すことはできない。そこで地図部分を除い た文章のみを以下に全文紹介する。

国道1号線南で市道久津辺西8号線東側の袋井市 国本2088-1 に立つ用行義塾の説明板は、かつて用 行義塾があった場所に近い公共用地に立てられてい ます。

その場所は、地元自治会の公会堂が建てられていた場所で、現在の国道1号線建設に係る周辺道の整備に当たり、市道久津辺西8号線と久津辺【「辺」は原文のまま…小栗注】・八幡地下道の整備のため、公会堂は現在の広岡2113番地へ移転となり、狭小な公共用地が残される形となっていました。

当時、市教委社会教育課が進めていた文化財説明 板設置事業のなかで、東小学校に残る文書や版木(市 指定文化財)以外には用行義塾を示すものは現地に は残されていなかったので、近接地に用行義塾を紹 介する説明板の設置を行いました。

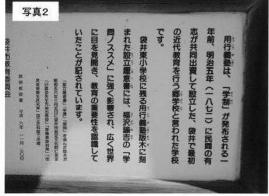
なお、川見(旧姓「鳥居」)駒太郎氏著の『思い出 の刮目小学校』(1973年 袋井東小学校創立百年記念 事業委員)※文献 1 の年表中に用行義塾は久津部新 屋 208-1 と住所を記していますが、久津部新屋を袋 井市東地区の土地法典などで確認すると国本 2081 ~2097 番地付近で、川見氏の記録にある 200 番台の 地番ではありません。また、『我が郷土』(1932年 久 努村刮目尋常高等小学校)※文献2には用行義塾は 久津部北の足立隆二氏(久努村村長及び村議会議長 を歴任)宅西側にあったと記録しています。この足 立隆二氏は上記の住宅地区に見える国本 2087-1 で 先年鬼籍に入られた足立年弘氏の祖父なので、用行 義塾は西隣である 2088-1 番地(上記住宅地図では 公会堂)にあったことが判明しました。

ここから、教育委員会が用行義塾の場所を特定する際 に用いた典拠資料が分かる。このうち資料名が明記され ている文献は2つある。1つ(以下「文献1」と称する) は川見駒太郎『思い出の刮目小学校』(1973年、袋井東 小学校創立百年記念事業委員会<sup>(2)</sup>)で、いま1つ(以下「文 献2」)は『我が郷土』(1932年、久努村刮目尋常高等小 学校)である。これら以外に土地法典、住宅地図も参考 にしていることが分かる。住宅地図はゼンリンの1974 年版のものである。土地法典とは、それが具体的に何で あるのかについては筆者には分からない。

以下、文献1、2の内容と教育委員会の説明について検 討する。

文献1には、用行義塾の場所が「久津部新屋 208-1」



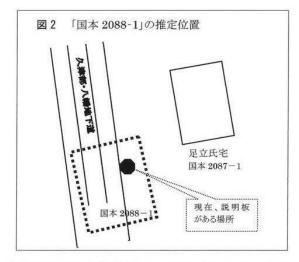


と記されているが、「久津部新屋」は土地法典等から「国本 2081~2097 番地付近」に相当することが分かるので、 文献1にある 200 番台の地番は存在しない、と教育委員 会は結論付けている。

筆者も袋井図書館で文献1の書籍を確認した。9頁の 年表の冒頭に「明治5725私立用行義塾創設(山名 郡国本村久津部字新屋二〇八ノー)」と確かに書かれてい る。教育委員会の文章にある通り、「208-1」である。

著者の川見氏が、何を根拠にこの文を書いたのかを知 りたいのであるが、年表の直前に「袋井東小学校の前身、 刮目小学校の沿革に目を通すことにしよう。」(8 頁) と 書かれており、また年表の後に「この年表によって」(9 頁)という文字があり、さらに「この沿革史を眺めつつ」 (10 頁)という表現がある。ここから、川見氏が根拠と したものは「沿革」または「沿革史」が記された資料と、 年表であることが分かる。「沿革史」に該当する資料は袋 井東小学校に残る『沿革誌』しかないはずだが、川見氏 は果たして、その実物を見たのであろうか。

同校の『沿革誌』については、筆者は既に調査を終え ており、別稿でその結果をまとめている<sup>(3)</sup>。『沿革史』の 記録と川見氏の文章を比較して判明することは、両者に



齟齬があるという事実である。そのことについては後述 する。

次に、文献2についてである。そこには、足立隆二氏の自宅の西側に用行義塾があったという記述があり、また。足立隆二氏の家は「国本2087-1」であるから、その 西側は「2088-1番地」となり、かつて公会堂があった辺 りであることが分かる、と教育委員会は説明する。

2088-1 番地の推定場所について、教育委員会の回答文 書では地図で示してくれている。しかし、これも著作権 の関係で、ここにそのまま示すことはできないので、筆 者による略記の形で示すと図 2 のようになる。破線部分 の土地の大きさは「推定」である、ということである。

文献2についても、筆者は袋井図書館で現物を確認した。そこには教育委員会の文書にある通り、用行義塾は「久津部の北側(今の足立隆二氏宅の西)にあった」(35 頁<sup>(4)</sup>)と書かれている。

この文献 2 の情報と、足立隆二氏の家が国本 2087-1 であるという教育委員会独自の情報と、地番等が記され た土地法典の情報とを合わせて、足立隆二氏宅の西隣の 「2088-1」が用行義塾のあった場所であると教育委員会 は判断したことが分かる。つまり文献1は、根拠として は採用されなかったことになる。それでも、上記の説明 は十分に合理的であり、この回答を得て筆者は納得して いた。

#### (2-2)新たな疑義

ところが、その後に筆者が調査を進めた結果、用行義 塾の場所に関する上述の教育委員会の説明について、1 つの疑義が生じてきた。

教育委員会の回答文章にある通り、「東小学校に残る 文書」にも用行義塾に関する情報があることを教育委員 会は知っているようであるが、その「文書」には用行義 塾に関して具体的にどのような情報があるのかを教育委 員会自身は知らないのではないかと想像する。なぜなら、 以下のことに全く言及していないからである。 筆者は袋井東小学校に残る『沿革誌』を調査したが、 そこに用行義塾の場所に関する明確な情報が記されてい た。すなわち、『沿革誌(袋井東小学校) 第二編』「第 二編」「第五章 校地」「第一節 本校設置前ノ概況」 の所に、「用行義塾ヲ設置シテヨリ明治十四年十月二十 日マデハ国本村久津部宇新屋二千八十番地ノーヲ校地ト 定ム」とある<sup>(5)</sup>。"久津部新屋 2080 番地の1"が、明治 14 年当時の用行義塾跡地の地番ということになる。

もし、教育委員会による先の推定も、上の『沿革誌』 の記述も、すべてが正しいと仮定すると、用行義塾のあった場所を示す情報はすべて同じはずであるから、『沿革誌』 に記されている"国本村久津部新屋 2080-1"と、教育委員会の言う「国本 2088-1」は等しいことになる。

ところで、教育委員会が証拠文献として却下したことになる前述の文献1には、用行義塾の場所として「久津部新屋 208-1」と記されていた。『沿革誌』では"久津部新屋 2080-1"である。2つは酷似している。

文献1の著者である川見氏は、『沿革誌』または年表を 見ながら地番の記述をしたことを文中に記しているが、 川見氏が資料を見る際に、1の位の「0」を見落とすとい うミスをした可能性はないであろうか。あるいは、川見 氏が『沿革史』の実物を見たか否かは分からないが、仮 に実物ではなくて、別の誰かによってまとめられた年表 形式の資料のみを見たとしたら、年表を作った人が誤記 をした可能性もある。

いずれにしても、「208-1」と「2080-1」は別の物であ ると言うよりは、どこかで誰かが下1桁の「0」を落とし た結果としての誤記と考える方が正しいのではなかろう か。これが筆者の感じた疑義である。

もし、川見氏の本が誤記であるならば、「2080-1」が正 しいことになる。それならば、教育委員会が調べても 200 番台の土地がないのは当然のことになる。

久津部新屋は、現在の国本 2081~2097 番地付近である ということだが、では、昔の「久津部新屋 2080」は今の どこに相当するのであろうか。もしかすると「国本 2088」 に当るのではなかろうか。このことを検討できる土地法 典等を筆者は調査できていないので、本稿ではこれ以上 は何も言うことができない。

もし、2 つが同じであることが確定すれば、文献 1 の 情報も「0」を読み落としていたと理解できるので、その 間違い部分を修正して解釈すれば、これもまた証拠文献 として採用できることになる。そうなれば、すべてが有 効な証拠資料であったということになるので、関係する 全員が納得できる結果になると思われる。そうなること を期待して、袋井市教育委員会には再調査をお願いした いのであるが、いかがであろうか。

いずれにせよ、既述の通り、文献1以外を根拠とする 教育委員会の説明でも十分に整合性がとれているので、 現在、説明板が立てられている場所に用行義塾のあった ことは間違いない、と筆者も考える。

現在の袋井東小学校の前を通る、旧東海道の本道から 少し北に入った場所がそこである。袋井の宿場から西へ 2km 強ほど離れた閑静な場所で、東海道から数十mほど 上れば済むという、往来の便から言っても恵まれた場所 である。

さらに、別の機会で詳しく述べる予定であるが、久津 部村の足立家は代々庄屋を勤めており、この地域の中心 的家系であった。用行義塾の創設においても9人の発起 人中、足立家が7人を占める<sup>(0)</sup>という圧倒的な存在感を 示していた。その足立家の総本家の隣地に用行義塾があっ たということは単なる偶然ではないかもしれない。あく までも想像の域を出ないのだが、もしかすると用行義塾 の敷地は足立家が提供したのかもしれない。そう思いた くなるほどの近さである。

#### 3. 用行義塾の建物について

#### (3-1) 校舎は久津部学校に引き継がれた

用行義塾は、具体的にどのような建物であったかにつ いては一切不明である。それに関して何らかの言及をし ている文献は皆無であり、過去にこの問題で考察を加え た研究者も居ないようである。筆者は、若干ではあるが 参考となる情報を得ることができたので、以下にそれを 用いながら用行義塾の建物について検討を加えてみたい。

第1に紹介したいことは、用行義塾の校舎は、そのま ま明治14年まで、後身の小学校に引き継がれていたとい う事実である。このことは、戸倉新資料と『沿革誌』の 記録から判明した<sup>(7)</sup>。

久津部学校の校舎は明治 14 年に新築移転しているが、 それ以前に増改築されたという記録はないので、用行義 塾の校舎はそのままの形で、明治 14 年まで久津部学校と して使用されたことになる。

#### (3-2) 旧民家か新築か

第2に、その校舎は「旧民家」であったという説と、 「新築」であったという説の2つが存在していることが 分かった。

用行義塾は明治6年に久津部学校に生まれ変わってい る。この久津部学校の校舎について『袋井市史・通史編』 (以下『市史』)が、『文部省第三年報』の記録を根拠と して、明治8年の同校校舎は「旧民家」であったと記述 している<sup>(8)</sup>。久津部学校は用行義塾の校舎を引き継いだ のであるから、久津部学校が「旧民家」であるならば、 用行義塾もまた同じということになる。

しかし『市史』執筆者は、戸倉新資料を知らない。戸 倉新資料には、用行義塾設立時に学堂が新築されたこと が記されている<sup>(9)</sup>。新築のための「土木切」が完了した 時期まで明確に記された、この戸倉新資料の記録が間違っ ているとは思えない。すると、『市史』の「旧民家」説と 矛盾が生じる。

この問題をどう考えたらよいのであろうか。どちらか の記録が間違いであることが判明すれば決着がつくのだ が、そのための決定的な根拠がない。上記の通り、筆者 は、戸倉新資料の記録の方が信用できると考えているが、 しかし、それだけで『市史』の記録が間違いであると断 定するのは早計かもしれない。そこで、『市史』が根拠と した文部省の資料を、筆者も独自に見直すことにした。

すると、そこで1つの発見があった。『市史』が用いた 『文部省第三年報』は、国会図書館近代デジタルライブ ラリーに登録されている資料名で言うと『日本帝国文部 省年報.第3(明治8年)第2冊』<sup>(10)</sup>のことである。そ こに「明治八年府県公立小学校一覧表」がある。209 頁 に久津部学校の情報が縦1行で表中に記されている。そ の中の、校舎が新築か旧家かを示す欄に「旧民家」とあ る。『市史』はこれを根拠にしたことが分かる。確かに、 そのように記録されているのは事実である。

ところが、翌年の『日本帝国文部省年報.第4(明治9年)第1冊』に収録されている「文部省第四年報附録第 二/明治九年府県公立小学校一覧表」<sup>(11)</sup>にある久津部学校の欄(217頁)には、同じ欄に「新築」と書かれてい るのである。『市史』は、こちらの資料には気づいていない。

そこで次に生じる問題は、同じ文部省の記録に、「旧民 家」と「新築」という異なる情報が記されていることを どう解釈すべきかということになる。戸倉新資料や『沿 革誌』を知らなかった頃であれば、筆者は単純に、明治 8年から9年の間に久津部学校の校舎が新たに建てられ、 そのために両方の届けが出たものと解釈して、記録は共 に正しいと考えたであろう。

しかし、前述の通り、明治14年まで久津部学校の校舎 は用行義塾時代の校舎を引き続き使用していたことが分 かっている。校舎が新しくなったのは明治14年が最初で ある。従って、明治8~9年頃に校舎が新築されることは あり得ない。ここから、文部省記録にある旧民家(明治 8年版の記録)という情報と新築(明治9年版の記録) という情報の両方とも正しいとする解釈は成り立たない と断言できる。文部省の資料に食い違いが生じている理 由は別になければならないはずである。

この問題に対する筆者の現時点での推測は、明治9年 版に久津部学校が文部省に提出した際に、正しい「新築」 という情報に訂正して届けたのではないかということで ある。明治5年に用行義塾が設置された時に「新築」さ れた校舎が、明治14年まで継続使用されていた事実があ る以上、「旧民家」が校舎であったことは一度もないはず である。従って、「新築」が正しい答えということになる。

それではなぜ、「旧民家」と初めに届けたのであろうか。 明治8年の情報を文部省に返答する際、3年ほど前に建 てられたものを「新築」と呼ぶことを関係者が躊躇した ためであったのであろうか。それとも別に理由があった のであろうか。この点に関しては、依然として謎のまま である。

#### (3-3) 教室は1つ

以下は、用行義塾の建物それ自体がどのような構造に なっていたのかに関する考察である。

『沿革誌 第二編』「第四章 校舎」「第一編」に、用 行義塾の校舎については「記録煙滅シテ徴スベキモノナ カリガ当時ノ事情ヲ詳ニセル日向謹作氏ニツキテ其大要 ヲ記載シタル」「別表第一図」があったという記録がある (情報No.2-1)<sup>(12)</sup>。この「別表第一図」を見れば、いろい ろな疑問が瞬時に判明するに違いないのだが、残念なが ら現在、所在不明となっている。

『沿革史』の調査で袋井東小学校を訪れた 2 回目の時 (2015年3月)、同校校長の小澤一則先生から保管庫内に 残る古い文書の山を見せてもらったが、外観から見た限 りでは該当しそうなものは見つけられなかった。『沿革誌』 以外の文書束を預かって筆者が調査をした中でも未だ見 つかっていない (2015年12月現在)。また、これとは別 に校長先生は独自に図面の類を探して下さったが、該当 図面は見つかっていない。ただし筆者も校長先生も、袋 井東小学校で厳重に保管されている古い文書の全部を調 査したわけではないことを断っておく。

そこで現状では、他の情報から推測する以外にないが、 手掛かりになりそうなものは幾つかある。それを基に筆 者が類推した用行義塾の建物像について記す。

名前	10月5日	11月5日	11月10日	年齢
源三郎	Ŀ	掃除·上	上	14 歳
曹一郎	下			17 歳
仙三郎		掃除·下	上	
栄三郎	上			
駒吉	上	掃除·上	下	
紋二郎	下			13 歳
うた		上、掃除·上		11歳
宇平	Ŀ			
庄二郎	上			14 歳
瀬平		掃除·下	下	11歳
勝次郎		掃除·上		10 歳
常平		掃除·下	下	
平吉		掃除·上		12 歳
三吉		掃除·上		
三平	下			
喜太郎	下			
国太郎		掃除·下	上	

表1 「上下」の記入がある塾生の一覧

【注】10月5日の出席簿には「×十弐人」「内六人上」「六人下」と記されているが、実際に上下が付されたのは表中に記した9人のみである。

はじめに紹介したいことは、用行義塾の教室は1つだ けであったということである。これも文部省資料の調査 で判明した。『日本帝国文部省年報.第5(明治10年) 第2冊』にある「文部省第五年報附録第二/明治十年府 県公立小学校一覧表」の222頁に、久津部学校の教場が 1つであると明記されている<sup>(13)</sup>。用行義塾の建物は久津 部学校にも引き継がれ、明治14年まで同じ建物が用いら れていたことは前述した通りである。従って明治10年版 の文部省資料に出てくる、教室は1つであるという情報 は、用行義塾についても同じであったことを意味する。 このことは、他の情報と併せて考えるとき、用行義塾の 建物を想像する際の手掛かりの1つになる。それについ ては後述する。

#### (3-4)2階建ての可能性

次に、建物は2階建てであった可能性が高いことを指摘したい。既刊拙稿で示したように、現存する用行義塾の出席記録には、出席以外の情報が付記されることがあるが、その中に「上」と「下」と記されたものがある。 それだけを抜き出してまとめたものが表1である<sup>(14)</sup>。「上下」と共に「掃除」の文字が記されている時もある。これは塾生たちの掃除の分担を示し、「上下」は2階と1階を指すものと筆者は解釈している。この解釈が正しければ、用行義塾の建物は2階建てであったと言える。

しかし「上下」の区分は掃除の分担場所ではなく、長 幼の別、あるいは成績の区分であると考えられないこと もない。

しかしながら、これを長幼の区分と考えると、表1か ら明らかなように、17歳の曹一郎が「下」に区分され、 10歳の勝次郎が「上」に区分されているので矛盾する。 また、同じ人物が「上」に区分される時もあれば、「下」 に区分されることもある。以上のことから、「上下」の区 分は年齢とは関係しないことが分かる。

次に、「上下」は成績の区分ではないかという点に関しては、これも既刊拙稿の情報から明らかな通り、用行義 塾には別に「天」「地」「人」の区分が存在していた<sup>(15)</sup> ことを挙げれば、それが妥当でないと指摘できる。「天」 「地」「人」は、例えば俳句がそうであるように、当時に おいては優劣を示す際に普通に用いられていた区分であ る。これがある以上、「上下」は成績の区分とは言えない。

すると、残るのは掃除の分担である。もともと、「掃除 人数割」<sup>(16)</sup>の文字と共に記されることがあったのが「上 下」であるから、そう理解するのが最も妥当であろう。 掃除の分担で「上」と「下」に分かれていたということ は、上の階と下の階と解釈するのが自然である。すると 用行義塾は2階建てであったことになる。

以上が2階建てであると筆者が推論した根拠である。 しかし残念ながら、この推論が正しいか否かを直接検証 する材料はない。筆者が示し得るのは以上の傍証だけな ので、ここでは仮説としておくが、十分にあり得ること ではなかろうか。後述する通り、用行義塾には、普通の 塾生よりもやや年長で、今日の中学生・高校生に当る年 齢の住み込みの塾生が何人もいたから、彼らの居住用と して2階部屋があったのではないかと想像している。

#### (3-5) 建物の大きさの推定

次に、建物の大きさについて考察する。用行義塾の校 舎は、明治14年まで、後身の久津部学校および刮目舎に 引き継がれて使用されていたことは既に何度も述べた。 この建物が狭隘になったため<sup>(17)</sup>、場所を変えて新築され たのが明治14年である。そうして出来た新しい校舎につ いては、『沿革誌 第二編』「第四章」「第一節」に次のよ うに記されている<sup>(18)</sup>。但し、分かち書きで記された部分 があり、それをそのまま示すと煩雑になるので、形には とらわれずに必要な情報ごとにまとめて示した。原資料 の表記の仕方とは若干異なるが、情報の内容は全く同一 であることを断っておく。

木造瓦葺二階家 一棟
間口 十四間、奥行 三間
此建物五十四坪 内二階十二坪
外玄関 二坪
庇瓦葺 十九坪一合六勺
木造瓦葺平屋 一棟
間口 十六間、奥行 三間
此建坪四十八坪
庇瓦葺 二十四坪
附属木造瓦葺廊下 一棟
間口 一間、奥行 七間
此建坪七坪
附属木造瓦葺便所 二棟
各 間口 三間四尺、奥行 九尺
此建坪各五坪五合

明治14年の新校舎は、一部2階建ての建物1棟と 平屋の建物1棟、それに廊下、便所2棟から成って いたことが分かる。これ以外に、教員用の住宅があっ たことが別の記録から分かっている<sup>(19)</sup>。この時の校 舎の絵図が『袋井東小学校のあゆみ』<sup>(20)</sup>に掲載され ているので引用掲載すると、図3のようになる。こ れを見ると、上記の説明と全て合致する。

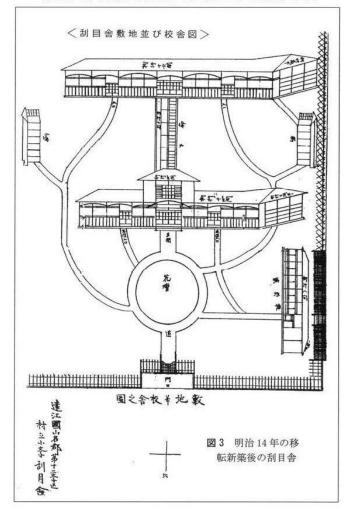
実際の用行義塾の大きさについては不明であるが、 用行義塾当時の校舎では手狭となったために、この 時に移転新築された訳であるから、用行義塾はこれ よりも小さかったことは確実である。

なお、図3の右隅には教員寮が見えるが、明治14 年の新築で教員住宅が初めて作られ、それより以前 には教員住宅はなかったことが『沿革誌 第二編』「第 七章」「第一節」(情報No.2-7)に記されているので<sup>(21)</sup>、 用行義塾時代には教員用住宅はなかったことが分かる。

ちなみに、その後の校舎についても『袋井東小学校の あゆみ』から分かる範囲で示すと、明治34・35年頃の刮 目小学校の平面図(図4)と、明治45年から大正2年に かけて増築工事がなされた後の平面図(図5)がある<sup>(22)</sup>。

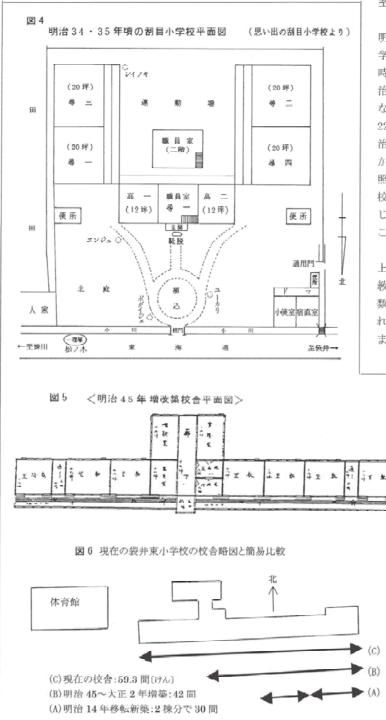
明治45年からの増築で大きくなった校舎の大きさは、 間口42間、奥行4間(木造瓦葺平屋)と記されている<sup>(23)</sup>。 ①間口の比較

以上の情報から、間口の数値が幾つか判明しているの で、まず、その比較をしておきたい。明治34年頃の建物 は間口の数値は不明なので、ここでの比較からは外す。 判明している間口の数値は図6の下部にまとめて記した。 明治14年時は2棟であるから、仮にこれを横に並べると 間口は合計で30間になる。この30間と、大正2年完成 時の42間を比べると1.4倍になっていることが分かる。 ちなみに現在の袋井東小学校の校舎は、図6に示す通り で、地図上での簡易測定ではあるが、体育館を除く校舎 本体部分を計ると、間口に相当する横幅が107.8m、奥 行きが8.7mほどになる。間の単位に直すと59.3間×4.8 間となる。奥行きを無視して、間口だけで比較すると、



#### 静岡理工科大学紀要

現在の校舎は大正2年の校舎よりも更に約1.4倍の大き さになっていることが分かる。明治14年の校舎と、大正 2年時の差はやはり1.4倍であるから、現在の校舎は、 明治14年時と比べると1.4×1.4=1.96倍となり約2倍 の大きさということになる。グラウンドを除いた校舎部 分だけなら、この程度の差でしかない。これらの数値か ら、現在の校舎を念頭においても明治・大正時代の姿を イメージすることができる。間口だけで比較すると、図



6 の下に簡易的に描いた矢印の長さが、校舎の大きさの 目安となる。用行義塾は、明治14年の(A)よりも、さ らに小さかったことになる。

#### ②坪数の比較

次に、坪数についても幾つか判明している数値がある ので、その比較をしておきたい。図4の明治34・35年頃 の校舎絵図には教室の坪数が記されているので、ここで はこの図も比較対象にできる。図4から分かる当時の教

室の坪数は合計で 104 坪である。

『静岡県史 資料編17』収録の資料では、 明治24年当時、久努村に1つしかなかった 学校の坪数が105坪と記されている<sup>(24)</sup>。当 時の校名は刮目尋常小学校である。この明 治24年の記録は、図4の校舎を指している。 なぜなら、明治24年当時の枝舎は、明治 22年に設置されたものであり、それから明 治45年まで校舎の変更はなかったことが分 かっている(本誌本巻別掲拙稿の年表を参 照)。その間に位置する明治34・35年頃の 校舎(図4)も、明治22年以降のそれと同 じはずである。よって明治24年の105坪は、 この校舎の大きさを示していることになる。

図4から判明する104坪であったから、 上の105坪という数値も敷地全体ではなく 教室のみの建坪を示していることになろう。 数値に1坪の差があるが、職員室他を入れ ればもっと大きくなるので、職員室他は含 まれていないはずである。1坪の差は単な

> る誤記なのであろうか。数値の違 いの理由は分からない。

次に、図2にある用行義塾の推 定地の大きさを筆者が地図上で簡 易測定したところ、おおよそ15m ×14mの大きさであったので、敷 地の大きさは210 m=約63.5 坪と いう概数を出すことができる。こ れらに前出の明治14年の数値を加 えてまとめると表2のようになる。 坪数といっても、建坪であること がはっさりしている場合と、敷地 の大きさの場合とがあり、正確な 比較にはならないが、それでも現 在判明している限りのデータであ るので目安として用いたい。

すると、この表から、用行義塾 の大きさは、面積で見た場合、最 大でも明治14年以降の校舎の半分 ほどであったことが分かる。

表2 判明している校舎の坪数比較

明治5年	敷地の大	63 坪	小栗による地図
用行義	きさ		上での簡易推
塾設立			定值
明治14	建坪の大	1棟:1階42坪	『沿革誌』
年移転	きさ	:2階12坪	
新築時		:計54坪	
		1棟:平屋48坪	
		合計 102 坪	
		1階部分のみ合計 90 坪	
		1階部分の外合計 90 戸	
		他に外玄関2坪+便所5.5	
		坪×2 棟=13 坪あり	
明治24	敷地か建	坪数 105 坪	『静岡県史 資
年の資	坪か記載		料編 17』
料から	はない		
明治34	教室の大	20坪×4部屋+12坪×2	『袋井東小学校
年頃の	きさ	部屋=104 坪	のあゆみ」
教室給		他に職員室等があるも大	
図から		きさは不明	
Cr.vid		CCIA 1.01	

#### ③円形スロープの存在

明治14年の図3から伺えるように、この学校には特徴 的な円形のスロープがあったが、図4の明治30年代にも それが見られる。今日の袋井東小学校にも、図1の略図 に見られるように、旧東海道から学校に入る正門付近の 校庭に円形のスロープがある。現在この場所は「刮目の 庭」と呼ばれ、多くの植栽と共に同校のシンボル的な存 在になっている。

この円形スローブが、もしも昔のままの大きさであっ たならば、そこからも明治14年以後の学校の大きさをイ メージすることが可能である。そこで、昔のままである かどうかを袋井東小学校校長の小澤先生に尋ねた(2015 年7月23日)ところ、この刮目の庭は昭和62年5月11 日に、それまであった鉄筋校舎の跡地にできたもので、 その時のデザイン図は残っているが、それが昔のものか、 昔のものを模倣したものかどうか調べてみたが今のとこ る詳しいことは何も分からない、という答えであった。 従って、今日存在する円形スロープを利用して大きさを 類推することは不可能であることが分かった。

### ④教室の数と大きさ

ところで、大正2年竣工の校舎は図5の平面図から、 教室が7つとその他の部屋で構成されていたことがわか る。明治14年新築の2棟を横に並べても、大正2年のも のと比べて一回り小さいので、仮に教室1つ分の大きさ がほぼ同じと仮定すると、明治14年の校舎では2棟分を 合わせても教室数は多くても5~6室であったと思われる。

すると、図4の明治34・35年頃の学校の図面に近いも のがイメージできる。表2から、明治14年の校舎も明治 34年の校舎も建坪ではほぼ同じ大きさであったことが分 かるが、用行義塾は明治14年校舎よりも、ずっと小さかっ たはずである。その対比だけで考えると用行義塾時代の 教室はせいぜい2~3室位であったかもしれない、という 想像が可能となる。

しかし前述の通り、用行義塾から明治14年の移転新築 以前までは、教室は1つしかなかったことが別の資料か ら判明した。すると用行義塾は、講堂のような大きなス ペースが1つだけあり、それを教室として使っていたと いうイメージが浮かんでくる。

その大きさについては、図2から63坪ほどの敷地面積 を推定できることは前述した。また、その場所には昭和 60年に焼失するまで、昔の久津部公会堂があったことが 分かっている<sup>(25)</sup>。その頃の公会堂であるから、いまの一 般的な公民館よりも小さいであろう。現在なら、やや大 さめの個人の一軒家程度の大きさがイメージされる。図 7 は、実際に公会堂があった頃の住宅地図を参考に筆者 が手書きで略記したものだが、これ見ると、当時の久津 部公会堂はまさにその程度の大きさである。

> 用行義塾も、仮に、昭 和49年頃の公会堂ほど の大きさであったとした ら、教室として使われた 部屋は1つであると分 かっているので、その大 きさは大きくても20~30 畳位の広間ではなかった であろうか。それ位なら、 民家1つ分程でも設置す ることは可能であろう。

> もちろん用行義塾の建 物については具体的なこ とは何も分かっていない ので、以上はすべて想像 の範囲内の話である。既 述の通り、日向謹作に



よって語られた情報を基に描かれたという用行義塾の図 面を今日見ることができないのは残念である。それがあ れば上記の想像も必要なくなるからである。

#### (3-6) 建物の構成

次に、用行義塾の建物の構成内容を、学校の運用実態 から、さらに推定できないかと考えた。

塾生のうち、西又村や垂木村から来ていた渡辺猪十か ら中山開夕までの7名は、1度に1か月から2か月分の 月俸米を納めていた寄宿生であった<sup>(26)</sup>から、用行義塾に は彼らが寝泊できるスペースもあったはずである。また、 用行義塾の規則にある通り、住み込みの塾生には自炊も 認めていたので専用の炊事場も必要となる。自炊しない 塾生には食事を提供しなければならないが、そのための 炊事場や女中等も必要であったはずである。ただし炊事 については隣の足立家を借りるということも可能性とし てはあったであろう。

少なくとも住み込みの塾生があったという点は重要な ポイントである。そのために2階があったのではないか と筆者は想像している。

そう考えると筆者には、かつて福沢諭吉が寄宿しなが ら学んでいた大阪の適塾の姿が思い浮かぶ。適塾はほぼ 当時のままの形で現在も残っており、筆者も訪れたこと がある。教室は1階部分にある6畳2部屋<sup>(27)</sup>だけである。 2 階は広い板張り床の大広間になっていて、ここで寄宿

生は自習もすれば寝食もした。住み込み部屋の2階を含めた塾の部分と、塾の主宰・緒方洪庵の自宅が渡り廊下 で繋がっているのが適塾の建物の全体である。

ただし、用行義塾には常駐の教員はおらず、他から先 生を招く形で授業をしていたから、適塾のように教員生 用の住居が併設されていることはない。前述の通り、用 行義塾には教員用の住宅はなかったことも判明している。 しかし、用行義塾の教員が出勤した時に、当地で宿泊す ることはよくあった。どこに泊まっていたかは不明であ るが、仮に先生の宿泊用の部屋が用行義塾の建物内に あったとしても1部屋あれば十分であろう。しかしなが ら、わざわざ掛川から招いている先生であるから、それ なりの宿か、隣の足立家に投宿して頂く位のおもてなし はしていたであろう。教員宿泊用の部屋があったか否か は不明だが、それでも教員用又は事務用に専用の部屋が 用行義塾に1つ位はあってもよいのではないかと思う。

いずれにしても、用行義塾を考える際には、適塾の敷 地にあった緒方洪庵の住居部分のようなスペースは不要 である。すると、適塾の教室部分だけを切り取って考え ると6畳2間のみになる。

この程度の小ささになると、まだ慶応義塾とは名乗ら なかった初期の頃の福沢塾の姿が、これとよく似ている。 中津藩の命を受けて福沢が江戸で最初の塾(蘭学塾)を 持つようになった時、福沢にあてがわれた建物は中津藩 中屋敷の長屋の1軒であった。2階建てで1階に6畳1 間と台所等があり、2階が15畳ほどあった<sup>(28)</sup>。1階の6 畳間に畳が3枚のみ敷かれ、うち2枚を福沢が使い、残 り1枚を住み込みの書生のような立場だった足立寛(用 行義塾発起人の1人足立貫一の実弟)が使っていた。2 階の広間には塾生がいて、意味の分からない横文字に遭 遇した諭吉が2階に駆け上がって塾生に聞さに行く光景 が見られたという<sup>(29)</sup>。このように非常に小さな2階建て の学校が、初期の福沢の学校であった。まるで適塾のミ ニチュア版のように思える。

しかし、用行義塾を考える時、6 畳間が1つ2つ程度 の大きさでは小学校としてはとても間に合わないであろ う。最初の福沢塾や適塾と比べると、用行義塾はそれよ りも大きかったに違いない。

用行義塾に学んでいた塾生の数は、分かっている限り では、特別な塾生(住み込みの塾生を含む)8名と普通 の塾生49人である<sup>(30)</sup>。あわせても57人である。そのう ち、出席者は多い日でも、1日で最大28人の塾生が来て いたことが分かっている<sup>(31)</sup>。

しかも一度に同じ時間に登校していたのではなく、各 自が自分の都合に合わせて自由な時間に登校していたよ うなので、ある時間だけを区切って見ると塾生が1人し かいないこともある。同じ時間帯に多くの塁生が出席し ていた場合でも、その最大は明治5年7月26日午後6 時に19人の塾生(日向謹作は塾生から外して数えた)が 来たと記録されている時である<sup>(32)</sup>。その19人の年齢は 幅広く、8歳から17歳までである<sup>(33)</sup>から、同じ教育内容 を同時に行えるはずがない。しかも、その日は先生がい たことを確認できない<sup>(34)</sup>。そうなると全員が自習をして いたか、先輩格の塾生から個人指導を受けていたかのい ずれかになろう。

同時に最多の塾生が来ていたこの時に、子どもたち19 人が幾つかのグループに分かれて複式授業のように、自 習ないし個別指導が行われていたとしたら、どう考えて も6畳1間でそれを行うのは不可能である。用行義塾の 教場は1つと分かっているが、1つなら最低でも十数畳 のスペースは欲しい。

筆者は、ある所で公文式の学習塾を行っている実態を 知っているが、そこでは最大で小学生 30 人前後と大人の 教師数人が民家の1階の2間(14畳と8畳)に低い長机 を並べ、ひしめき合うようにして勉強をしている。用行 義塾も、その程度の大きさに匹敵する大広間が1つあれ ば、当時の1日当りの塾生の規模から見て十分に運用で きたと想像される。

#### (3-7)明治14年までの久津部学校時代

ところで、用行義塾の後身学校も明治14年までは用行 義塾当時の校舎を使用していたことが分かっているが、 そこでの生徒数は用行義塾の比ではなかった。これも文 部省資料から判明したことだが、明治7~10年頃の久津 部学校の生徒数として報告されている数をまとめると表 3<sup>(35)</sup>のようになる。戸倉新資料から明治13年の数値も分 かるので、ここに加えた。

用行義塾の推定塾生総数よりも桁が1つ多いので、俄 かには信じがたい数である。実際に通っていた子供たち の正確な数であったとしたら、明治7年の合計445人に 対して、翌年が187人と半減以下になるのは、学区の変 更や分校化など余程の大枠の変化がない限り、あり得な いことである。しかし、実際に当時そのような変更があっ たか否かは確認できない。

或は最初の年の統計は、地域で学齢に達した子供たち を調べた総数を示し、それ以降の年は、実際に登校でき ていた数を示すのかもしれない。明治13年の「学齢」の 数値を見ると明治7年のそれと酷似しているので、その ように考えるのが妥当のようにも思える。しかし、それ が正しいという保証はないので、この判断には留保が必 要であることを断った上で、明治7年の数値は実際に通っ ていた数ではなくて、学齢に達している子供の数である と考えることにしたい。すると、用行義塾の後身学校= 久津部学校・刮目舎に通っていた当時の子どもの数は、 明治8年以降の数値から120~180人ほどであったことに なる。

その頃も校舎は用行義塾時代の校舎であり、しかも教 室は1つしかなかったことが分かっている。一度に全員 を教室に入れようとすれば、相当の広さが必要である。 しかも、年齢層の違う子どもたちに同一の授業をさせる ことは不可能なので、やはり1教室の中で複式授業の形 で実施せざるを得なかったはずである。この形態の授業 は、余裕のあるスペースの使い方をしなければ難しい。 そうなると、ますます広さが必要となる。

そこで想定されることは、時間をずらして登校させる という方法で対応したのではないかということである。 もし、そのような対応がなされていたとしたら、ある 1 つの時間を切り取ってみると、全生徒の半分か三分の一 ほどで済む可能性がある。しかし、仮にそのような想定 をしても、常時50人程の子どもが学校にいたことになる。

1 つの教室で、この数に対応するには、どれ程の広さ が必要になるだろうか。先の公文式の実例では、合計22 畳のスペースに最大で30人ほどの人数が入っているから、 50 人を超す子どもたちのためには、概算で示すと、22

表3 明治14年以前の生徒数

文部省年報の年版	学校名	生徒数
明治7年	久津部	男 303、女 142
明治8年	<b>人津部学校</b>	男 138、女 49
明治9年	久津部学校	男 127、女 35
明治10年	久津部学校	男 112、女 9
戸倉新資料①より 明治13年	公立小学刮目 舎	学齢 353 (男 180、女 173) 生徒 171 (男 133、女 28)

畳×50 人/30 人=36.66 畳の大きさが必要ということに なる。そうなると、寺の大きな本堂か小さな講堂のよう な大きさになろう。もっとも、この場合でも、先の公文 式の教室がそうであるように、子どもたちは肘と肘がぶ つかる程の窮屈さで勉強をしなければならない。従って、 もっと余裕が欲しい所だが、そうなると 40~50 畳程が望 ましい大きさになる。

次に考えなければならないことは、土地の大きさであ る。それほどのものを、あの場所に建てることができた であろうか。図2の推定地の大きさを今日の実際の地図 に当てはめて簡易に測定したことは前述した通りである。 その結果はおおよそ15m×14mの大きさとなり、面積は 210 ㎡=約 63.5 坪になる。1 軒の民家であれば、今日で も十分な広さの敷地である。

明治の初めには建ぺい率という考え方はなかったと思 うが、仮に建ぺい率 60%でこの敷地に建物を建てたとし たら1階部分の建坪は 38 坪になる。38 坪分がすべて 1 つの大広間であったとしたら 76 畳程となるから、50 人 の子供がいても十分な広さである。実際にはこれに玄関 や廊下、手洗い場などのスペースを割り引かなければな らないであろうから、恐らく広間の大きさは半減するで あろう。それでも、先の公文式の実例から類推して、50 人の子どもを入れようと思えば不可能ではない。

しかし、そのように我慢して1教室に詰め込んだとし ても、子ども50人程度が限界であろう。用行義塾の時代 なら、これだけの広さがあれば、塾生数から見て十分す ぎる大きさと言える。だが、明治8年以降の久津部学校 には、同じ1教室に用行義塾の塾生総数の3倍以上の生 徒が通っていたことになるから、とても一度に全員を入 れて授業を行うことはできない。やはり、その時代には、 時間をずらしての登校させるスタイルではなかったかと 推測される。

いずれにせよ、明治6年に久津部学校が始まると同時 に、すぐに教室の拡大が喫緊の課題になっていたであろ うことは容易に推察される。明治14年の新築移転まで、 よく我慢をしたものだと思う。

#### 4. おわりに

以上、本稿で検討した結果をまとめると、用行義塾の 建物の姿は、普通の民家よりもやや大きめの2階建ての 建物で、そこに教室として1階に数十畳ほどの大広間が 1 つあったと思われる。ここまではほぼ間違いないもの として推定できる。これに加えて、2 階部分に寄宿生用 の寝泊部屋があったことも、高い確率で可能性があると 想像している。さらには、宿泊用ではない部屋として教 員用又は事務用の部屋が1つ程度、また、寄宿生が自炊 出来る台所や厠などもあったかもしれない。但し、こち らは根拠の薄い想像の部類に入る。炊事場は足立家等で 世話になっていた可能性も考えられる。用行義塾のイメージとして現在筆者が抱いているものは以上の通りである。

しかも、この校舎は明治14年に移転新築される時まで 後身小学校によってそのまま使われていたことも判明し た。後身小学校の時代には最大で180名程の子供たちが 通っていたことになるから、非常に厳しい教室の運営を 強いられたことが容易に想像される。但し、実際にどの ような対応をしていたのかは分からない。

既述の通り、日向謹作の記憶を基に用行義塾の校舎を 描いたという「別表第一図」があることが分かっている。 今日その所在が不明のままであるのは残念でならない。 それを見れば、多くの想像部分が一挙に解消されるはず である。早く発見されることを願ってやまない。

(1) 2015 年 7 月 15 日、袋井図書館に「用行義塾推定地につ いて」(平成26年)という資料があることを初めて知った。 筆者が教育委員会に問い合わせた1年前には存在しなかっ た資料である。早速、同日中に袋井図書館へ出向き、この 資料を見てきた。「袋井市文化財パンフレットほか文化財 関連資料2」の題名で登録されている市販のA4版クリヤー ファイルの中にそれはあった。実体は3枚のコピーであっ た。1 つは住宅地図に「用行義塾推定地」とワープロ文字 で表題を書き込み、更に本稿の図2と同じような囲みを記 し、その中を少し塗りつぶして場所を示したものである。 これが本体なのであろう。もう1枚は『我が郷土』の該当 頁のコピーで、3枚目は『思い出の刮目小学校』の該当頁 のコピーであった。3 枚目の資料には住所番地の所に手書 きで「住所誤りか?」と記された上で、手書き文字ごとコ ピーされ、そのコピーが保存されている。それ以外の説明 文等はなかった。本稿で記している通り、筆者の問い合わ せに返答した際に教育委員会が示した図と酷似している上、 典拠文献として紹介された文献1、文献2そのものである。 想像であるが、筆者の問合せとその返答が契機となって、 今後類似の問い合わせがあったときのために、図書館にこ の資料を保存したのではなかろうか。ただ、筆者に示して くれた回答文書のような説明がそこにないのは残念である。 この独立した3つの資料を見ただけでは、普通の人にはす ぐには意味がとれないであろうと思われる。

(2)本文に示した通り、教育委員会からの回答文章では、 この資料に関して「(1973 年 袋井東小学校創立百年記念 事業委員)」と記されている。「事業委員」とは何のことで あるのか初めは分からなかった。原物の奥付を見ると、「発 行」の所に「袋井東小学校創立百年記念事業委員会」と記 されていた。「事業委員」ではなく「事業委員会」が正し く、それは発行元であることが分かった。

(3)本誌本巻別掲拙稿「用行義塾用行義塾に関する未公刊 資料「沿革誌」について(その1)」、同「用行義塾用行義 塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」を 参照のこと。『沿革史』は多くの冊子から成る資料である ため、正式な表題と略称の記載方法について、便宜的に小 栗が統一的に設定したものがあり、本稿もそれに拠ってい る。表題と略称の記載方法に関しては、上記の拙稿「(その1)」を参照のこと。

(4)この資料は、手書きの謄写版印刷物(それが原版)の コピーを袋綴じにした冊子で、袋井図書館には同一請求記

号で2冊存在していた。そのうち1冊については、後に手 書きで書き加えられたと思われる頁数が、各頁の下中央に 記されており、その数で示すと該当文書は 35 頁にある。 但し、もう1冊の方には頁数はないし、元の原版には、丁 数だけが記されている。丁数は、袋綴じにした時に山折部 分にあたる所に記された数字で、袋綴じにする前の用紙を 広げた時の1枚を数える単位である。冊子にした時に35 頁にあたるその部分は、原版の丁数でいうと「一五」に相 当していた。また、この資料には奥付がどこにもなく、教 育委員会の文章がなぜこれを「1932年」と記したのかは説 明がないので不明だが、恐らく、袋井図書館の登録データ に資料のタイトルとして「我が郷土(昭和7年)」と記さ れていること、及び「出版者」の情報欄に、「1932年」」と あることから、そのようにしたのではないかと思われる。 実物の中身を見ると、45頁の所に、ある人物の生まれた天 保三年のことを「昭和六年より九十五年前」と説明する文 がある。ここから、この資料が書かれた時期を明治6年= 1931年であると推定することができる。筆者が特定できた 当該資料に時期に関する情報はこれだけである。なぜ図書 館は、これの発行を翌年 1932 年として登録しているのだ ろうか。図書館で公開されているコピーの冊子資料からは、 発行年を明確に 1932 年と特定できる奥付のような記述は 見つけられなかった。恐らく、公開用ではない、すなわち コピーではないオリジナルの原版に、何かそれらしき情報 が記されているのであろうか。

(5)前掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」にある情報№2-2を参照のこと。

(6) 拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」(『静岡理工科大学紀要』第23巻、2015年6月1日、所収)を参照のこと。
(7) 戸蔵新資料①に「現在ノ校舎ハ先ニ九名ノ発起ニテ新設セシ者ヲ用イ引続現在来用ス」とある。「現在ノ校舎」とは明治12年以来の「公立小学刮目舎」の校舎のことで、「先ニ・・新設セシ者」とは用行義塾創設時に新設したものを指す(以上、注(6)に同じ)。ここから用行義塾の建物が引き続き使われていたことが分かる。また『沿革史第二編』の情報№2-1、情報№2-2から、用行義塾設立から明治14年までは校舎、校地とも同じであったことが分かる(前掲拙稿「用行義塾用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」を参照のこと)。

(8) 袋井市史編纂委員会編『袋井市史 通史編』(以下の注 記でも『市史』と略す)(昭和 58 年 11 月 3 日、袋井市役 所発行)1054頁。なお、用行義塾設立の翌明治6年には、 文部省「学制」の命令による小学校が袋井地域にも作られ るようになったが、その時に作られた小学校の中には既存 の寺院を借用しているケースが多かったという(同 1053 頁)。例えば、久野学校(明治6年3月設)は可睡斎境内 にあったし、宇刈義校(明治6年8月設)は玄泉庵を、松 本学校(明治6年10月)は西楽寺の松本坊を、友永学校(明 治6年11月設)は積雲院本堂を、深見学校(明治6年11 月設)は長泉寺の堂字を、川井学校(明治6年7月)は円 通寺を用いていたことが分かっている。明治8年になると 民家の借用や新築が徐々に増えていく(以上、同1054頁)。 なお深見学校については、村民の寄付(半強制的)によっ て費用をあつめ、そのうちの28円余を用いて校舎を「建 築」した、と同じ『市史』1042 頁にある。寺の施設を借り たとする上記の記述と、新築したという記述が混在してい て不確かである。その深見学校は明治9年に延久学校と合 併して新しい深見学校になったが、その時に村民の労役負 担(7月から10月までの約3ヶ月間)によって校舎を新築

している(同1043頁以下)ので、その時の費用が28円余 だったのであろうか。28円余の記述をしている市史の部分 は、明治6年設立時の校舎のことか、明治9年の校舎のこ とかを明らかにしていないので不明である。

(9) 注(6) に同じ。但し、「土木切」が意味するものは、 いまも不明のままである。

(10) 筆者はこれらの文部省資料を全て国会図書館の近代デジタルライブラリーで見た。本稿で用いる資料名は、同ライブラリーで登録されているものを用いる。『日本帝国文部省年報.第3(明治8年)第2冊』の資料表紙には「文部省第三年報附録 第二」とのみ記されているので、この表紙の表記に拠って「文部省第三年報」の名称を用いられることがあるのであろう。『市史』が用いた『文部省第三年報』と、『日本帝国文部省年報.第3(明治8年)第2冊』は同一の資料であることを断っておく。この資料には明治8年までの情報が記録されているので、「(明治8年)」の文字がデジタルライブラリーの資料名には付けられているものと考えられるが、発行は遅くともその翌年明治9年以降のはずである。資料そのものには、発行年月日を示す部分がなく不明である。発行時期の情報はデジタルライブラリーの登録情報でも曖昧なままである。

(11) 国会図書館近代デジタルライブラリーの『日本帝国 文部省年報.第4(明治9年)第1冊』に含まれる「文部 省第四年報 明治九年 第二冊」と記された部分にこの一 覧表がある。

(12)前掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」を参照のこと。なお「…ナカリガ」の「リ」に「ママ」と付したのは「原文のまま」の意。本来ならば「リ」と「ガ」の間に「シ」があるのが日本語としては普通だが、「シ」が欠けている。

(13)『日本帝国文部省年報.第5(明治10年)第2冊』(国 会図書館近代デジタルライブラリー蔵)所収の「文部省第 五年報附録第二/明治十年府県公立小学校一覧表」の222 頁に、久津部学校の「教場」は「一」と記されている。

(14) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」(『静岡 理工科大学紀要』第23巻、2015年、所収)にある表2・ 表3、及び拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」(同) にある表4の中に「上」「下」の情報が出てくる。年齢に ついても同じ。

なお、上の表4で、10月5日の「喜太郎」に「下」を付 すのを筆者は失念していた。拙稿「用行義塾の基礎的研究 資料(その3)」の表4の当該箇所について、ここでお詫び して訂正しておきたい。上下については今回の表で示した ものが正しい。これらの既存拙稿で紹介した各種データの 基になったものは、すべて『袋井市史 史料編四 近代現 代』(袋井市発行、昭和58年1月31日、以下『市史・史 料編』)所収の用行義塾関連史料であるので、正確な情報 を確認したい場合は『市史・史料編』も併せて参照頂きた い。

(15)上掲拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」掲載の表3、同「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」掲載の表4に「天」「地」「人」の記号がついた塾生の情報がある。

(16) 前掲『市史・史料編』325 頁等を参照のこと。

(17)前掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」の「(4-2)用行義塾の場所と建物について」を参照のこと。

(18) 前掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」の情報Na2-1を参照のこと。但し、そ

こでは冒頭のみを記して他は全て省略しているので、大き さに関する全文を本稿に記した。

(19)前掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その2)」の「(4-3)用行義塾のその他の情報」「③ 教員住宅」の項を参照のこと。

(20)『袋井東小学校のあゆみ』(袋井東地区文教施設後援会、 昭和62年3月31日。袋井東小学校所蔵のものを利用)13 頁。以下、略すときは『あゆみ』とする。

(21)前掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」に ついて(その2)」を参照。

(22)前掲『あゆみ』 23頁、20頁。

(23) 同上、20頁。

(24) 『静岡県史 資料編 17 近現代二』(平成 2 年 3 月 21

日、編集発行・静岡県)所収の「明治廿四年徴発物件一覧 表 上 国立公文書館文庫所蔵」の1021頁に「遠州國山 名郡」のデータがあり、そこに記載されている。

(25)前掲『あゆみ』4頁に、「2年前公会堂が焼失してしまったので現在は空地になっている」とある。この資料が昭和62年に発行されているので、焼失は昭和60年ということがわかる。

(26)前掲拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」収録の表2で、特別な塾生に区分した7名がこれに当たる。 月俸米の納入状況等も表2から分かる。

(27) 適塾記念会・編集発行『緒方洪庵と適塾』(1980 年 5 月 20 日初版、1993 年 6 月 20 日改訂版発行) 65 頁に「6 畳の教室が 2 間」とある。

(28) 『慶應義塾史事典』(2008 年 11 月 8 日、慶応義塾史事 典編集委員会編、慶応義塾発行)4 頁。

(29) ここで紹介した畳の枚数を含む部屋の構成や、2 階に 福沢が駆け上がっていく話などは、すべて足立寛の述懐に 基づいている。足立の証言以外に、当時の福沢塾の様子を 語る者はほとんどいないので、この述懐は頻繁に引用され ていて有名である。もともとこの話は、昭和初期に岩波書 店から福沢諭吉伝を出すために関係者の述懐を集められた 中に含まれていたもので、高橋義雄編『福澤先生を語る 諸 名上の直話』(昭和9年10月25日発行、岩波書店)151頁 以下に収められている。なお、この足立寛が、用行義塾の 発起人の1人・足立貫一の弟であることを筆者は2015年3 月に知り、衝撃を受けた。足立兄弟のことは別の機会に述 べる予定である。

(30)前掲拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」、同「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」に掲載の表2~4 を参照のこと。

(31)同上「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」に掲載の 表5及び図1を参照。10月4日と5日の28人が最大値で ある。

(32) 同上「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」に掲載の 表6を参照。

(33) 注(30) で示した表2~4で7月26日を見ると、年齢 付の名前を確認できるので分かりやすい。それによると、 この時の最年少は8歳の「いつ」と「八十吉」で、最年長 は17歳の「渡辺猪十」である。

(34) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その1)」(『静岡 理工科大学紀要』第22巻、2014年、所収)に掲載の表1 を参照のこと。

(35)表の典拠資料は以下の通り。明治7年のデータは『日本帝国文部省年報.第2(明治7年)』所収の「文部省第二年報 統計表」中の「府県公立小学校表」176頁。明治8年・9年のデータは注(10)、(11)に同じ。明治10年のデー

タは注(13)に同じ。残念ながら、明治7年より前のデー タは見あたらなかった。当時の文部省による同種の統計で 一番古いものがここに掲げた明治7年版のものであった。 戸倉新資料については、注(6)に同じ。

【追記1】本稿でも度々引用している既刊拙稿「用行義塾と戸 倉新資料のこと」(『静岡理工科大学紀要』第23巻、2015年6 月1日、所収)をまとめるにあたり、大変にお世話になった戸倉 曻一氏が2015年7月30日に逝去された。同稿掲載誌の発行は、 奥付記載の発行日では6月1日となっているが、実際に完成し て筆者がこれを手にしたのは7月末であった。戸倉氏を含めお 世話になった方々には8月上旬に掲載誌をお届けしたが、戸倉 家にそれが届いたのは戸倉曻一氏が逝去した直後であったこと になる。掲載誌送付後に御令息様の戸倉新樹氏(よしき。浜松 医科大学教授)からお便りを拝受し、そのことを知った。それ より前の5月にも、下書きの段階の原稿を戸倉曻一氏にはお届 けしているが、その頃すでに重病で入院加療中であったはずで ある。戸倉曻一氏が完成稿掲載誌を手にされたら、さぞ喜ばれ たであろうことは容易に想像できる。それが叶わなかったこと は非常に残念である。ご冥福をお祈り申し上げる次第である。 (2016年2月18日記)

【追記2】同上「用行義塾と戸倉新資料のこと」の 97 頁、107 頁に、関連情報の提供に関してご協力を頂いた袋井市教育委員 会の方々の名を列記し、謝意を述べているが、情報提供の大元 であった袋井市教育委員会生涯学習課文化財係の水野雅彦氏の お名前を記すことを失念していた。筆者のミスである。水野氏 には深くお詫び申し上げる次第である。ここに記し、水野氏へ の謝意も記録として残しておきたい。(2016 年 2 月 18 日記)

## 用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について (その1)

YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, and unpublished historical records of Fukuroi-Higashi Elementary School ;vol.1

## 小栗 勝也\* Katsuya OGURI

本誌規定の紙数の都合から便宜的に以下の2つに分け同時に発表した。 「用行義塾に関する未公刊資料「沿革史」について(その1)」 …以下、本稿内で略する時は「(その1)」とする。 「用行義塾に関する未公刊資料「沿革史」について(その2)」 …以下、本稿内で略する時は「(その2)」とする。

## 1. はじめに

『静岡県教育史 通史篇上巻』<sup>(1)</sup>、及び『静岡県教育 史 年表統計篇』<sup>(2)</sup>に用行義塾に関する記述がある。前 者は用行義塾に関する記述としては珍しく足掛け3頁の 分量があり、原資料の引用もなされているが、内容のレ ベルは『袋井市史・通史編』(以下『市史』)の域を出る ものではない。後者は年表中に用行義塾の設立のことが 1 行記載されているのみである。ここで注目したいこと は、この2つの文献で使われている典拠資料として『袋 井東小学校沿革史』、「刮目尋常高等小学校『沿革誌』」が 明記されていることである<sup>(3)</sup>。この資料名は『市史』に も記されていない。

また、花井信『近代日本地域教育の展開』<sup>(4)</sup>では、用 行義塾についてではなく、その後の後身の小学校に言及 する部分が幾つかあるのみだが、典拠資料として「沿革 誌」(61頁)、「刮目小学校「要書綴込」」、「刮目小学校「公 務日誌」」(共に131頁)が使われている。

さらに、松下正「近代教育の黎明期に学校を支えた 人々」(磐田歴史の会『磐田人物往来』<sup>(6)</sup>所収)では、「現 袋井市立袋井東小学校の沿革誌を見ると」という断り書 きをした上で、「明治五年七月有志者相謀り私立用行義塾 を山名郡国本村久津部字新屋に設置す」の文を引用し<sup>(6)</sup>、 参考文献の中には「袋井東小学校のあゆみ」(袋井東地区 施設後援会)が記されている<sup>(7)</sup>。

以上の先行研究から、用行義塾とその後身小学校に関 する沿革をまとめた資料が幾つか存在し、それらが既に 調査されていることが分かる。特に用行義塾に関する記 述が含まれているものは、「沿革誌」または「沿革史」の 名が付く資料であると推察される。

それらの資料を筆者も自分の目で確認したいと考え、 各図書館を調査したが、どこにも存在しなかった。そこ で2014年12月10日付で袋井東小学校長宛に手紙を送り、 学校にこれらの資料が保存されていないかを照会した。 すぐに校長の小澤一則先生からお電話を頂き、内容が合 致するか否か不明ではあるが、それらしき資料があると の連絡を受けた。小学校は2学期の終業式を直前に控え ていた頃であったので、年明けに訪問し、拝見させて頂 くということで了承を得た。

翌年1月9日午後、筆者は袋井東小学校を訪ね、資料 の提示を受けた。小澤校長は事前に市教育委員会にも連 絡され、筆者にこれらの資料を見せることの許可を教育 委員会から得ている旨を伝えて下さった。従って今回の 資料閲覧については、袋井東小学校だけでなく袋井市教 育委員会からも協力を頂いたことになる。そのことをこ こに記し、関係各位に感謝の意を表する次第である。

筆者は「沿革誌」または「沿革史」の名が付く資料は 既存文献中で二重括弧が付されることがあったので、図 書であると勝手に想像し、それゆえ図書館を探したので あるが、実物は公刊資料ではなかった。野紙に手書きで 記された用紙を主として、これらの用紙を重ねて厚紙の 表紙と裏表紙を付けた上で、糸で和綴じ製本された手製 の冊子であった。表紙には「沿革誌」と墨書されている。 その冊子は10冊以上存在していた。

小澤校長は、筆者に閲覧させるこれらの非公刊資料を 事前に校長室の中央にある長いテーブルの上に並べて下 さっていた。そこに「沿革誌」があるのはすぐに分かっ たが、中には「沿革」ではない冊子も何点かあった。ま た、冊子とは別に、紙紐で括られた文書の束も幾つかあっ

2016年2月22日受理

\*総合情報学部人間情報デザイン学科

た。この文書束には「要保存/教育史資料」の表題の下、 「この資料は「静岡県教育史関係資料目録」に登録されて いる貴重な資料です。/もし、処分される場合は下記まで ご連絡ください。」(「/」は改行を示す)と記された静岡県 立教育研修所・教育史史料連絡委員会によるオレンジ色 の用紙<sup>(8)</sup>が、すべての束の一番上に添えられてあった。 以上の資料を筆者はその場で簡単に拝見したが、文書束 は保存状態が良くないものもあり、破損を恐れて紐を解 くことはしかなかった。

この日は、これらの資料のうち、文書東を除いて、冊 子体の資料計17点を借用することにした。これらは元々 2 つの風呂敷包みにまとめられていたので、風呂敷ごと 借用した。求めに応じて、その場で借用書を記し、小澤 校長に提出した。すべての資料は大学の筆者の研究室か ら外に出さないこと、文書にはいかなる書き加えもしな いことを約束してお借りしてきた。そして約2か月間、 調査を行い、3月16日に借用した17点の資料を元の形 のまま風呂敷と共にすべて返却した。

また、同時にこの時、前回手を付けずに残した文書束 を5つと、その他の資料を新たに借用した。前回と同様 に借用書を記し、筆者の研究室で預かることにした。こ れらの文書については、まだ調査の途中(2016年1月現 在)なので、例外を除き、本稿では詳しく触れない。

以下、「沿革誌」に関する調査結果と、そこから判明し た用行義塾に関する情報を記していきたい。

#### 2. 沿革誌の書誌情報 ~調査結果1

#### (2-1) 2 種類の沿革誌

袋井東小学校から借用した資料の中には「沿革史」と いう名の冊子体はなく、すべて「沿革誌」であった。従っ て、もし「沿革史」の題名で記されている資料が他に存 在しないとしたら、先行研究で「沿革史」と記されてい るものは、すべて「沿革誌」の誤記であると考えられる。

「沿革誌」は、縦罫線のみが入った罫紙に毛筆で記さ れた文書が主であるが、ペン書きの文書も混在している。 また、罫線のない用紙に手書きされたものや、活版印刷 物も一部に含まれている。これらの文書を山折にしてま とめ、やや厚い紙で表紙と裏表紙を付けて、糸で袋綴じ にした和製本の冊子体になっている。1 つひとつが冊子 体で図書のように扱えるので、未公刊資料ではあるが、 本研究でも以下、二重括弧を付して『沿革誌』と表記す ることにしたい。

なお、理由は不明だが『沿革誌』は大きさと収録内容、 形式等が違う2セットのものが存在していた。すなわち、 第一編から第九編(しかも第八編が2つある)に「校規」 の1冊を加えた計11冊の1セットと、明治20年から29 年までの記録だけが記された2冊分の1セットである。

前者の11冊分の資料は、編纂された後にも逐次情報を 追記することを前提にしていたようで、追記用のために 未記入の罫紙が多数綴じ込まれている。しかし未記入の まま今日まで残っているということは、ここに追記する 作業は徹底していなかったことになろう。実際に追加情 報は時期によってかなり濃淡があり、時期が最近に近づ くほど情報量は希薄のようである。筆者が調査した時点 では、平成24年度の校長名等の記録を確認できているの で、もっとも新しい情報は平成24年度までということに なる。但し、小澤校長の説明によれば、現在の同校では、 ここに残すべき記録の多くは別の形で記され保存されて いるということである。従って、他の時期の多くの未記 入部分についても別の形で記録が残されている可能性は ある。しかし仮にそのようなことがあったとしても、未 記入時期は用行義塾とは関係ない後の時期に限られるの で、筆者の研究には特に支障はないと考える。

上記のように、この1セット分の資料は、現在でも編 纂作業が継続されることを前提にしたものであることを 考慮し、現校名を尊重して、『沿革誌(袋井東小学校)』 と呼ぶことにしたい。但し、1冊ずつを限定して示す際 には各編の呼称を入れて『沿革誌(袋井東小学校) 第 一編』のように記す。但し資料名表記が長くなるので、 略して示す際は『沿革誌 第一編』のように記す。

2 セット目の 2 冊分の資料は、収録されている情報が

資料No.	小栗が付した資料名		小栗による略称名		資料の大きさ(小栗が測定、大よその寸法)	
1	『沿革誌 (袋井東小学校)	第一編』	『沿革誌	第一編』	横幅 18.7cm、縦 26.5cm、厚さ 1.2cm	
2	『沿革誌 (袋井東小学校)	第二編』	『沿革誌	第二編』	横幅 18.9cm、縦 26.6cm、厚さ 1.0cm	
3	『沿革誌 (袋井東小学校)	第三編』	『沿革誌	第三編』	横幅 18.9em、縦 26.5cm、厚さ 0.5cm	
4	『沿革誌 (袋井東小学校)	第四編』	『沿革誌	第四編』	横幅 19.1cm、縦 26.6cm、厚さ 2.1cm	
5	『沿革誌(袋井東小学校)	第五編』	『沿革誌	第五編』	横幅 19.0cm、縦 26.6cm、厚さ 1.0cm	
6	『沿革誌 (袋井東小学校)	第六編』	『沿革誌	第六編』	横幅 19.0cm、縦 26.8cm、厚さ 1.3cm	
7	『沿革誌(袋井東小学校)	第七編』	『沿革誌	第七編』	横幅 19.0cm、縦 26.7cm、厚さ 0.7cm	
8	『沿革誌(袋井東小学校)	第八編 一』	『沿革誌	第八編 一』	横幅 19.0cm、縦 26.7cm、厚さ 2.5cm	
9	『沿革誌 (袋井東小学校)	第八編 二』	『沿革誌	第八編 二』	横幅 18.8cm、縦 26.8cm、厚さ 2.5cm	
10	『沿革誌(袋井東小学校)	第九編』	『沿革誌	第九編』	横幅 19.0cm、縦 26.7cm、厚さ 1.5cm	
11	『沿革誌(袋井東小学校) 規』	第一編第二章 校	『沿革誌	校規』	横幅 19.7cm、縦 27.7cm、厚さ 0.5cm	
12	『沿革誌 (刮目尋常小学校)	明治 20~24 年』	『沿革誌	明治 20~24 年』	横幅 16.5cm、縦 23.3cm、厚さ 1.3cm	
13	『沿革誌 (刮目尋常小学校)	明治 25~29 年』	『沿革誌	明治 25~29 年』	横幅 16.2cm、縦 23.0cm、厚さ 1.6cm	

表1 沿革誌の資料名・略称・大きさの一覧

明治 20 年から 29 年までのものであるから、この間の校 名で最も長く使用された校名(後掲の表 3 を参照)であ る刮目尋常小学校の名を付けて『沿革誌(刮目尋常小学 校)』と称することにする。なお、この時期には高等科が 付け加えられ、尋常高等小学校と呼ばれる時期も含まれ るが、期間全部に通用するのは尋常小学校であること、 また、同資料で用いられている罫紙の中央部分=綴じる 際の山折部分に「刮目尋常小学校」と印刷されているこ とからも、資料名には「高等」の文字を加えないことに した。こちらも1冊ずつを限定して示す場合には、原物 の表紙に記されている収録期間を付して、『沿革誌(刮目 尋常小学校)明治 20~24 年』、及び『沿革誌(刮目尋 常小学校)明治 25~29 年』と記すことにする。但し、 これも表記が長くなるので、略する時は『沿革誌明治 20~24 年』のように記すことにしたい。

以上の2セット分の資料は、略称でも共に『沿革誌』 となるが、編名が付されていれば前者11冊分のいずれか 1冊を指し、年代が付されていれば後者2冊のどれかを 指すことになる。また、セット全体を指す時には、11冊 分の方を「1セット目」、2冊分の方を「2セット目」と 呼び、さらに両方のセットを総称して呼ぶ場合には、単 に『沿革誌』と表記することにする。以上が、筆者が付 した資料の呼び名についての説明である。

これらの資料名・略称名と資料の大きさを一覧にした ものが表1である。「資料Na」は、今後資料を特定して示 す際に役立つであろうと考え、筆者が便宜的に付けたも のである。資料Naの1~11までが1セット目、12~13が 2セット目の資料となる。大きさについては、1セット目 の方は横幅 19cm×縦 27cm 程で揃っているが、厚さは資 料によって差がある。2 セット目はこれより一回り小さ く、大よそ横幅 17cm 弱×縦 23cm 程である。

#### (2-2) 1 セット目の『沿革誌』の特徴

1 セット目の『沿革誌』の最大の特徴は、ほぼ全てが 編纂開始以後の新しい情報を逐次追加することを前提に 作られていることである。追加の責任者は校長である。 『沿革誌 第一編』の冒頭には「沿革誌編纂者一覧」が 置かれているが、そこに記されているのは「明治十一年 度」の「校長」「清水清太」から始まって、「平成二十四 年度」の「校長」「堀内正見」までである。ここから編纂 責任者がその時々の校長であることが分かる。

但し前述の通り、本来追加すべき情報がここに追加さ れなかった場合があり、また実際に記載されている情報 も明治時代だけで終っているものもあれば、平成まで続 いているものもあり一定していない。従って『沿革誌』 とは言っても、この学校の全歴史が網羅された資料には なっていない。それでも他に代替できる資料はないので、 用行義塾から袋井東小学校までの歴史を知るには、第1 級の資料であることは間違いない。 また、この『沿革誌』では、第一編の「編纂者一覧」 のあとに「目次」が置かれ、目次には「第一編 制度」 から「第八編 記事概要」まで記されている。しかし実 際には目次に記されていない第九編も存在している。何 らかの理由で後から追加されたのであろう。これ以外に も、「目次」と実際に収録されている内容には多くの齟齬 がある。目次には記されていながら実際には存在しない 章や節が幾つかあるし、目次にない節や資料も実在する。 また章や節の名称も目次と実際とでは微妙に異なる場合 がある。それらの違いの詳細は、次頁以下の表2に列記 した情報を精査して頂ければ御理解頂けるであろう。

恐らくは収録すべき内容が、初めにどこかで例示され ており、それに従って目次を記したけれども、実際に編 集を始めると、それに該当する内容がないために割愛し たり、或いは目次にない項目でも必要と判断して挿入し たり、より適切な題名に修正する等の変更が加えられた のであろう。そのために多くの齟齬が生じたと考えられ る。つまり、目次を書いた時には、実際に本資料に記載 すべき内容が揃っていた訳ではないことになる。中身よ りも前に、目次が先にあったのではないかと推測される。

#### (2-3) 編纂は上からの指示か

このように目次と実際との齟齬が多く見られることか ら、『沿革誌(袋井東小学校)』の編纂は、恐らくは上か らの指示によって始められたのであり、学校自身の自発 的主体的意思によって作られた訳ではないと思われる。 目次を書き出しながら、そのように想像していたが、そ の後に『沿革誌』の中身を細かく読み始めると、その想 像を補強する材料があることに気が付いた。

その第1は、活字による印刷物の存在である。第一編 第一章に「一般教育制度ノ概要」が置かれているが、実 際の資料では、そこには「別紙印刷物之通リ<sup>自一頁</sup> 素大+頁トス」 と書かれた用紙が置かれ、次の頁からは印刷物が他と同 じように綴られているだけであった<sup>(9)</sup>。

しかも、この印刷物の冒頭には「静岡縣口口郡口口口 立小學校沿革誌」の文字があるにもかかわらず、口の部 分が空白のまま綴じられている。空白部分には、例えば 郡の所には「山名郡」、村の所には「久津部村」か「国本 村」か「広岡村」など、その時に該当する村名が追記さ れて然るべきである。それなのに、実物は空白である。 この『沿革誌』を学校自身の主体的意思で作ったのであ れば、このような不体裁はあり得ない。印刷物冒頭の 1 行は「静岡縣」から始まるので、この印刷部分は明らか に静岡県が用意している。そのため編纂も県の指示で行 われたのではないかと想像される。

更に指摘すべきことは、この印刷部分の内容は明治 5 年制定の学制から書き起こされているということである。 学制以前に出来た用行義塾を母体とするこの学校の場合 は、本来は学制の前から書き起こさなければいけないは

资料No.	略称名	表紙画像	第一編掲載日次の各編の章立て	実際の各編から確認した幸立て・内容	備考
1	沿革誌 第一編	またし (のります)の)	第一編 制度 第一章 一般教育制度ノ概要 第二章 学校制度ノ諸規定	沿革誌編纂者一覧 沿革誌目次 第一編 制度 第一章 一般教育制度/概要 第二章 学校制定/諸規定 第一節 本校設置前/概況 第二節 本校制定/諸規定	
2	沿革誌 第二編	小三日本 (秋街)	第二編 設備 第一章 学校2設廃分合及位置 第三章 学校2名称資格 第四章 校舎 第五章 校地 第六章 校具 第七章 教員住宅2概要	第二編 設備 第四章 校舎 第一節 本校設置前ノ概況 (其ノー 国本村広岡村ニ於ケル 学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノ二 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設置前ノ概況 (其ノー 国本村広岡村ニ於ケル 学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノー 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設置前ノ概況 (其ノー 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設置前ノ概況 (其ノー 村松村ニ於ケル学校)	・章が順序通りにで ない状態のまま綴じ られている。 ・第六章がない。
3	沿革誌 第三編	小三 (東小井田)	第三編 基本財産 第一章 学校基本財産ノ設置廃 止 支払及売却ノ概況 第二章 学校基本財産ノ管理方 法	第三編 基本財產 第一章 学校基本財產/設置廃止 支払及売却/概況 第二章 学校基本財產/管理方法 第一節 学校基本財產積立村条令 第三節 基本財產一覧 第四節 奨学資金 小学校基本財產蓄積条例 小学校基本財產蓄積方法	<ul> <li>第二章第二節がない。</li> <li>第二章第二節がない。</li> <li>「…蓄積条例」「…</li> <li>蓄積方法」は末尾に 挿入された資料で、</li> <li>他とは異なる赤色の 野紙で、中央の山折</li> <li>部分に「磐田郡久努 村役場」と印刷されたもの2枚から成る。</li> </ul>
4	沿革誌 第四編	いて こう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう う	第四編 校員 第一章 学校職員ノ組織任免資 格俸給 第二章 教員ノ賞罰 第三章 学級ニ対スル職員配置 及学級編制	第四編 校員 第一章 学校職員 第二節 本校設置前 第三節 本校設置前 第二章 学校職員/賞罰 第一節 本校設置前 第二節 本校設置前 第二節 本校設置後 第三章 学級編成及職員配置 第二節 本校設置後	第三章第一節がない

30

資料No.	略称名	表紙画像	第一編掲載目次の各編の章立て	実際の各編から確認した章立て・内容	備考
5	沿革誌 第五編	北京市 (主族)	第五編 生徒 第一章 学齡児童 第二章 就学及不就学 第三章 入学及半途退学 第四章 卒業生徒 第五章 生徒成績概要 第六章 生徒賞罰 第七章 学級編成	第五編 生徒 第二章 就学不就学 第三章 入学及半途退学 第四章 卒業生徒 【この後に無表題の統計表】	<ul> <li>第一章がない。</li> <li>・統計表は学年学級別の優秀者数やクラス人数か。昭和40年代以降は進級・卒業数のみ。</li> <li>・第五章以下がない。</li> </ul>
6	沿革誌 第六編	小学生まれ 第六編	<ul> <li>第六編 経済</li> <li>第一章 毎年度経費ノ予算及決 算ノ摘要</li> <li>第二章 基本財産ヨリ生ズル利子</li> <li>第三章 寄附物件</li> <li>第四章 授業料</li> </ul>	毎年経費ノ予算及決算摘要	第三章、第四章がない
7	沿革誌 第七編	小王 あまる	第七編 学事関係吏員 第一章 管理者及学務委員 第二章 仝 上 本校設置後ノ状況	第七編 学事関係吏員 第一章 本校設置前 第二章 本校設置後	
8	沿革誌 第八編 一	小草誌 *へぬ	<ul> <li>第八編 記事概要</li> <li>第一章 尊影及勅語謄本等</li> <li>第二章 当局管吏視察ニ関スル 件</li> <li>第三章 職員出張等ニ関スル件</li> <li>第四章 天災地変其他学校ニ影</li> <li>響ヲ及ボシタル事件</li> <li>第五章 其他重要ナル事件</li> </ul>	<ul> <li>第八編 記事概要</li> <li>第一章 尊影及勅語謄本等拝受ニ関ス ル件</li> <li>第二章 当局管吏ノ視察ニ関スル件</li> <li>第一節 本校設置前</li> <li>第二節 本校設置後</li> <li>第三章 職員出張等ニ関スル件</li> <li>第一節 本校設置前</li> <li>第二節 本校設置前</li> <li>第二節 本校設置後</li> </ul>	第四章がない
9	沿革誌 第八編 二	まい、そので (記手根書)	【もともと目次には存在しない冊子】	【章・節の記載はなく、昭和31年度から平 成3年度までの行事等の記録が日誌のよ うに編年体で並んでいる。】	
10	沿革誌 第九編	小王志 えん病	【もともと目次には存在しない冊子】	第九編 附記 第一章 学校ノ為メニ功労アルモノヽ事 蹟 第三章 学校ト家庭ト連絡ノ情況	第二章がない

資料No.	略称名	表紙画像	章立てに関する備考	実際の各編から確認した章立て・内容	備考
11	校則 常本誌 第一編第二章	利昌寿常高等~摩衣	【当該資料の冒頭に目次が置かれ、「第一章 御影勅語謄本奉読ニ関スル規程(大正七年 九月成文)」以下、多くの章節が示されている が、煩雑なので略す。】	【用行義塾に関するものはなかったので、実際に収録されていた資料の一覧も割愛する。】 【この資料からは、用行義塾関連の情報は何 も見いだせない。収録されている一番古い規 程でも明治36年以降実施のもの。】	
12	沿革誌 明治 20 ~ 25 年	2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	【章立てはされておらず、日誌のように編年体 で記録されている資料。記録は多数ある。最 初の記録は明治20年1月1日の新年の儀 式のことで、最後は明治24年12月21日の 閉業式の記録。】	【同左】	
13	沿革誌 明治25~29年	谷葉蕊野	<ul> <li>【当該資料の冒頭の目次があり、その内容は以下の通り】</li> <li>(一)学校創設及廃止分合ノ事</li> <li>(二)新築副築其他校舎ニ付規模拡張ノ事</li> <li>(三)校地体操場農業練習場等事業伸縮ノ事</li> <li>(四)学校経済項及長業料ノ多需寄附金等ニ関スル事</li> <li>(五)学校長以下職員及学事ニ関スル町村吏員更迭ノ事</li> <li>(六)学校長以下職員賞罰及増俸手当報酬恩給等ノ事</li> <li>(七)教育ノ方針ヲ指揮セシ事</li> <li>(七)教育ノ方針ヲ指揮セシ事</li> <li>(十)教育ノ方針ヲ指揮セシ事</li> <li>(十)党童入退学猶予免除等ニ関スル事</li> <li>(十二)児童学業試験成績ノ大略</li> <li>(十三)児童賞罰ノ事</li> <li>(十二)児童賞罰ノ事</li> <li>(十五)本校教育ニ付キ著シキ功績アリシ者ノ氏名及事実ノ事</li> <li>(十六)教育官等ノ巡視ニ付学校ニ対シ談話演説アルトキハ其大要</li> <li>(十七)天災時変ノ概況</li> <li>(十九)整下層ドラ送迎スルトキハ其概況</li> <li>(二十)児童実認ムル諸件</li> </ul>	スル事 (五)学校長以下職員及ビ学事ニ関スル町村 吏員更迭/事 (六)学校長以下職員賞罰及増俸手当報酬恩 給等/事 (七)教育/方針ヲ指揮セラレシ事 (ハ)教授時間割編製/大略 (九)管理監査ニ付必要ナル規定ヲナセシ事 (十)児童入退学殖予免除等ニ関スル事 (十一)児童入退学殖予免除等ニ関スル事 (十二)児童学業試験成績/大略(卒業及修 成) (十三)児童賞罰/事 (十四)儀式ノ概況記念式祝祭日新年式入学式等/顕 【左欄の「紀祈式」の「紀」は、ここで は「記」となっている。】 (十五)本校教育ニ付キ著シキ功績アリシ者/ 氏名及事実/事 (十六)教育官等/巡視ニ付学校ニ対シ談話演 説アルトキハ其大要 (十七)天災時変/概況 (十八)教育普及/為メ幻灯会茶話会談話会等 ヲ設クルトキハ其概況	

## 静岡理工科大学紀要

表3 用行義塾から袋井東小学校までの略年表(明治期中心) 【本誌本巻別掲拙稿で「表1」として示した年表と同一のもの。時期の欄の左端に「\*」を付した行は、袋井東小学校のホームページに掲載(2015年2月時点)されている年表の文言をそのまま書き写したことを意味する。他の行は小栗による。★等の符号の意味を含め、この年表に関する詳細は本誌本巻別掲拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」を参照のこと。】

時期(明治期中心に)	学校名等	備考(小栗による)	学校の所在地・行政区域の変 等(この列は全て小栗が記入)
*明治5年6月25日	私立用行義塾創立(久津部字新	新屋)	久津部村
*明治6年6月10日	公立久津部学校(広岡村、国本	に村の二ケ村による)創立	【左の2つの村は、当時に 存在していない】
明治 6 年(用行義塾廃 止後)	「第拾壱大区拾壱小区公立小学	学久津部学校」に〔★〕	-
明治7年4月	後の国本村、広岡村、高尾村3	村の「連合公立学校」に〔★〕	-
明治8年	—	久津部、北原川、不入斗、周知郡菅ヶ谷が合 併して国本村に、また上貫名、下貫名、方丈、 反所、袋井村が合併して広岡村に。[角川]	国本村
明治 12 年		山名郡が発足 〔角川〕983 頁【郡区町村編制法による】	山名郡国本村
(明治12年1月~の資料)	「久津部校」	【別稿「写真3」を参照】	
(明治12年6月~の資料)	「久津部小学校之印」	【別稿「写真2」を参照】	
*明治12年9月29日	公立小学刮目舎と改称		—
明治 12 年 9 月	公立小学刮目舎	←愛野、広岡、国本の3村連合で設置〔*〕 ←戸倉新資料でも、当時は3村連合の学校 であることが確認できる。〔★〕	久津部学校を廃して設置
明治12年11月	高尾村が学区から分離、愛野村	†が入る〔★〕	
明治 12 年 12 月 16 日	「公立小学刮目舎」と改称[	<b>t</b> ]	—
明治 13 年 11 月	山名郡国本村設置公立小学 刮目舎	←戸倉新資料①に記載の校名〔★〕	山名郡国本村
明治14年10月4日	【校舎を新築・移転】	←広岡村久津部 79 番地に〔〇〕	広岡村久津部
明治 14 年 10 月 20 日	【校地変更】 【この移転までは用行義塾創 設以来の場所に設置】	<ul> <li>←用行義塾創設以来、明治 14 年 10 月 20 日までは、国本村久津部字新屋 2080 番 地の1が校地</li> <li>←10 月 20 日から広岡村久津部檜ノ木に校 地を変更〔◎〕</li> </ul>	広岡村久津部 【久津部は国本村が広岡村 に変わったのか、それとも両 村に久津部があったのか、 詳細は不明】
明治 14 年 10 月 20 日	【この移転までは用行義塾創 設以来の場所に設置】	<ul> <li>←今回の新築移転までは「国本村久津部」 にあったと記載あり。[○]</li> <li>←戸倉新資料①からも、この新築校舎が出 来るまでは用行義塾発足時の校舎を使用 していたことが分かっている。[★]</li> </ul>	【「久津部」は国本村と広岡 村の両方に地名として残さ れたことになる】
明治14年10月20日	【新築校舎の落成式挙行】	[*]	【以降も広岡村】
明治14年	村立連合小学刮目舎	←戸倉新資料②に記載の校名〔★〕	—
(明治17年の資料)	「村立小学刮目舎」とある	[Δ]	
*明治 19 年 2 月 1 日	尋常小学刮目舎設置(広岡、国 分校をおく	本、愛野、豊沢、高尾の 5 ヶ村)豊沢と高尾に	—
明治 19 年 2 月	公立小学刮目尋常小学校と する 【上の「尋常小学刮目舎」と校 名が違う点に注意】	←明治 16 年に広岡、国本、愛野、豊沢、高 尾の5村で1行政区画となり、更に19年2 月に1行政区画1学校の制になったため。 また、豊沢、高尾に分校を置く。[*]	【この時は5村の合併ではな く、学区のみの変更】
明治 19 年 9 月	山名郡第三学区尋常小学刮 目舎に改める	上記と同じ5ヶ村を設置区域とし、愛野分校、 豊沢分校、高尾に分校「洗心館」を置く〔▲〕	
(明治19年の資料)	「村立小学 刮目舎」とある		
*明治22年2月1日	広岡村、国本村、村松村、三ケオ		久努村
*明治 22 年 11 月 29 日	久努村、刮目尋常小学校を広岡		<u> </u>
明治 22 年	久努村、刮目尋常小学校を 改設	←国本、広岡、周知郡村松の3村合併により 山名郡久努村になったことを受けて。この とき豊沢、高尾、愛野の旧3村は分離。 [*]3つの分校も分離〔▲〕	山名郡久努村 【村松に村松分校を置くも、 1年で廃止】〔▲〕
明治 22 年 12 月 20 日	静岡県山名郡 校札を「久 努 学 区刮目尋常 小学校」に改める	【『沿革誌 明治 20~24 年』明治 22 年 12 月 20 日の条より】	久努村
明治 23 年 2 月 13 日	校印調整、「静岡県山名郡久 努学区公立刮目尋常小学校 印」	【『沿革誌 明治 20~24 年』明治 23 年 2 月 13 日の条より】	久努村
明治25年5月1日	へ 気努村立刮目尋常小学校を 設置	←明治 23 年の小学校令と明治 25 年の県令 第一号を受けて。[*]	久努村
*明治 26 年 10 月 30 日	高等科2年設置し久努村立刮		久努村
明治 26 年 11 月 1 日	奏常 久努村立刮目高等小学校となる	←高等科の設置が許可されて。〔*〕	久努村
明治 29 年		久努村が磐田郡に入る 〔角川〕381 頁	磐田郡久努村
明治 41 年 3 月 18 日	刮目尋常小学校に	←義務教育延長で高等科廃止による〔▲〕	
明治 42 年	刮目尋常高等小学校に	←高等科2年を再び併置したことによる[▲]	
昭和16年4月1日	久努村立久努国民学校に校名	変更	久努村
▶昭和 22 年 4 月 1 日	久努村立久努小学校に校名変!	更、刮目中学校併置	久努村
▶昭和 24 年 8 月 31 日	袋井中学校と合併移転	【移転は刮目中学校のみのことであろう】	久努村
	袋井町立袋井東小学校に校	←【磐田郡久努村と袋井町が合併し新しい	袋井町
★昭和 27 年 10 月 10 日 ◆昭和 33 年 11 月 1 日	名変更	袋井町になったため】 ←【袋井町が市になったため】	袋井市

ずである。それなのに、用行義塾の後の学制から始まる 「一般教育制度ノ概要」なる印刷物を、ただ機械的に置く ことから、この『沿革誌(袋井東小学校)』は始まってい るのである。用行義塾の記述は、その後の第二章の冒頭 に置かれている。構成上、時間が逆転していることにな る。このようになっているということは、冒頭部分には この印刷物を入れればよい、次には何々について記しな さい、というような上からの指示があって、それに従っ たためであると考えるのが自然であろう。

以上のことから、この『沿革誌(袋井東小学校)』は、 県の指示によって始められたもので、しかも予め決めら れたマニュアルのようなものがあって、それに従って作 成されたのではないかと筆者は推測した。

第2の補強材料は、2セット目の『沿革誌』の中にあっ た。上のように考えながら2セット目の『沿革誌』を見 始めると、不意に次のような記録が眼に飛び込んできて 筆者を釘付けにした。明治26年12月1日付けで、県か ら「甲第三十四号」を以て、「沿革誌編成心得」が発せら れた、と記されているのである<sup>(10)</sup>。「心得」の内容は、 ここには何も記されていないので不明であるが、マニュ アルのようなものであった可能性も否定できない。いず れにしても、この記録の存在から、県が沿革誌編成に大 きく関与していた事実が判明する。そうであるならば、 県が用意したはずの印刷物が初めに綴じ込まれていたこ とも首肯できる。

以上 2 つの補強材料を傍証として加えることで、1 セット目の『沿革誌』は上からの指示で作られたのでは ないかという筆者の推測は、ほぼ間違いないと考える。

#### (2-4) 編纂開始時期の推定

次に、1 セット目の『沿革誌』がいつ作られたのかと いう点について考えたい。

なぜこれを問題にするかと言えば、表2に示した実際 の目次から明らかなように、このセットの『沿革誌』に は「本校設置前」と「本校設置後」に分けて書かれてい る箇所が幾つもあるからである。例えば、『沿革誌 第一 編』「第二章 学校制定ノ諸規定」の「第一節」に「本校 設置前ノ概況」があり、ここに用行義塾に関する最もま とまった記述がある。ここでいう「本校」が、どの学校 であるかによって、用行義塾に関する情報の信用度が変 わってくる可能性がある。すなわち、「本校」が用行義塾 に近い時期の学校であれば、それだけ用行義塾の情報も 新鮮で信頼性が高いことになる。「本校」がどの学校を指 すのかを明らかにすることは、この資料がいつから作ら れたのかを明らかにする作業と同じである。それゆえ、 編纂開始時期を推定する必要がある。

この問題に関して筆者が実際に行った推論の過程を示 すと以下のようになる。

初めに考えたことは、『沿革誌(袋井東小学校)』の表

紙に記された校名である。表2に示した画像から明らか な通り、1 セット目の『沿革誌』の表紙の殆どには、右 から順に「久努村國民學校」「刮目尋常高等小學校」「静 岡縣磐田郡袋井町立袋井東小學校」「静岡県袋井市立袋 井東小学校」の4つの校名が墨書または捺印されている。

4 つの校名の時期を示すと、表3の年表から分かる通 り、「久努国民学校」は昭和16年4月1日からの校名で あり、刮目尋常高等小学校は明治26年10月30日からの 校名、袋井町立袋井東小学校は昭和27年10月10日から の校名、袋井市立袋井東小学校は昭和33年11月1日か らの校名である。

従って、表紙にある一番古い校名は「刮目尋常高等小 学校」である。その他の校名は後の校長の判断で、適宜 付け加えられたと考えればよい。また実際の『沿革誌(袋 井東小学校)』の表紙では、戦前の古い校名である刮目尋 常高等小学校と久努村国民学校の上に、削除を意味する 朱の二重線が引かれている。古い名前を削除して、新し い名前を付け足していった証拠である。従って、表紙に 書かれた一番古い学校がこの表紙を付けた学校、すなわ ち1セット目の『沿革誌』を編纂した学校と見做してよ いであろう。

それは刮目尋常高等小学校である。しかも、表紙にあ る「刮目尋常高等小学校」は一番大きな字で書かれてい る。この学校名は明治26年以降のものであるから、明治 26年以降に1セット目の『沿革誌』が編纂されたと考え れば表紙の校名と合致する。

しかし、それだけでは確定はできない。既にまとめら れていた沿革誌に、後から新しく表紙を付け加えた際の 学校が刮目尋常高等小学校であったという可能性もある からである。他に決定的な証拠がなくてはならない。そ う思いながら、更に資料の中身を吟味することにした。

そこで次に考えたことは、『沿革誌 第一編』冒頭に置 かれた編纂者(校長)の一覧である。

最初に登場する校長は明治 11 年の清水清太である。そ れ以前の校長は記されていない。これを見た瞬間は、こ の『沿革誌』は明治 11 年から編纂が始められたのではな いかと単純に考えた。

しかし、すぐにそれは間違いであることに気が付いた。 編纂者 覧の次に、実質の『沿革誌 第一編』の本論が 始まるのだが、その最初に置かれた第一章は、前述の通 り県による印刷物で代替されている。

この印刷物の最後に記されているものは「教育會規則」 であるが、この規則は「明治十四年十月五日本縣甲第百 五十九號布達ヲ以テ教育會規則別記之通定メラル」とあ る。明治14年制定の規則が印刷され、その印刷物が冒頭 に綴じ込まれているのであるから、それより前の明治11 年に『沿革誌(袋井東小学校)』を作り始めることは不可 能である。同時に、このことから、いかに早くとも明治 14年以降に編纂が開始されたことが分かる。

但し不思議なことがある。これも前述した通り、この 印刷物は60頁(正確には60丁) まであることが、手書 きの文章でわざわざ示されていた。実際にこの印刷物は 見開きにした時には60枚になる分量がある。しかし、印 刷物最後の頁にある「教育會規則」は第一条の途中まで しかなく、文章が途中で切れてしまっている。元々は次 頁以降にも何らかの記述があったはずである。ただ、冒 頭に「六十頁」までが印刷物であるという断り書きがな されているので、『沿革誌(袋井東小学校)』編纂の最初 から、この状態のままであったことは確実である。文章 が途中で切れていることに気付いていたかどうかは分か らないが、最後の頁数(正確には丁数)だけを記して、 そのまま綴じこむというのは余りにも安易で機械的な作 業である。このことも、1 セット目の『沿革誌』が編纂 者の主体性によって作られたのではないことを示す証拠 の1つになろう。

ここで問題なのは、途切れた後の先には、何がどこま で印刷されていたのか、ということである。その最後の 部分が判明すれば、編纂開始時期を明治14年よりも後ま で下ることができるはずである。しかし残念ながら、存 在しない部分が何であったかを探る術はない。

そこで、この印刷物から推定し得る最も遅い時期の明 治14年を考えてみると、表3の年表から、当時の校名を 探すと公立小学刮目舎(明治12~)が該当する。但し、 表3の明治14年の他の記録には「村立連合小学刮目舎」 の名称もあるので、最大公約数を取ると「小学刮目舎」 である。

ところが、『沿革誌(袋井東小学校)』の表紙の校名に は「小学刮目舎」または「刮目舎」の文字はない。刮目 舎の校名が表紙にないことと、県の印刷物が明治14年以 降についても言及していた可能性があり得ることを考え ると、編纂開始時期として明治14年を想定することは無 意味なようである。

そこで『沿革誌(袋井東小学校)』の本文に戻って読み 進めることにした。すると、意外にも簡単に「本校」の 答えが見つかった。明快に記されている箇所があったの である。『沿革誌 第一編』「第二章」「第二節」の1行目 にある、「本校ガ明治二十二年設置セラル、ト共ニ」とい う記述がそれである。明治22年に設置されたのが「本校」 であった。それは、久努村が誕生したことを受けて設置 された久努村の「刮目尋常小学校」である(表3を参照) <sup>(11)</sup>。高等小学校が置かれる4年前である。従って「本校」 とは、表紙に書かれた「刮目尋常高等小学校」ではなく て、「刮目尋常小学校」であると断定できる。

すると今度は、表紙にある最も古い校名はなぜ刮目尋 常小学校ではなく、刮目尋常高等小学校なのか、という 問題が生じる。

これについての筆者の答えは以下の通りである。すな わち、『沿革誌(袋井東小学校)』の編纂は、高等科が置 かれた明治26年以降に開始されたと考えればよい。その ため表紙にも刮目尋常高等小学校と記すことができた。 高等科が設置されていない時期では、「高等小学校」と名 乗ることは不可能だから、そのように名乗ることが出来 たということは高等小学校の時期に表紙が作られたこと を意味する。しかし高等科が置かれた時も、元の尋常小 学校の課程はそのままであるから、「刮目尋常小学校」が 無くなった訳ではない。尋常小学校の上に高等科が設置 されただけであるから、母体はあくまで尋常小学校であ る。それゆえ高等科が設置された明治26年当時も、「刮 目尋常小学校」が設置されたその時をもって「本校」が 設置されたとする意識はそのまま残っていた。そのため、 例えば、表3の明治26年11月1日の所に記したように、 校名が「久努村立刮目<sup>勇常</sup>小学校」と分かち書きで記され ることもあった。分かち書きされるということは、刮目 尋常小学校と刮日高等小学校が並立しているというイ メージである。学校の実態もそれが正しい。そのため、 沿革誌の編纂が始まった時は高等科が出来ていたけれど も、刮目尋常小学校ができた明治22年が「本校」の設置 時期であると意識され続けていたということである。以 上が筆者の推測である。

そのように考えていた時に、前述の通り2セット目の 『沿革誌』から、「沿革誌編成心得」が明治26年12月1 日に県から発せられていた事実を知った。明治26年に高 等科が置かれ、それ以降に編纂が開始されたというのが 上記の筆者の結論であったが、それとも見事に符合する。

以上のことから、『沿革誌(袋井東小学校)』は、明治 26年末に県からの指示を受けて編纂が開始されたと筆 者は推断する。すると。用行義塾から約20年後の文章と いうことになる。

## (2-5) 2 セット目の『沿革誌』について

次に2セット目の『沿革誌』について述べる。これは 2 冊で構成されるものだが、そのうちの1冊目は、章立 てがなされておらず、日誌のように編年体で出来事が記 録されている資料である。最初の記録は明治20年1月1 日の新年の儀式のことで、最後は明治24年12月21日の 閉業式の記録で終っている。なぜこれで『沿革誌』と言 えるのかは分からない。また、何のためにこれが書かれ たのかも、資料それ自体からは何も分からない。

これが作られた時期については、内容が明治 20 年初め から 24 年末までなので、早くても明治 25 年のうちにま とめられたものと推定できる。表紙には「自明治廿年」 「至同 廿四年」と 2 行に分けて書かれているが、内容 もまさしく同じである。

2冊目に移る。この資料の特徴は章立てがなされ、1 セット目の『沿革誌』を縮小して1冊にしたかのような 構成になっている点である。だが、なぜこのような形で 記録されたのかは、やはり不明である。 こちらは表紙に「明治廿五年」「明治廿九年」と2行に 分けて書かれている。「自」と「至」の文字はないが、1 冊目と同じように「自明治廿五年」「至明治廿九年」の意 味で書かれているのであろう。

また、これだけが、表紙右上に「曽号」と朱書きされ ている(表2の表紙画像を参照)。これの意味が最初は分 からなかったが、後に整理記号であることが判明した。 2015年3月に袋井東小学校から借用した文書束の中に、 「号外 書類目録簿」の表紙がある文書が含まれているこ とを知った(12)。その中に、当時の学校が保管していたと 思われる書類が列記されたリストがあった。写真1はそ のリストの一部である。列記されている書類1つひとつ の冒頭に整理番号のように「〇号」の文字が付けられて おり、「〇」の部分には記号が1つだけ付されている。記 号には、いろはにほへと、甲乙丙丁、子丑寅卯などの順 序だった文字列の1文字だけが順番に使われている。そ の1文字が書類の固有記号になっているのである。その うち「曽」は、いろは47文字を漢字で表記したとき、「わ かよたれそ」の「そ」に当たる文字のことであった。い ろは47文字も平仮名だけでは数が尽きてしまうので、漢 字等のバージョンも取り入れて固有記号を増やしていた。 それだけ大量の書類が保管されていたことになる。

ちなみに、「曽」の前は「禮」(れ)の文字が使われて おり、そこには「一 禮号 沿革誌 <sup>自明治九年</sup> <sup>室同廿四年</sup>」と書か れている。その次に「一 曽号 同 <sup>室</sup> 基誌』にあたる。写真では「至」以下が空白になってい るので、このリストが作られた時点ではまだ記録途中で

41 - 14	一番号	·花号	「な号	・与号	一切号	和号	「遠子	一面号	一奴号	利号	「教子	一个星子	一辺ろ	1	化号
1	全	海营之	はなえた、あ、山きま	武なみろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろろ	8 13-	現复私意之書	村在場堂書類	れちきまた	忠言然之	またまろうないいますか	生たちろろろ秋湖香きを	人學る葉鏡込	操行香定表	暗复也初得	法
一利日常学小学、教	自時にたまま	もき、大をヨー	やいきますううでのこの	all we want the	生化 ちままに	あったちます	おんえます (月くう	einandru far	明江方主奉百三	いろえにすい 土田	ちなかみまう見	明みたっきでした	日川がろうするはに母わ	のなたなうな	日明治世事一日

完成していなかったものと考えられる。原物の表紙には 空白部分にあたる箇所に「明治廿九年」<sup>(13)</sup>の文字が記さ れている。

なおこのリストから分かる、より重要な発見は、「曽 号」の前にあたる明治9年から24年の『沿革誌』が別に 存在していた事実である。残念ながら、その冊子は、袋 井東小学校から借用した資料の中には存在しなかった。 校長の小澤一則先生による調査で「沿革誌」と名のつく ものは全部提供頂いたはずなので、その調査に遺漏がな ければ、この『沿革誌』は既に消失している可能性が高 い。事実であれば非常に残念である。

さて、この2冊目の中身についてであるが、まず冒頭 に目次が置かれ、しかもその目次には項目ごとに「丁数」 が記されている。例えば、目次の「(一)学校創設及廃止 分合ノ事」の下には丁数が「二」と記され、「(七)教育 ノ方針ヲ指揮セシ事」の下には「二六」とあり、同様に すべての目次項目に丁数がある。

既述の通り、袋綴じにされる前の1枚の用紙を数える 時に用いるのが1丁、2丁という数え方である。今日的 に言うと、山折に綴じた部分の表側と裏側の2頁分が1 丁に相当する。実際の『沿革誌 明治25~29年』に綴じ 込まれている用紙にも、山折部分の所に朱で数字が書か れている。

ところが、ここでも不思議なことがある。確かに綴じ られた用紙には、章に相当する各々の項目の最初に目次 通りの丁数が記され、その丁数に相当する枚数の所から 書き始められているのだが、その章の1枚目の部分には 何かの文章が書かれていても、2枚目以降の所は白紙の ままで綴じられているという状態が多く見られるのであ る。中には多くの情報が書き込まれている所もあれば、 数行しかない所もある。これでは「沿革誌」と銘打って 保存するには相応しくないであろうと思われるほどに、 アンバランスかつ貧弱な中身でしかない。今後更に書き 足すつもりで用紙を十分に用意しておいて、そのことを 前提で丁数も、綴じた枚数分を正しく記したということ なのであろうか。そうすると、この資料はまだ完成して いない資料ということになる。しかしなぜ、このような ことになるのであろうか。

収録されている情報としては、表紙に記された時期の 通り、明治25年から29年の出来事が記されている。例 えば、「(四)学校経済及授業科/多募告附金等ニ関スル事」 の項目の最初は、「明治廿五年度教育費予算額」から始 まっており、「(六)学校長以下職員賞罰及増俸手当報酬 恩給等/事」も明治25年6月9日に元刮目尋常小学校訓 導・小林平次郎と同・鈴木茂平に「勉励賞与」として「金 壱円」ずつが与えられたという記録から始まっている。 「(十四)儀式ノ概要<sup>R2</sup>童卒業修成証書授与式学校創立 5年1月6日の始業式から記録されている。 最後の記録は、いずれも明治 29 年の記事で終っている。 次に、この2冊目が作られた時期について考えてみた い。最後の記録が明治 29 年のものであるから、資料とし て完成を見たのは、どんなに早くても明治 30 年以降と推 定できる。それでは、編纂が開始された時期はどうであ ろう。既述の通り、これも白紙が綴じ込まれているから 逐次追記が前提の資料ということになる。資料の完成と 編纂の開始は、相当期間の隔たりがあるとも考えられる。 そこで開始時期は別に考えなければならない。

手掛かりとなるのは、冒頭の「(一)学校創設及廃止分 合ノ事」の中身が、用行義塾から書き起こされ、明治26 年11月1日に高等科設置が許可され「久努村立刮目<sup>為業</sup>小 学校」となったことまでで終っているという事実である ((その2)の情報No.13-1を参照)。そのうち、明治25 年5月1日に刮目尋常小学校が設置されたことを述べる 部分までは一度も改行がなく、一気に書かれたことが確 実である。その後に明治26年の高等科設置の件が2行で 記されているが、その部分だけが改行されている。しか もこの2行の文字は、それよりも前の文字と比べて太さ や字体がやや異なっており、後から別人によって書き足 された可能性もあり得る。

従って、末尾2行を除いた部分の内容を根拠として、 この文章は、どんなに早くとも明治25年5月よりも前に 書くことは不可能であると言える。つまり、この冊子の 編纂は、それより後に開始されたことになる。では、ど れくらい後の時期になるのか。それに関しては残念なが ら何も手掛かりがない。断定できることは、開始が明治 25年5月以降であるということだけである。

最後に1セット目の『沿革誌』との関連性について述 べておきたい。根拠のない想像であるが、筆者は初め、 もしかすると1セット目の『沿革誌』を作る前に、試行 的に作られたパイロット版が2セット目の資料ではない と考えた。正式版である1セット目の作成作業に完全移 行したために途中で書き込みが放棄され、そのため多く の白紙がそのまま残された形になったのかもしれない、 と。

しかし、そうだとすると、県からの指示を知った上で 作られたことになるから、1 セット目の『沿革誌』の目 次と 2 セット日のそれが、もっと酷似しているべきであ ろう。実際には似ている部分もあるが、異なる部分もあ る。

さらに、「曽号」より 1 つ前の「禮号」として明治 9 年から明治 24 年までの『沿革誌』が別に存在していた事 実が判明した。つまり、明治 26 年の県からの指示で作ら れた1セット目とは別の性格のものとして、もともと作 られた『沿革誌』がこの学校には存在していたのである。 2 セット目の『沿革誌』もその延長と考えるのが自然で あるかもしれない。但し2セット目のうちの1冊日は、 その内容と記述のされ方から見て、『沿革誌』というより も校務日誌のような性格の文書である。理由は不明だが、 それを『沿革誌』と名付けただけなのかもしれない。

書誌情報として紹介できることは以上で全てである。

## (2-6)〔補足〕県の指示文書

以上で脱稿とする予定であったが、その直前に、別件 で袋井図書館所蔵の資料を見ていた時、予期せぬところ で、『沿革誌』に関する県の指示を示す文書と遭遇した。 欲しと思っていた情報が、勝手に向こうから飛び込んで 来るような不思議な経験が本研究中に何度かあったが、 これもその1つである。

『静岡県史 資料編 17 近現代二』の中にある、「21 〔学校沿革誌編製項目・同心得につき知事訓令〕 明 26・ 10・7」<sup>(14)</sup>がそれである。沿革誌を編製するよう知事か ら訓令が出されていたのである。しかも時期は、推測通 りの明治 26 年である。

「項目」として指示された内容を列記すると以下の通 りになる(原資料の漢数字はここではアラビア数字に直 している)。

- 第1、制度
  - 1、一般教育制度ノ概要
  - 2. 学校制定/諸規定
- 第2、設備
  - 1、学校設置区域
  - 2、学校/設廃分合及位置
  - 3、学校ノ名称、資格
- 4、校舎、校地、校具及教員住宅ノ概況
- 第3、学校基本財産 1、学校基本財産ノ設廃並支消売却等ノ概況
  - 2、学校基本財産ノ管理方法
- 第4、校員
- 1、学校職員/住宅
- 2、学校職員ノ資格及俸給
- 3、学校職員ノ賞罰
- 4、学級ニ対スル職員ノ配置
- 第5、生徒
- 1、学齢児童
  - 2、就学不就学
  - 3、入学及半途退学
  - 4、卒業生徒
  - 5、生徒成績ノ概要
  - 6、生徒ノ賞罰
  - 7、学級ノ編制
- 第6、経済
- 1、毎年経費ノ予算及決算ノ摘要
- 2、学校基本財産ヨリ生スル利子ノ員数
- 3、寄附物件
- 4、授業料
- 第7、学事関係ノ吏員
- 1、管理者/異動
- 2、学務委員/異動
- 第8、記事概要
  - 1、尊影及勅語謄本等拝受ニ関スル件
  - 2、当局官吏ノ視学ニ関スル件
  - 2、当向百丈/元十一阕八/
  - 3、職員出張等ニ関スル件
  - 4、天災地変其他学校ニ影響ヲ及ホシタル事件
  - 5、其他重要ナル事件

第9、附記

1、学校ノ為メニ功労アルモノ、事績

2、学校職員ノ履歴

- 3、学校卜家庭卜聯絡ノ情況
- 4、就学勧誘ニ関スル方法

さらに、この後に続く「心得」の部分を紹介すると以 下の文言となる(ルビは小栗による)。

一、学校沿革誌ハ其学校創立以来ノ閲歴ヲ明覈ニシ、殊ニ学 校ノ為メ尽力セシ篤志者又ハ教育ノ為メ励精セシ教師ノ事績、 履歴ハ詳細ニ附記シ、其功労ノ湮滅ニ帰スルノ遺憾ナカラシ ムヘシ。

一、学校沿革誌ハニ通ヲ編製シ、一通ハ学校ニ於テ、一通ハ 市町村役場ニ於テ保管スヘシ。

一、学校沿革誌編製方ハ各項毎ニ多少余紙ヲ存シ置キ、毎学 年末ニ於テ校務日誌其他関係帳簿等ヨリ抄出シ、或ハ管理者、 学務委員等ニ協議シ、其学年間学事ニ係ル較著ノ事績ヲ登録 スヘシ。

一、学校沿革誌へ明治廿七年一月三十一日迄ニ編製ヲ了シ、 其旨市立小学校ニ於テハ市役所ヲ経、町村立小学校ニ於テ ハ町村役場郡役所ヲ経テ県庁へ届出ツヘシ。

前述の通り、県からの指示は、『沿革誌』では 12 月 1 日付けとなっていたが、県史の資料では 10 月 7 日付けに なっている。日付に 2 か月弱のタイムラグがある理由は 不明だが、時期としては、ほぼ同じ頃である。

県から指示された「項目」を見ると、表2で示した『沿 革誌 第一編』冒頭掲載の目次に記されたものと、殆ど 同一であることが分かる。目次に記載がなく、冊子だけ が存在していた『沿革誌 第九編』も、県からの指示に 含まれていた内容であることが、これで判明した。また、 「余紙」が多数綴じ込まれていた事実も、県からの指示に 従ったものであることが分かる。これらのことから、1 セット目の『沿革誌』が、明治26年の県の指示に従って 作られたものであると明確に証明できる。但し、その指 示が出された時期は10月7日と12月1日の2説があり、 この時期だけは、いずれが正しいのか特定することがで きない。

また、上の知事訓令からさらに分かったことは、編製 を終える締め切りが明治27年1月末とされていた点であ る。10月から数えても3ヶ月間、12月からであったとし たら2か月間しか編製作業の時間がないことになる。こ れだけの分量の資料をまとめるには、十分な時間であっ たとは言えない。各種の齟齬があったり、熟意がこもっ ていないと思えるような作り方になっていたのも止むを 得ないと思われる。

紙数が尽きた。これら調査を終えた資料から判明した 用行義塾に関する情報の紹介と考察は、(その2)で示す。 (続く) (1)『静岡県教育史 通史篇上巻』(昭和47年11月3日発行、静岡県率教育研修所・編集、静岡県教育史刊行会・発行、袋井図書館所蔵)

(2)『静岡県教育史 年表統計篇』(昭和42年3月31日発行、静岡県率教育研修所・編集、静岡県教育史刊行会・発行、袋井図書館所蔵)

(3)『袋井東小学校沿革史』は『静岡県教育史 通史篇上巻』 255 頁に、「刮目尋常高等小学校『沿革誌』」は『静岡県教 育史 年表統計篇』212 頁に記載がある。

(4)花井信『近代日本地域教育の展開』(1986年12月1日、 梓出版社)。花井氏(当時静岡大学教育学部助教授)は袋 井市史編纂に関わり、用行義塾の記述もある『市史・通史 編』の「第六編 近代袋井の学校と教育」を執筆した人で ある(『市史』参照)。この本でも、袋井市史編纂過程で氏 が得た資料を用いて、多くの考察がなされている。

(5) 磐田歴史の会『磐田人物往来』(平成12年9月23日、 磐田歴史の会・発行。東海道400年祭エントリー承認第216号。袋井図書館所蔵)

(6) 同上、51頁。

(7) 同上、70頁。

(8) 静岡県立教育研修所は、静岡県教育史編さん委員会(昭和42年度に組織)が前掲『静岡県教育史』をまとめる事業を行うに当たり、事前の下準備として昭和39年から基礎的資料の調査を始め、昭和42年6月に『静岡県教育史関係資料目録(その1)』を発行している(以上『静岡県教育史関係資料目録(その1)』〈静岡県立教育研修所、昭和42年6月〉1頁〉。オレンジ色の用紙は、この時の調査で目録に登録されたことを示すものと思われる。

事実、『静岡県教育史関係資料目録(その1)』に、袋井 東小学校で調査された結果が幾つも記載されている。その うち362頁に、袋井東小学校に所蔵されている「沿革誌」 (本稿でいう1セット目)について「10冊」と記されてい る。筆者の調査では本論に記した通り11冊を確認してい る。この食い違いの理由はよく分からないが、本稿表1で 示した資料Na11のみは表紙に「沿革誌」の文字が大きく記 されていないので存在に気付かず、それを含めなかった結 果としての10冊であろうか。

なお、オレンジ色の紙で、もしものときには連絡をせよ と指示している母体(静岡県立教育研修所・教育史史料室) と連絡先(当時の三島市の住所と電話番号が記されてい る)は、今では存在しない。静岡県立教育研修所は、他の 組織と統合されて平成7年から静岡県総合教育センター (掛川市)となっている(静岡県総合教育センターのホー ムページ→総合案内→理念・沿革・条例及び規則→沿革の ページ=http://www.center.shizuoka-c.ed.jp/index.ph p?action=pages\_view\_main&page\_id=55を参照。2016年1 月時点)。

(9) 但し、別紙の印刷物は「一頁」から「六十頁」まであると記されているが、これは正しい表現ではない。この印刷物も袋綴じにされているが、山折にされた用紙を開いて1枚にしたとすると、用紙の中央、すなわち山折にする部分に実際に「一」から「六十」の文字が、1枚に1文字ずつ印刷されている。従って、正確には「六十頁」あるのではなく「六十丁」と言うべきである。「丁」は袋綴じにする前の用紙1枚を数える単位であるが、その用紙を袋綴じにした場合、その1枚は今日の本をイメージすると表裏の2頁分に相当する。つまり60丁ある印刷物は、今日的な頁の数え方で言えば120頁分に相当する。実際それに相当す

るだけの分量がある。

(10) 別掲拙稿(その2)の表5にある情報Na.13-11を参照 のこと。

(11)別のところでも、例えば『沿革誌(袋井東小学校)』「第 七編 學事関係吏員」の「第二章 本校設置後」が明治22 年度から始まっている点からも、「本校」が明治22年の学校を指すことを証明できる。なお、「久努村立」という言 葉は更に後の明治25年まで待たなければならない。明治 22年当時は「久努村立」という言い方はしていない。

ところで、第二編第四章(なぜか冊子の冒頭に置かれて いる第四章)第三節の1行目に「明治二十二年四月本校ヲ 設置スルヤ元刮目尋常小学校ノ校舎ヲ以テ本校ノ校舎ニ 充ツ」の文がある。明治22年の設立時には、既に元の「刮 目尋常小学校」の校舎があり、その校舎をそのまま用いた と記されているのである。袋井東小学校自身のホームペー ジでは、「刮目尋常小学校」は明治22年からの校名であり、 その前の校名は明治19年設置の「尋常小学刮目舎」と記 されていたので、筆者もそれを信じていた。それゆえ、上 記『沿革誌』に出てくる明治22年以前の元の校舎の名前 が「尋常小学刮目舎」ではなくて、なぜ「刮目尋常小学校」 なのかということが理解できず、その矛盾を解決できな かった。

ところが『沿革誌 明治25~29年』に、明治16年に広 岡、国本、愛野、豊沢、高尾の5村で1行政区画となり、 更に19年2月に1行政区画1学校の制になったため、公 立小学刮目尋常小学校に改めたという記事があった(本稿 表3及び(その2)掲載の情報Na13-1を参照)。つまり「刮 目尋常小学校」は明治22年からではなく、明治19年から の名称であった。従って、明治19年設置の学校は「尋常 小学刮目舎」であるとする袋井東小学校HPの記録は間 違っている可能性がある。但し、「刮目舎」の名称を用い た当時の別の資料もあり、間違っていると断定するのは尚 早かもしれない。この時の校名の問題については、本誌本 巻別掲拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」 も参照のこと。

(12)「学校新□築費文出予算細目(明治十三年九月)」(□ は一字不明)の題名の文書から始まる文書束の中に、この 「書類目録簿」があった。

(13) なお、リストには「一 曽号 同 <sup>自明治廿五年</sup>」と記 されているが、「曽号」の印がある資料の実物には「自」 と「至」の文字は入っていない。

(14)『静岡県史 資料編 17 近現代二』(編集発行・静岡県、 平成2年3月21日) 863~865頁。

# 用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について (その2)

YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, and unpublished historical records of Fukuroi-Higashi Elementary School ;vol.2

## 小栗 勝也\* Katsuya OGURI

本誌規定の紙数の都合から便宜的に以下の2つに分け同時に発表した。 「用行義塾に関する未公刊資料「沿革史」について(その1)」 …以下、本稿内で略する時は「(その1)」とする。 「用行義塾に関する未公刊資料「沿革史」について(その2)」 …以下、本稿内で略する時は「(その2)」とする。

(承前。但し注の番号は継承せず)

## 3. 『沿革誌』から得た用行義塾関連の情報一覧 ~調査結果2

今回の調査では『沿革誌』の全部に目を通し、用行義 塾関連の情報をすべて抽出する作業を行った。その結果、 今まで知られていなかった情報を幾つか発見することが できた。2 セット分の『沿革誌』の中から、用行義塾及 び用行義塾関連の人物等に関する情報で、筆者が見出し たものをここにまとめておきたい。資料の原文を引用し ながら関連情報をまとめたものが表4と表5である。表 の見方に関する注意事項を凡例として下に示した上で、 次頁以下に表を掲出する。

なお判読が困難な一部の文字について静岡理工科大学 教育開発センター教職支援室の沼倉昇先生(2014年度当 時)、同・伊藤律夫先生のお力添えを得た。ここに記して 感謝の意を表する次第である。

#### 《表4・表5の凡例》

・表中の最左欄に示した「情報Na」の左側数値は、表1(別掲(その1)所収)の「資料Na」を指す。「情報Na」の右側「-」の次に掲げた数字は、その資料中に見られた用行義塾関連の情報を登場順にナンバリングしたものである。従って、例えば「情報Na1-1」は、資料1の中で用行義塾に関する情報として登場する1番目のものという意味になる。但し筆者が調査をして見つけた情報に便宜的に付した番号であり、それ以上の特別な意味はない。情報源を示す必要がある場合に便利であろうと判断して付したものである。

・資料原文は縦書きである。

- ・原文の旧字体・略字体・異体字等は現在の通常の字体に直し た。但し「廿」は「二十」とせず「廿」のままとした。
- ・原文の抜き書き部分で濁点がある場合と無い場合があるが、 すべて原文通りである。
- ・ルビはすべて小栗が付したもので原文にはない。なお、ルビのように付している「ママ」は「原文のまま」の意味である。
- 【】が付されている部分は小栗による注記を示す。最右欄の「ここから分かる用行義塾関連の事柄」には【】はないが、ここも全て小栗の文である。
- ・小栗の注記に出てくる「戸倉新資料」については、拙稿「用 行義塾と戸倉新資料のこと」(『静岡理工科大学』第23巻、 2015年刊、所収)を参照のこと。

## 4. 『沿革誌』の情報から見る用行義塾 ~考察1

## (4-1) 用行義塾の記録と既存文献

表4・表5は『沿革誌』から抜書きして整理したもの なので、情報としては最も正確なものである。しかし、 このままでは分かり難いので、ここから判明した用行義 塾に関する情報について、以下、内容別に紹介したい。

まず、用行義塾そのものに直接関係する情報を紹介す る。用行義塾に関する記述で最もまとまっている部分は、 『沿革誌 第一編』「第二章 学校制定ノ諸規定」「第 一節 本校設置前ノ概況」に書かれた記録である(表 4 の情報№1-1。以下、情報の場所を表す場合は、情報№の みで記す)。現在も袋井東小学校に残る「版木」の両面に 刻まれている内容が、そこで紹介されている。当該箇所 の『沿革誌』の章題では「諸規程」と書かれているが、 実際に記されている内容は用行義塾の《設立趣意書》(時 間割を含む)と「規則」の2つである<sup>(1)</sup>。

この2つの文書は用行義塾に関する数少ない1次資料 であり、既存の文献でもよく紹介されてきたものである。 それが『沿革誌』にもそのまま記載されていた。

2016年2月22日受理

\*総合情報学部人間情報デザイン学科

# 表4 『沿革誌(袋井東小学校)』から得た用行義塾関連の情報

資料No.1~11の『沿革誌(袋井東小学校)』より

Lange of the land	資料中で右の抜書	袋井東小学校)』より 	
情報No.	資料中で石の扱書 き文章がある場所	原文の抜き書き	ここから分かる用行義塾関連の事柄
1-1	「第一編」「第二 章 学校制定ノ諸 規定」「第一節 本校設置前ノ概 況」	<ul> <li>用行義塾ノ開カルヽヤ左ノ諸規程ヲ定ム 夫レ人ノ人タルノ道ヲ知リ士農工商其ノ業トスル所ヲ学 ピ身ヲ安シ家ヲ富スニハ学術ヨリ要ナルハナシ然レトモ 従来ノ学法ハ難解ノ文選詩集文集百家ノ書ニテ半生ノ智 力ヲ費シ人生欠クベカラサルノ活計ニ暗キノミナラス世 事ニ疎ク其要領ヲ得ガタシ故ニ同志ノ輩ト謀リ我山名郡 久津部邑ニ義塾ヲ設ケ少年ヲシテ智識ヲ開カシメンと欲 ス其ノ学則ハ習字話学書翰証券ノ文法数享薬ヲ学ハシメン 次はの者でをした。 次学校学校、「本略ヲ知覚シテ各其専業ヲ学ハシメ ハ士農工商其ノ業トスル所ヲ知リ身ヲ安シ家ヲ富シ人ノ 人タル道ヲ知ラハ国家ニ於テ多ク益アラン 【この後に時間割表があるが、ここには示し難い。『袋井 市史・史料編』収録の物と同一であるため割愛した。】 (附記 字ハ時ノ誤ナラン) 規則</li> <li>、束脩百疋教授料月々五拾疋宛世話方エ可差出事 一、義塾蔵書独見訳書一日見料一銭ノ事 一、入社ノ儀ハ最月廿五日ヲ定限トス 但年齢ハ八歳以上ノ事 一、周末検査ノ上等級進退ノ事 一、客宿ノ生徒ハ証券持参ノ事     </li> </ul>	行義塾教則ならびに規則」(袋井東小 に保存されている「版木」の文章)と 同じ内容である。但し「(附記 字小 時ノ誤ナラン)」のみ、『市史・史料 編』にはなく、ここにしかない文章で ある。但し『市史』本編の文章中に、 これに相当する文章がある。
		<ul> <li>一、寄宿ノ輩ハーヶ月月俸米二斗二升五合ノ事 但自炊ノ者可為勝手ノ事</li> <li>一、人ノ害トナル所業於有之ハ退塾ノ事</li> <li>一、事故疾病等ニテ在宿ノ生徒ハ其父兄ヨリ趣意文面ニ テ当日内ニ固達ニ及べシ</li> <li>一、休日ハ佳節一六ノ事 但一六ハ修身学聴聞ノ事</li> <li>遠州第三拾区久津部邑 明治五壬申年六月廿五日発校</li> </ul>	→休日は「佳節」(かせつ、祝日のこと)と 「一六」で、当時の一般的なスタイルで あることが分かる。一六日(いちろく び)は毎月1と6が付く日のことで、 江戸時代から明治初めまでの日本では、 これが一般的な休日であった。
2-1	「第二編」「第四 章 校舎」「第一 節 本校設置前ノ 概況」	<ul> <li>一、用行義塾ヲ創設シテョリ明治十四年十月二十日マデハ国本 村久津部ニ設置ス 別表第一図ハ記録煙滅シテ徴スベキモノナカリ【この間 に「シ」があるべきだが欠落している】ガ当時ノ事情ヲ 詳ニセル日向謹作氏ニツキテ其大要ヲ記載シタルナリ</li> <li>一、明治十四年十月四日広岡村久津部七十九番地ニ左ノ校舎ヲ 新築ス(別紙二図参照) 木造瓦葺二階家 一棟 間口 十四間【…以下、ここでは略す】</li> </ul>	現在のところ所在不明である。
2-2	「第二編」「第五 章 校地」「第一 節 本校設置前ノ 概況」	<ul> <li>一、用行義塾ヲ設置シテヨリ明治十四年十月二十日マデハ国本 村久津部字新屋二千八十番地ノーヲ校地ト定ム(別表第一 図参照)</li> <li>一、明治十四年十月二十日広岡村久津部檜ノ木ニ校地ヲ変更ス (別表第二図参照)</li> </ul>	でわかる。「国本村久津部字新居 2080-1」である。
2-3	「第二編」「第一 章 学校設置区 域」「第一節 本 校設置前ノ概況」	一、明治五年私立用行義塾ノ創設セラレタル当時ハ書類ノ徴ス ベキモノナク其設置区域不明ナリ	
2-4	「第二編」「第二 章 学校ノ設廃分 合及ビ位置」「第 節 本校設置前 ノ概況」	津部字新屋ニ設置ス	→用行義塾を廃したのは明治6年6月、 とある。また、用行義塾のあった場所 に、そのまま久津部学校が設置された ことがわかる。なお戸倉新資料①から、 久津部学校及びその後の学校も、明治 14年までは用行義塾の校舎が引続き使 われていたことがわかっている
2-5	「第二編」「第三 章 学校ノ名称及 資格」「第一節 本校設置前ノ概 況」	ー、明治五年七月ヨリ同六年六月ニ至ル迄ヲ私立用行義塾ト称 ス	
2-6	5.5 「第二編」「第三 章 学校ノ名称及 資格」末尾に挿入 され綴り込まれて いる「刮目尋常高 等小学校概覧」	ー、明治五年七月ヨリ同六年七月ニ至ル迄ヲ私立用行義塾ト称 ス	→ここでは用行義塾は明治5年7月~ 明治6年7月まで、と記載されており、 1つ上の情報と微妙に異なっているこ とがわかる。

情報No.	資料中で右の抜書 き文章がある場所	原文の抜き書き	ここから分かる用行義塾関連の事柄
2-7	○ 久草かの3物所 「第二編」「第七 章 教員住宅」 「第一節 本校設 置前」	一、創立ヨリ明治十四年ニ至ルマデハ住宅ノ設ケナカリキ	→用行義塾には教員生用の宿泊施設に 併設されていなかったことがわかる。 従って、掛川から来ていた教員の岡田 や国府田らが滞在する時は、周辺の宿 泊施設か、民家で世話になっていたの ではないかと想像される。
4 - 1	「第四編」「第一 章 学校職員」 「第一節 序言」	<ul> <li>一、明治十一年以前並ニ村松学校ニ在職セルモノニツキテハ旧</li> <li>記ノ存スルモノナク不明ナリ</li> </ul>	
4 - 2	「第四編」「第一 章 学校職員」 「第二節 本校設 置前」	【明治十一年度の「清水清太」から、職員の名が列記された一 覧表が続くため、原文は略す】	一戸倉新資料に登場する教員2名、 水清太と諸井隣太郎の名が度々登場 ている。清水は明治11年度から14 度までの職員の筆頭に記され、15年, 以降はその名が消えている。諸井は、明治14年度に清水の次に記されてか 登場し、明治16年以降は職員筆頭に、 かれ、明治18年度まで続いている。 頭は校長を意味することが、「第一編 冒頭にある校長の一覧表からわかる。 そこには校長として清水、諸井の名: ある。
7-1	「第七編」「第二 章 本校設置後」	【明治 22 年度以降の学事関係吏員を列記した記録がこの部分 で、上記と同様に一覧表であるため、必要部分のみを紹介す る形で下に記す。】 【戸倉新資料に出ていた明治 13 年当時の学務委員(教育委員 のようなもの)の1人「長坂幸得」が、明治 25 年度~39 年度 まで「学務委員」として記録されている。最後の 39 年度の所 では「勤続」が「十四年三ヶ月」とある。】	→戸倉新資料に登場する長坂幸得は、 長く学務委員を務めていたことがわかる。
7 - 2	【同上】		になっていたことがわかる。なお当時
7 – 3	【同上】	【大正5年度の表の最後に、足立隆二(教育委員会が用行義塾 の場所を教えてくれた資料に出てくる人名。右欄参照)が、「村 長」「就職年月口」「大正五、一一、一八」として記されている。 足立は6~8年度の表にも「村長」として出てくる。8年度の 表では「村長」の「退職年月日」に「大正八、九、二五」とあ る。また、昭和7年度・8年度の表にも足立隆二は「村長」と して記録されているが、ここでは「就職年月日」に「昭和七、四、廿五」、または「昭和七、四、二五」と記されているだけ で、退職年月日の欄は空白のままになっている。昭和9年度に は別の人物が村長として記録されており、その人の「就職年月 日」が「昭和九、二、六」とあるから、その前までが足立隆二 の村長任期であったと考えられる。】	委員会が推定した際に用いた文献証拠 を説明するために、同委員会が小栗に 提供して下さった文書(本誌掲載別項 「用行義塾の場所と建物について」参 照)の中に登場する「足立隆二」が、 大正期と昭和初期に「村長」を務めて いたことがわかる。当時の村は、いず れも久努村。
8-1	「第八編 一」 「第二章 当局管 吏ノ視察ニ関スル 件」「第一節 本 校設置前」	ー、創立ヨリ明治十二年ニ至ルマデハ旧記ノ存スルナク不明ナ リ	→「当局管吏ノ視察ニ関スル件」に関 しては、用行義塾の頃の記録がないこ とがわかる。
8-2	「第八編 一」 「第三章 職員出 張等ニ関スル件」 「第一節 本校設 置前」	ー、創立ヨリ明治十一年ニ至ルマデハ書類ノ徴スベキナク不明 ナリ	→「職員出張等ニ関スル件」に関して は、用行義塾の頃の記録がないことが わかる。なお、前出の清水清太と諸井 隣太郎については出張の記録が何件か ある。
8 – 3	「第八編 一」 「第五章 其他重 要ナル事件」「第 一節 本校設置	ー、創立ヨリ明治十三年ニ至ルマデハ記録ノ徴スベキナク不明 ナリ	→「其他重要ナル事件」に関しては、 用行義塾の頃の記録がないことがわか る。

情報No.	き文章がある場所	原文の抜き書き	ここから分かる用行義塾関連の事	
8 – 4		明治十四年度 +月二十日 新築校舎の落成式ヲ挙行シ静岡県令豊田山名岩 田郡長等臨場セラレ頗ル盛会ヲ極メタリ 此日県令ヨリ金七円郡長ヨリ金弐円ヲ寄贈セラ ル	月20日に盛大に行われたことがわか	
8 – 5	【同上】	明治十六年度 五月十六日 訓導諸井隣太郎氏生徒用傘弐拾五本ヲ寄附セラ ル	→戸倉新資料に登場する教員・諸井隣 太郎が、学校に生徒用の傘を寄附して いることがわかる。	
8-6	「第八編 一」 「第五章 其他重 要ナル事件」「第 二節 本校設置 後」	明治二十六年度 十一月廿五日 足立貫一氏ヨリ石筆三百本ヲ寄贈セラル	→用行義塾の発起人の1人である足立 貫一が、明治26年も健在で、学校にそ 筆を寄贈していることがわかる。	
9 - 1	「第八編 二」 【章立てはなく、 日誌のように編年	【昭和47年度の中に、以下の記録がある。】 同【「十一月」】十八日 創立百年記念児童関係行事実施 同二十一日 創立百年記念式典	→創立百年の起点は、用行義塾の発足 時から数えていることがわかる。	

## 表5 『沿革誌(刮目尋常小学校)』から得た用行義塾関連の情報

情報No.	資料中で右の抜書 き文章がある場所	原文の抜き書き	ここから分かる用行義塾関連の事柄
12-1	明治 22 年 3 月 24 日の条	本校及両分校トモ証書授与式及退学式ヲ執行ス 生徒一同ハ午前九時ノ号鐘ト共ニ受持教員ノ指揮ニ随ヒ式場 ニ列シ退学生ノ父兄及其他有志九名役場員足立諦一郎氏本校 長以下各一定ノ場所ニ整列スルヤ校長ヨリ本日ヲ以テ証書授 与及退学式ヲ挙行スル旨ニ付演説アリ其レヨリ及第生一人 ツ、ヲ呼出シ校長ヨリ証書ヲ授与セラレアルヤ足立氏及職員 中二三ノ演説アリ皆其主趣ハ及第ヲ祝スルアリ尚奨励ヲ弁ス ルアリ或ハ落第生ヲ慰メ奮励心ヲ惹起セシムルアリ或ハ退学 生ニ対シ以後ノ方針ヲ定メラレタシト望ムアリテ最後ニ唱歌 ヲ奏シ其式ヲ了ス	して卒業式に出席し、演説も行っている
12-2	明治 22 年 6 月 30 日の条	久努村長 杉山兼作 同 助役 足立諦一郎 同 収入役 杉山徳三郎 右就任認可相成タリ	→用行義塾の発起人の1人・足立諦一郎 が、明治22年6月30日に久努村の助役 に就任したことがわかる。
12-3	明治 22 年 8 月 24 日の条		→ここから、ある文献で用行義塾の卒業 生と記されている足立五郎作が、明治 22 年8月24日に学士として帰省したこと がわかる。但し、用行義塾は長くても1 年しか歴史がなく、卒業生を出したとい う記録もないので、用行義塾を「卒業」 した者はいないと推測される。「卒業」 というのは、その後の後身学校のはずで ある。彼を用行義塾の卒業生と書いてい る文献は確かにあるが、それは間違いで あろ。。
12-4		明宮嘉仁親王殿下立太子式 右両式■【1字判読難】執行ノ当日ナルヲ以テ本校ニ於 テモ恭ク両式ヲ祝スルノ式ヲ謹テ挙行スルノ賜ヲ負フ 右ニ付キ藤本校長湯沢訓導ニハ賀表ヲ本県へ差出ス 校門へ国旗ヲ揭ケ構内ヲ清メタリ 午前八時三十分迄ニ生徒一同登校シ職員一同モ之ニ先ヅテ出	→用行義塾の発起人の1人で当時の助役・足立諦一郎が、明治22年11月3日の天長節の式典に出席していることがわかる。 →「先ツテ」の「ツ」は「シ」であれば「先んじて」と読めるが、「ツ」では意味がとれない。原文は明らかに「ツ」と読めるが誤記ではないかと思われる。

-44

情報No.	資料中で右の抜書 き文章がある場所	旧 マ (1) 抜き事き	ここから分かる用行義塾関連の事柄
12-5		授業ノ終業式ヲ執行ス 役場ヨリハ杉山村長足立助役来校セラレ本校職員一同及各 期生徒(分教室生徒モ加入)ハ午前八時三十分迄ニ出校セ リ【以下略】	The second
12-6	明治23年1月8日 の条	例年ノ通り生徒ノ新年拝賀式始業式【「新年〜始業式」までの 部分は分ち書き】ヲ執行ス 【中略】 午前八時四十分迄に生徒一同及藤本校長藤原訓導足立山本両 授業生杉山村長足立助役長坂幸得辻弥七郎植田藤平鈴木紀■ 【1字判読難】足立英三郎ノ五議員外有志者足立貫一外三名来 校セラレ九時ノ号鐘ト共ニ受持数員ハ各期ノ生徒ヲ式場ニ整 列セシメ【以下略】	役・足立諦一郎、及び用行義塾の発起」 の1人・足立英三郎が議員として、更に 用行義塾の発起人の1人・足立貫一が有 志者として、また、戸倉資料で登場する 長坂幸得が「議員」として、明治23年
12-7	明治 23 年 2 月 11 日の条	紀元節拝賀式執行ス 其式場ノ整置等ハ略新年拝賀式均ク校長ヨリ 神武天皇ノ 御聖徳ニ関シ演説アリ次ニ足立助役ノ演説アリ始終唱歌ヲ 以テ秩序敬礼ヲ立テタリ	→用行義塾の発起人の1人で当時の助 役・足立諦一郎が、明治23年2月11日 の紀元節に出席し、演説をしていること がわかる。
12-8	明治 23 年 3 月 22 日の条	証書授与式及退学式ヲ挙行ス 役場ヨリ足立助役来校セラレ村会ノ議員ニハ長坂幸得足立英 三郎鳥居積蔵ノ三氏来校セラレタリ	→用行義塾の発起人の1人で当時の助 役・足立諦一郎、及び用行義塾の発起ノ の1人・足立英三郎が議員として、更に 戸倉資料で登場する長坂幸得が議員と して、明治23年3月22日の卒業式に出 席していることがわかる。
12-9	明治 23 年 12 月 24 日の条	本日ヲ以テ授業終業式ヲ執行ス 杉山村長日向助役及村会議員三名来校セラレ【以下略】	→用行義塾に用務員として関係していた日向謹作が助役として、明治23年1月24日の終業式に出席していることがわかる。同時に、元の助役・足立諦一良はこの頃には、助役の職を辞していることもわかる。
12-10	明治24年1月8日 の条	授業始業式及生徒ノ新年拝賀式ヲ挙行ス 役場ヨリハ村長及日向助役来校セラレ村会議員及有志者ニ ハ足立貫一足立英三郎長坂幸得辻弥【「弥」は「孫」にも見 えたが、別資料(情報№13-3)で「弥」であると確定】七 郎鈴木銀鹸植田藤平石川賢作諸井和三郎鳥居積蔵片【「片」 は「戸」にも見えたが、別資料(情報№13-3)で「片」で あると確定】田源次郎杉山半蔵清水仁三郎ノ諸氏外農学博 士足立五郎作氏来校セラレタリ【中略】次ニ足立農学博士 ノ演説アリテ後唱歌ヲ以テ其式ヲ了リ各 陛下万歳ヲ合唱 セリ	の発起人である足立貫一・足立英三郎、 更に戸倉資料で登場する長坂幸得、また 前出の足立五郎作が、明治24年1月8 日の始業式・新年拝賀式に出席している ことがわかる。足立五郎作は演説も行っ
12-11	明治 24 年 2 月 11 日の条	紀元節ニ付謹テ休業シ門前へ国旗ヲ揭ケ校長訓導ニハ県庁へ 賀表ヲ差出セリ又当校拝賀ノ式ヲ挙行セリ其景況ノ一班ハ午 前九時迄ニ学校職員七名及生徒一同登校シ役場ヨリハ日向助 役議員二名来校セラレ 鑢テ生徒ハ受持教員ノ指揮ニ由ツテ式 場ニ整列スルヤ【以下略】	た日向謹作が助役として、明治24年2 月11日の紀元節式典に出席しているこ
12-12	明治 24 年 11 月 3 日の条	天長節拝賀式ヲ挙行シ藤本校長小林鈴木藤本ノ三訓導ニハ本 県庁へ賀表ヲ郵呈シ奉リタリ 此日天気朝ニ天一点ノ黒雲ナク門前ニハ国旗ヲ掲ケ午前八 時四十分迄ニ各期生徒一同及職員一同並杉山村長日向助役 登校セラレ【以下略】	→用行義塾に用務員として関係してい た日向謹作が助役として、明治24年11 月3日の天長節拝賀式に出席しているこ とがわかる。
12-13	明治 24 年 11 月 20 日の条		→用行義塾に用務員として関係してい た日向謹作が助役として、明治24年11 月20日に小学校に出向き、修繕工事の 指示をしたことがわかる。

資料No.12~13の	『沿革誌	(刮目尋常小学校)	1	より
	P a but 1 butter	Alles has the state of the state		

情報No.	資料中で右の抜書 き文章がある場所	原文の抜き書き	ここから分かる用行義塾関連の事柄
13-1		明治五年有志相謀リ私立用行義塾ヲ字久津部ニ設立シ同年 八月政府始メテ学制ヲ頒布セラレ従ツテ同六年六月浜松県 第百二十五号達ニ基キ第十一大区十二小区公立久津部学校 ト改メ後十二年九月教育令四十七ヶ条ノ頒布ニ基キ静岡県 甲第二百八号達ニヨリ愛野広岡国本ノ三村聨合シテ公立小 学校刮目舎ト改メタリ然ルニ年々就学生ノ多数ニ及ビ校堂 ノ狭キヲ感ジ衆議ヲ凝シ新築ノエヲ起シ十四年十月ヲ以テ 功竣ルヲ告グ因テ其廿日ヲトシ盛ナル開校ノ式ヲ挙ケ大迫 静岡県令小野田豊田山名磐田郡長等ノ臨場ヲ賜リタリ同十 六年広岡村外四ヶ村(国本、愛野、豊沢、高尾)ヲ以テ一 行政区域ハー学区一小学校ノ制ヲ敷カレタルニヨリ 刮目舎ヲ以テ公立小学刮目尋常小学校トシ豊沢、高尾ノ両 所へ分校ヲ置キタリ其後廿一年四月十七日法律第一号ヲ以 テ市町村制ヲ公布セラレ従ツテ廿二年県令第十九号ニ基キ 旧国本広岡及周智郡ノ村松ナル三村フ以テ一自治区ニ造成 シ山名郡久努村 ト改称相成リタルニヨリ県令第廿一号ニ由 ツテ久努村刮目尋常小学校ヲ改設スルニ至レリ(豊沢高尾 愛野ハ分離セリ)同廿三年十月六日勅令第二百十五号ヲ以 テ小学校令ヲ公布セラレ同廿五年一月四日県令第一号ヲ守 【「守」はママ】テ同年五月一日新ニ久努村立刮目尋常小 学校ヲ設置セリ 明治廿六年十一月一日高等小学校ノ教科ヲ併置スルノ件許 可トナル因テ爰ニ久努村立刮目尋常高等【「尋常」「高等」 の部分は原文では分ち書き】小学校トナル	<ul> <li>治6年6月に公立久津部学校に改められたと記録されている。</li> <li>→明治12年9月に三村連合の公立小学校 刮目舎に改められたことがわかる。</li> <li>→明治14年の新築移転は、旧来の校舎が 狭いことが原因であったことがわかる。</li> <li>→明治14年10月20日に新築校舎の開校 式が県令以下を招き、盛大に挙行されたことがわかる。</li> <li>→明治16年に5村が1つの行政区域になったことがわかる。</li> <li>→明治19年2月に公立小学刮目尋常小学校となり、分校を置いたことがわかる。</li> <li>→明治22年に3村が合併し久努村となり、これにより、久努村刮目尋常小学校に 改められたことがわかる。</li> <li>→明治25年5月1日に久努村立刮目尋常</li> </ul>
13-2	(四)学校経営毎年 度教育費予算決算 ノ款項及授業料ノ 多寡寄附金等ニ関 スル事 【「毎年」から「寄 附金等」までの部分 は原文では分ち書 き】	ー石筆三百本 寄附者 足立貫一 【但し、「一石筆三百本」の文字の上に薄い和紙の紙	改められたことがわかる。 →用行義塾の発起人の1人・足立貫一が、 明治26年11月26日に石筆を寄附してい ることがわかる。但し、情報の誤りがどこ かにある模様。
13-3		明治廿五年一月六日始業式ヲ挙行ス 午前八時三十分迄ニ本校職員一同出校シ生徒一同及役 場ヨリ杉山村長日向助役議員ニハ足立英三郎辻弥【間 違いなく「弥」と読める】七郎長坂幸得片【間違いな く「片」と読める】田源次郎石川賢作鈴木銀蔵植田藤 平足立諦一郎ノ諸氏並本村出身ノ農学士足立五郎作ニ ハ何レモー定ノ席ニ列セラレ君ガ代ノ唱歌ヲ奏シ次ニ 校長 勅語を奉読シ夫レヨリ訓導以下ノ祝辞或ハ演説 生徒ノ答辞足立五郎作氏ノ演説アリタリ例ニヨリ生徒 各自へ白紙一帖ヅヽヲ与フ	人・足立英三郎と同・足立諦一郎及び戸倉 新資料に登場する長坂幸得が「議員」とし て、さらに前出の足立五郎作が、明治25 年の始業式に出席していることがわかる。
13-4	【同上】	同【明治 25 年】二月十一日	→用行義塾の用務員であった日向謹作が 助役として、明治25年2月11日の紀元節 に出席していることがわかる。
13-5	【同上】	同【明治25年】三月廿四日卒業修成証書授与式ヲ挙行ス	→用行義塾の用務員であった日向謹作が 助役として、明治25年3月24日の卒業式 に出席していることがわかる。

情報No.	資料中で右の抜書 き文章がある場所	原文の抜き書き	ここから分かる用行義塾関連の事柄
13-6	【同上】	同【明治 25 年】十一月三日 天長節遥賀式御影拝戴式【「天長式」までの部分は原文 では分ち書き】挙行其景況左ノ如シ 午前十一時生徒二百〇五名ヲ二隊ニ組ミ教員一同之ヲ引率 シ 両陸下御影奉迎トシテ役場門前迄出張シ杉山村長ハ御 影ヲ捧持シ奉り役場ヲ出ツルト均ク生徒ハ君カ代ノ唱歌ヲ 二回唱ヘ了ルヤ警察官上條弥太郎氏ノ警護ニ由ツテ村長ハ 御影ヲ捧持シ奉リ学校ニ向ツテ発途シ教員一同ハ生徒ヲ引 率シ供奉セリ途中各戸ハ皆国旗ヲ掲ケ祝意ヲ表セリ校門前 ニハ村会議員町村吏員学務委員等ニシテ日向護作足立英三 郎足立貫一足立諦一郎長阪幸得大原太三郎鈴木栄次郎清水 重三郎等ノ諸氏奉迎最敬礼ヲ表セリ【以下略】	向謹作、及び用行義塾の設立者である足立 英三郎、足立貫一、足立諦一郎の3名、ま
13-7	【同上】	国二部等外部(スキシ2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	→用行義塾の用務員であった日向謹作が 助役として、また用行義塾の設立者の1人 である足立英(英三郎)が、明治27年3 月24日の卒業式に出席していることがわ かる。
13-8	【同上】	【明治28年】三月廿四日 証書授与式ヲ行フ 来賓杉山村長日向助役杉山鈴木ノ両学務委員ナリ	→用行義塾の用務員であった日向謹作が 助役として、明治28年3月24日の卒業式 に出席していることがわかる。
13-9	【同上】	同【明治 29 年】三月廿四日 証書授与式ヲ挙行ス足立助役鈴木学務委員列席セラレタ リ	→明治 29 年 3 月 24 日の卒業式に、足立 役が出席。日向助役の後の助役と考えられ るが、この時の「足立」が誰であるのかに ついては不明。
13-10	ニ付著シキ功績ア	o諸井隣太郎氏ハ前本校ノ訓導トナリ辞シテ後豊田、浦川学校及山名郡御厨学校ノ首席訓導ヲ奉職シ後チ出京シテ大学 簡易科ニ入学シ明治廿五年夏季ノ際卒業シ次デ女子高等女 学校尋常師範学校尋常中学校ノ博物地理ノ教員タル事ヲ免 許セラル、ノ栄ヲ負ヒタリ然ルニ卒業後病魔ノ侵ス所トナ リ時益病勢烈シク同年十二月自宅即本村字広岡ニテ死去セ ラレタリ越ヘテ明治二十六年八月ノ■【1字判読難】ヨリ同 窓若シクハ生前ノ友人阪部要司大木文蔵長田稔吉太田繁治 藤田栄吉鈴木重作高塚隆二郎藤本彦四郎広く有志ノ寄附金 ヲ乞ヒー大墓碑及と碑石【「及ヒ碑石」の文字の上に赤色で 縦棒線が1本引かれている。削除の意味であろう】ヲ広岡地 内下貫名ニ建立シ其本校奉職中ノ功績ヲ表ハス o石碑ハ同廿七年八月広岡地内聖塚(学校ヲ距ル西南百歩) ト称スル地へ建設セリ(日向謹作長坂幸得等ノ諸氏尽力セラ ル)	建設に関して、日向謹作や長坂幸得が尽力 したことがわかる。
13-11	(二十一)必要ト 認ムル諸件		成に関する心得の指示があったことがわ かる。この時から編纂が開始されたのでは ないかと推測される。用行義塾とは直接関 係ないが本資料を考える上で重要な情報 なので記した。
13-12	【同上】	【時期に関する記載はないが、明治27年4月の情報と6月 の情報の間に記載されている。その頃と推定される】	

今日では『袋井市史 史料編四 近代現代』(『市史・ 史料編』と略す)において、その全文が活字で紹介され ており<sup>(2)</sup>、未公刊の『沿革誌』に拠らずとも誰でも見る ことができるようになっている。従って、この部分に関 する『沿革誌』の情報は、現在では特に価値はない。 それでは、この他に『沿革誌』から分かる用行義塾に 関する情報を、先行研究ではどの程度まで引き出すこと に成功しているのであろうか。

まず『袋井市史 通史編』(以下『市史』)<sup>(3)</sup>であるが、 『市史』の執筆者は、用行義塾に関する記述をするにあ たって、『市史・史料編』所収の資料は用いているが、 『沿革誌』そのものは利用していない可能性がある。『市 史・史料編』は、用行義塾に関する「現時点におけるす べての史料」を収録したと記している(499 頁)が、収 録されている5つの史料のうち、4つは国立史料館所蔵 の旧久津部村文書からの転載である。残り1つが《設立 趣意書》と「規則」をセットにした史料のことであるが、 その出典は「袋井東小学校所蔵」と記されているだけで (299 頁)、そこに「沿革誌」の文字はない。おそらく袋 井東小学校に残る「版木」の情報だけを得たのではない かと想像される。

ただ『市史』本文では、明治初期の小学校の変遷を図 示するに当り、「基本的に各学校の「沿革誌」によって いる」と記している(1039頁)から、袋井東小学校のそ れも見ている可能性はある。しかしながら、『市史』の 用行義塾に関する記述部分では「沿革誌」を利用して書 いたことを示す文字はどこにも存在しない。事実『市史』 の記述は、『沿革誌』がなくても『市史・史料編』に収 録されたものだけで執筆できる内容になっている。

加えて、『沿革誌』を詳しく分析したならば、例えば、 所在地の住所や、建物の推定など、本稿で示すように、 用行義塾に関する更に細かな情報も得られるので、それ らの言及もできたはずである。しかし、そのような記述 は一切ない。

以上のことから、『市史』は、『沿革誌』を見ている 可能性はあるが、それを活用して用行義塾を述べてはい ない、というのが筆者の評価である。

これに対して、(その1)の冒頭で紹介した『静岡県 教育史 通史篇上巻』、『静岡県教育史 年表統計編』で は、袋井東小学校に残る『沿革誌』を用いたことが出典 に明記されている。但し、そこで紹介されている内容は 《趣意書》から分かる情報のみで、そのレベルは『市史』 と大差はない。そのことは(その1)でも既に述べた。 しかしながら、『市史』よりも評価できる点が1つだけあ る。それは発行の時期である。『市史・史料編』が発行 されたのが昭和58年1月31日、『市史』のそれは同年 11月3日であるのに対して、『静岡県教育史 通史篇上 巻』、『静岡県教育史 年表統計編』は昭和 42~47 年の刊 行(4)であるから、『市史』が登場するより10年以上も前 のことである。そのため、『静岡県教育史』を編纂した 人々は『市史・史料編』で活字化された用行義塾の《設 立趣意書》及び「規則」を読んではいない。用行義塾を 紹介するにあたって使用したものは『沿革誌』のみとい うことになる。その意味で、『静岡県教育史』編纂者は、 『市史』よりも前に、初めて《設立趣意書》の内容を紹 介したことになり、その点は高く評価されてよい。しか し、そこで用いられた『沿革誌』の情報は、情報No.1-1 に記された内容のみであり、後の『市史』と同レベルで ある。この文献でも本稿で示すような『沿革誌』から得 られる他の細かな情報には気付いてはいない。

3 つ目の文献として、これも(その1)冒頭で紹介し

た松下正「近代教育の黎明期に学校を支えた人々」(磐田 歴史の会『磐田人物往来』所収)に着目すると、そこに は『沿革誌』からの引用であると示した上で、「夫レ人ノ …」から始まる《設立趣意書》の文章が引用紹介されて いる<sup>(5)</sup>。但し、本文では「袋井東小学校の沿革誌を見る と」と断り書きがあるにも拘らず、参考資料として記さ れている典拠資料は『袋井東小学校のあゆみ』<sup>(6)</sup>(以下略 す時は『あゆみ』)のみである。『あゆみ』に引用掲載さ れている『沿革誌』の文章を孫引きしただけなのかもし れない。その他、『沿革誌』には記されていないものの、 『あゆみ』だけに記されている情報が紹介されている<sup>(7)</sup> ことから考えても、松下論文は、『沿革誌』の実物を見た のではなくて、『あゆみ』の内容だけで用行義塾の部分を 書いたのではないかと推測される。

最後に『袋井東小学校のあゆみ』であるが、これは筆 者には長らく幻の資料で、最近(2015年3月)になって ようやく見ることができたものである。文書東を袋井東 小学校から借用する際に、小澤校長先生から、このよう なものもありますとして提供された紙製フラットファイ ルの中にあったもので、その時に一緒に借り受けること ができた。筆者は、その時に初めて、これを見た。『あゆ み』は、『市史』よりも後の昭和62年発行の資料である が、『市史』及び他の先行研究でも使用されていない『沿 革誌』収録の文章を多数引用しながら、用行義塾を含む 自校の歴史をまとめており、立派な文献と言える。

しかしながら、用行義塾に関しては、「4. 用行義塾の教 育」<sup>(8)</sup>と題された部分で、《趣意書》と「規則」が紹介さ れているが、内容は『市史』他と大差はない。それ以外 では、用行義塾の場所として久津部新屋 2080 番地の1が 校地であったことを、『沿革誌 第二編』第5章の記述 (情報Na 2 - 2)を引用する形で紹介している点<sup>(9)</sup>、さら に、松下論文でも紹介されたように、当時の地元の有力 者の姓を列記して、これらの人が設立に関与したことを 言及している点<sup>(10)</sup>で、他の既存文献にはない価値がある。 その外にも、『沿革誌』に記載されていない別の独自情報 を紹介している箇所もあり、用行義塾の研究においては、 他のいずれの文献よりも有益な資料と言える。

ただ残念なのは、例えば、列挙した有力者名をどのように知ったのかについて何も根拠を記していないことで ある。後に第3者が検証できない形の記述になっている 点で、この資料には学術的な意味で大きな問題がある。 また、この資料は用行義塾に特化したものではなく、昭 和 60 年代の袋井東小学校に至る全歴史を網羅するもの であるから止むを得ないことではあるが、用行義塾に関 する記録は非常に浅い。また、上記とは別の点でも残念 な面がある<sup>(11)</sup>。

以上のように、『あゆみ』を除く先行研究では、『沿革 誌』を用いて用行義塾を紹介することがあったとしても、 殆どの場合は、『沿革誌』冒頭部分に置かれた《設立趣意 書》と「規則」の内容を用いるだけであった。それらの 内容は既に『市史』『市史・史料編』で紹介されており、 後進の研究者にとっては新規の価値は何もない。

本稿は、それらの既知の情報よりも細かな点まで情報 を抽出しており、また『あゆみ』よりも丁寧かつ多量に 用行義塾関連の情報を提供している。その意味で、『沿革 誌』を用いた既存研究のいずれと比べても意義の高いも のであると自負している。『沿革誌』から得られた用行義 塾についての直接的な情報量は決して多いとは言えない が、それでも間接的な情報を加えるとある程度の数にな るし、今後の研究に役立つ新情報も提供できている。実 際に既にその成果が活用されていることは、本誌本巻別 掲拙稿をご覧頂ければお分かり頂けるはずである。

## (4-2) 用行義塾の場所と建物について

さて、次に、既に知られている上記の情報(情報№1-1) 以外で、用行義塾に直接関連する情報として今回新たに 判明した事柄を紹介しよう。まずは、用行義塾の場所と 建物についての情報である。

情報Na2-1、2-2、2-4から、用行義塾設立時から明 治14年の移転の時まで、学校があった場所が変わってい ないこと、また、その場所は明治時代の地番で「国本村 久津部宇新屋二千八十番地ノー」(情報Na2-2)であるこ とがわかった。

既に戸倉新資料①で、「現在ノ校舎(明治14年移転前 の校舎を指す…小栗注) ハ先ニ九名ノ発起ニテ新設(用 行義塾設置の際に建てたものを指す…小栗注) セシ者ヲ 用イ引続現在来用ス」と書かれていたので、明治14年の 移転まで用行義塾の建物がそのまま後身小学校の建物と して使用され続けたことは承知していた<sup>(12)</sup>。今回の調査 で、その番地まで特定できたことは新たな収穫である。 なお、この番地は、前述の通り『あゆみ』でも紹介され ているが、筆者が『あゆみ』を見たのは『沿革誌』を見 るよりも後であった。

さらに、場所も建物も用行義塾の設立時のままであっ たものが明治14年に移転・新築された理由は、「年々就 学生ノ多数ニ及ビ校堂ノ狭キヲ感ジ」たため(情報Na. 13-1)であったことも判明した。

明治 14 年に建てられた新校舎については、本稿では詳 しく記さないが、情報No.2-1の箇所にある『沿革誌』の 記録から、その大きさが判明する。そのため、用行義塾 創設時に作られ、明治 14 年の移転時まで使われた建物は、 これよりも小さいことが確実となる。このことは用行義 塾の建物を考える上で有益な情報となる。

なお用行義塾の場所と建物に関しては、別の情報とも 合わせて考察を加える必要があり、別稿(本稿と同時掲 載)でより詳しく検討しているので、そちらも参照頂き たい。

## (4-3) 用行義塾のその他の情報 ①区域について

情報No.2-3 に、用行義塾がカバーした区域(今日の学 区)は、それを確かめる書類が存在していないため不明 である、と記されていた。しかし、そもそも用行義塾の 時は、後の久津部学校以降の小学校のように設置区域を 設定する習慣はなかったものと思われる。近隣から通学 している塾生が多かったのは当然としても、遠くの地域 から住み込みで所属していた 10 代後半の年長の塾生も 存在していたからである。

#### ②用行義塾終焉の時期について

情報No.2-5、2-6 で、用行義塾の名称が明治5年7月に 始まり、明治6年に終焉を迎えたと記録されている。

開始時期の明治5年7月1日は、拙稿「用行義塾の基 礎的研究資料(その1)」~「用行義塾の基礎的研究資料 (その3)」<sup>(13)</sup>に収録した表1~表5の教員・塾生の出席 状況が全て明治5年7月朔日(1日)から始まっている こととも符合する。しかし用行義塾の「発校」は明治5 年6月25日である。7月1日は授業の開始日である。そ のことは『市史』(1036頁)でも指摘されている周知の 事柄である。従って、『沿革誌(袋井東小学校)』では、 発校日ではなく、授業の開始日を以て用行義塾の「名称」 がスタートしたと位置付けていることが分かる。正式の 設立日は6月の発校日を以てするのが普通であろうが、 ここでは授業開始日を実質のスタートと認識されている。 それだけの違いであるから、ここでは別段、問題視する 程のことではない。

問題なのは終焉の時期である。用行義塾の名称で存続 していたのは、情報No.2-5及び情報No.2-4では明治6年6 月までとなっているが、情報No.2-6では明治6年7月ま で、となっている。6月と7月では1ヶ月の差があるが、 なぜこのような違いが生じるのかは分からない。6月説 は2回出てくるのに対して、7月説は1度しか出てこな いので、7月と記された部分は誤記なのかもしれないが、 本当にそうであるという明確な根拠はないので、この点 は留保しておきたい。開始日に発校日と授業開始日の違 いがあったように、終わりの時期の差にも何か意味があ るかもしれない。

#### ③教員住宅

情報Na2-7から、用行義塾創立時から明治14年までは 教員のための住宅は設けられていなかったことが分かる。 この記録は、換言すると、明治14年の移転新築以降は教 員住宅が敷地に併設されたことを意味し、事実その通り である<sup>(14)</sup>。

用行義塾時代は、教員の岡田や国府田が掛川から久津 部までやって米て、時に泊まりこみで授業を担当してい たことが判明している<sup>(15)</sup>が、用行義塾には教員専用の宿 泊施設はなかった訳であるから、宿泊場合は周辺の宿を 利用したか、もしくは足立家などの民家の世話になって いたものと推測される。

## ④教員について

情報No.4-1、4-2から、歴代の職員(教員)についての 情報を伺うことができるが、記録されているのは明治11 年以降の情報のみで、それ以前の職員については記録が 存在せず、「不明」(情報No.4-1)であるとの断り書きがあ る。用行義塾には岡田や国府田、高田の3教員がいたこ とは分かっているが、『沿革誌』からは彼らに関する情報 は何も得ることはできなかった。

用行義塾そのものに直接関係する情報として新たに判 明したものは以上である。

# 5. 『沿革誌』の情報から見る用行義塾に関連する人物 ~考察2

## (5-1)関連人物の情報一覧

以下に記す内容は、これまでの様に用行義塾の建物や 場所、構造、組織などの実態とは直結する情報ではない が、用行義塾に関連した重要人物に関して判明した情報 をまとめたものである。これまで名前だけは承知してい ても、それ以上の情報が皆無であった人物について、今 回の『沿革誌』調査で初めて何らかの情報が明らかとなっ たケースが幾つかあった。それらの情報も用行義塾を考 える上で間接的に役立つものと筆者は考える。その考察 については後述する。

『沿革誌』に登場する人物の中で、筆者が特に注目す るのは、用行義塾の発起人として名を連ねていた足立英 三郎、足立貫一、足立諦一郎、及び用行義塾当時、同校 の用務員のような立場にあった日向謹作の4名である。 他にも用行義塾に関与した人物として判明している者と しては、戸倉新資料で明らかとなった用行義塾の発起人 9名や、『市史』で紹介されている高田、岡田、国府田な どの用行義塾の教員などがあるが、このうち『沿革誌』 で確認できた者は上記の4名のみであった。

但し、用行義塾に直接の関連性はないが、筆者のこれ までの研究で知り得た間接的な関連人物としては、他に 何人かの名前が『沿革誌』に記されていた。例えば、戸 倉新資料に登場し明治13年当時の学務委員の1人であっ た長坂幸得<sup>(16)</sup>(情報No.7-1 他)、筆者が用行義塾の場所を 尋ねた際に袋井市教育委員会から回答された文書<sup>(17)</sup>に 登場する足立隆二(情報No.7-3。久努村村長を務めた人物。 用行義塾発起人の足立英三郎の子<sup>(18)</sup>)、さらに『沿革誌』 中に掲載されていた職員一覧で最初に登場する校長の清 水清太(『沿革誌 第一編』冒頭の編纂者一覧、及び情報 No.4-2)<sup>(19)</sup>、同じく職員・校長として登場する諸井隣太郎 (情報No.13-10、4-2 他)<sup>(20)</sup>、さらに久津部地域から輩出し た学士で帰省の際には大歓迎されていた足立五郎作(情 報No.12-3 他。足立家の親族の1人<sup>(21)</sup>)の5名である。

彼らについても今回の調査では全てを記録に残した。

そのため表 4・表 5 では、彼らの情報も示している。しかし、上述の足立家関係者や日向謹作と比べると、用行 義塾とは深い関連性を持たない人物なので、上記の通り、 一括して紹介するだけに留めておきたい。

残りの重要人物、すなわち足立家関係者及び日向謹作 の計4名について、彼らの名が表4・表5の中で登場す る場所と回数をまとめ、登場総回数の多い順に並べると 表6のようになる。但し、登場回数は、「原文の抜き書き」 の欄に登場する回数だけを数え、筆者による説明欄での 言及は対象としていない。また、情報Na.13-9の所で、明 治29年に「足立助役」が1件出てくるが、この足立は誰 であるのかが現状では不明であるため、表からは除外し ていることを断っておく。

以下、登場回数の多い順に各人物の情報を紹介する。

## (5-2) 日向謹作について

まずは、日向謹作についてである。彼は、拙稿「用行 義塾の基礎的研究資料(その2)」<sup>(22)</sup>で指摘した通り、

表6 用行義塾に関連する人物の登場回数

氏名	表中の場所=情報No.	登場回数
日向謹作	情報No.2-1	1
H HIDETH	7-2	[2]
	12-9	1
	12-10	1
	12-11	1
	12-12	1
	12-13	1
	13-3	1
	13-4	1
	13-5	1
	13-6	1
	13-7	1
	13-8	1
	13-10	1
	計	15 回
足立諦一郎	12-1	2
人口 土 町 四	12-2	1
	12-4	1
	12-5	1
	12-6	1
	12-7	1
	12-8	1
	13-3	1
	13-6	1
	計	10回
足立英三郎	12-6	1
and a company of the second	12-8	1
	12-10	1
	13-3	1
	13-6	1
	13-7	1
	計	6回
足立貫一	8-6	1
化工具—	12-6	1
	12-10	1
	13-2	1
	13-6	1
	13-12	1
	計	6回

用行義塾時代に用務員のような立場にいた人物である。 しかし、彼に関するそれ以外の情報は、これまで皆無で あった。今回の調査で、何も情報がなかったその日向に ついて、後に地元の村<sup>(23)</sup>の助役、村長を務めるまでに なっていた程の人物であることが初めて分かった。

日向に関する情報をまとめると、次のようになる。

第1に、『沿革誌(袋井東小学校)』が編纂されはじ めたと考えられる明治26年以降において、当時、用行義 塾創設のことを最も詳しく知り、校舎の図面を再現でき るほど情報を提供できていたのは日向謹作であったとい うことである(情報No.2-2)。だから、『沿革誌』の編纂 者も彼に尋ねて、用行義塾の絵図を作成したのである。 但し、日向の記憶によって作られた「別表第一図」は未 だ発見できておらず、非常に残念である。

第2に、日向謹作は明治36年7月24日に久努村の村 長に就任し、明治37年4月25日に退職するまで村長を 務めていたことが分かった(情報No.7-2)。

第3に、彼が村長になる前から、小学校の行事に参列 している者の中に、助役の「日向」が多数あることが分 かった。各種行事の参加者情報として出てくる「日向」 を、時系列的に箇条書きで示すと以下のようになる。但 し一部、行事参加以外の情報も含めている。また、「日 向」ではなく、「日向謹作」と記されているところは、 ここでも「日向謹作」としている。

- •明治23年12月24日、終業式参加。「日向」助役。(情報No.12-9)
- ・明治24年1月8日、始業式・新年拝賀式参加。「日 向」助役。(情報No.12-10)
- •明治24年2月11日、紀元節参加加。「日向」助役。 (情報No.12-11)
- 明治24年11月3日、天長節拝賀式参加。「日向」助役。(情報No.12-12)
- ・明治24年11月20日、震災で破損した箇所の修繕工 事の指示をするため学校を訪れている。「日向」助役。 (情報Na12-13)
- 明治25年1月6日、始業式参加。「日向」助役。(情報No.13-3)
- 明治25年2月11日、紀元節拝賀式参加。「日向」助役。(情報No.13-4)
- ・明治 25 年 3 月 24 日、卒業式参加。「日向」助役。(情報No.13-5)
- ・明治25年11月3日、天長節拝賀式参加。「日向謹 作」。「村会議員町村吏員学務委員等」の1人として。 (情報No.13-6)
- ・明治 27 年 3 月 24 日、卒業式参加。「日向」助役。(情 報No.13-7)
- ・明治27年8月に建立された諸井隣太郎の石碑建設に 「日向謹作」が尽力。(情報No.13-10)
- ·明治28年3月24日、卒業式参加。「日向」助役。(情

報No.13-8)

・明治 29 年3月、卒業式参加の助役は「足立」(足立の誰であるかは不明)に変わっているので、日向は29 年3月までのどこかで助役を退任していることになる。(情報No.13-9)

以上の中で、助役の「日向」が「日向謹作」と同一人 物であると明記された記録は1つもない。それゆえ、同 じ日向姓の別人である可能性もあり得る。しかし、筆者 は、これらはすべて日向謹作ではないかと考えながら記 録を続けていた。その理由は次の4点である。

①明治 25 年の天長節で村会議員町村吏員学務委員等の1人として「日向謹作」が参列しているが、その前後の行事参加者の中にも「日向」助役が登場している。天長節の日向謹作は「村吏」としての参加と解釈し、彼が助役であった考えれば、すべて辻褄があう。

②もし日向謹作以外の日向姓の別人が、当時の村政で 活躍していたとしたら、混同しないように名前まできち んと記していたはずである。例えば足立姓の場合は多数 登場しているので、正にそのように対応して記録されて いた。それなのに、日向の姓だけで助役を記録している ということは、混同をもたらすような別の日向姓の人物 が当時の村の要職にはいなかったことを示していると想 像される。そう考えると、明治 20 年代のこの村で要職に あった日向といえば、日向謹作のみであったことになる。 そうだとすれば、たとえば、上の天長節の「村吏」「日向 謹作」と「助役」「日向」も同一人物ということになり、 日向謹作が助役であったことになるであろう。

③明治36年に日向謹作が村長に就任していることは、 上記の第2点目の情報から明確であるので、それ以前の 期間に助役を務めていても不思議ではない。

④明治27年8月に建立された諸井隣太郎の石碑に関し て、「日向謹作」が尽力した記録が残っていることは上記 情報Na13-10 の通りである。その石碑建立の顛末や協力 者の名前をまとめた資料が別に残っている。その資料で 義捐金を出した者が一覧にまとめられているが、その中 に、「金三拾銭 村吏 山名郡久努村國本 日向謹作」と いう記載がある<sup>(24)</sup>。ここでも「村吏」とだけあって助役 とは書かれていないが、先の明治25年の天長節の時と同 様に、「村吏」の「日向謹作」をここでも確認できる。

以上の4点から、筆者は明治20年代に登場する助役の 日向は日向謹作のことであると考えていた。ただし、こ こまでの情報では推測の域を出ていなかった。しかし、 この推測は的を射たものであった。決定的な証拠が出て きたのである。

『沿革誌』から離れ別の資料を調査していた時に、思 いがけない所でふと日向の名を見つけた。『市史・史料 編』405~406頁に「四四 小学校生徒修学旅行・運動会 に関する件」があり、その末尾に明治「廿七年七月二十 日」付けで「久努村助役 日向謹作 印」と記されてい た。この記録から、明治27年時点で久努村の助役は日向 謹作であったことを確認できる。従って、筆者の調査で 明らかになった明治23年12月の終業式から明治28年3 月卒業式までの小学校の行事に参加していた「日向」助 役は、すべて日向謹作ということになる。

以上のことから日向謹作は、明治23年12月時点で既 に助役であり、明治28年3月までは確実に助役を務めて いたこと、また明治29年3月より前にはそれを退任して いたことが判明する。この6年ほどの間は、間違いなく 彼が助役に就任していたと考えてよい。但し実際の就任 はもう少し前からであった可能性もある<sup>(25)</sup>。また、助役 退任後しばらくは不明な期間があり、明治36年に久努村 の村長になっていることが確認できた。但し村長の在任 期間は1年にも満たない。

従来は全く不明であった日向に関して、『沿革誌』か らここまでの情報を得ることができた。彼は用行義塾時 代には用務員のような仕事をしていたが、それから 20 年ほど経た明治 23 年以降には、この村ではなくてはなら ない程の重要人物に成長していたことになる。

彼の年齢は不明であるが、仮に明治20年代30年代に 村政の要職を務めていた頃の年齢が40歳代50歳代で あったとしたら、用行義塾に関わっていたころは20歳代 前半か、あるいはそれよりも若い10代後半という推定が できる。

また、おそらく用行義塾発起人9名の中にいる日向平 三郎とこの日向謹作は関係していると想像される。共に 当該地区の名望家の1つであった日向家の一員ではない かと想像している。日向家も足立家と並んで、用行義塾 とその後身の学校に対しても、また村政にも大きく関 わっていたということになろう。そのような人物が支え たのが用行義塾であった。

これらの情報は用行義塾の性格を推察する材料として も用いることが可能である。用行義塾は学制より前に作 られた「私立」の小学校と位置付けられる。そのこと自 体に間違いはないが、実体は純粋な私立学校であったわ けではない。例えば、代々久津部村の庄屋を務めた足立 家が用行義塾の設立の中心にあったこと、また村の共有 財産を投じて作られたのが用行義塾であったことなどか ら、十分に公的な学校であったと言うべきである。

さらに、今回判明したことから分かるように、用行義 塾の運営に深く関っていた日向謹作が、後にその村の助 役、村長になっていたことから、もともと彼は、学校運 営に抜擢される程の村の逸材であったということになろ う。以下に述べる他の人物の経歴からも、日向と同じこ とが言える。そのような人たちによって支えられ、設立 されたのが用行義塾であったから、単なる私立学校と片 付ける訳にはいかないのである。

## (5-3) 足立諦一郎のこと

足立諦一郎は用行義塾発起人の1人として戸倉新資料 に登場する人物である。戸倉新資料では「締」の文字が 使われていたが、『沿革誌』ではすべて「諦」で記されて いる。「諦」が正しいと判断して、今後は特に断らない限 り、彼の名は「諦一郎」で統一したい。

これまでの筆者にとって、足立諦一郎なる人物は戸倉 新資料でその名を見ただけで、それ以外に彼に関する情 報は何も持ち合わせていなかった。今回の調査で、彼に ついても、僅かではあるが情報を得ることができた。

彼も明治20年代初期、久努村の助役と村会議員を務め るほどの人物であった。日向謹作が助役になる前に助役 を務めていたのが彼である。

『沿革誌』の中で足立諦一郎が最初に登場するのは、 情報Na12-1 にある明治 22 年 3 月の卒業式への参加であ る。この時には唯一の「役場員」として参加している。 彼の場合、助役になったのは明治 22 年 6 月 30 日である と明確に特定できる(情報Na12-2)から、卒業式があっ た同年 3 月時点では助役ではない。当時の肩書きは定か ではないが、助役になる 3 ヶ月前に既に村の何らかの役 職を務めていたことが分かる。

助役になって以降は、明治22年11月の天長節(情報 No.12-4)や、同年12月終業式(情報No.12-5)、翌23年1 月の新年拝賀式(情報No.12-6)、同年2月の紀元節(情報 No.12-7)、同年3月の卒業式(情報No.12-8)に、いずれも 助役の肩書きで参加している。

明治23年12月の終業式では参加している助役が「日 向」に変わっているので、明治23年末までのどこかの時 期に助役を辞めていることになる。その後、明治25年1 月の始業式には「議員」の1人として参加している(情 報№13-3)ので、助役退任後は村会議員になったものと 見られる。明治25年11月の天長節にも彼は参加してい るが、この時には肩書きは明確には記されていない。「村 会議員町村吏員学務委員等」の1人としての参加であり (情報№13-6)、これらの肩書きのうち、どれが諦一郎の ものであるかは分からない。恐らくは、引き続き村会議 員を務めていたのではなかろうか。

足立諦一郎に関して分かったことは以上である。

#### (5-4) 足立英三郎のこと

足立英三郎も筆者にとっては、戸倉新資料で用行義塾 発起人の1人として、その名を見ただけの人物であった。 彼についても今回、僅かながら情報を得た。箇条書きで 示すと以下のようになる。

- ・明治 23 年 1 月、新年拝賀式始業式に「議員」の 1 人として参加。(情報No.12-6)
- ・同年3月の卒業式に「村会ノ議員」の1人として参加。(情報No.12-8)
- ・明治24年1月の始業式・新年拝賀式に「村会議員及 有志者」の1人として参加(情報No.12-10)。彼の場

合は議員としての参加であろう。

- ・明治25年1月の始業式に、「議員」の1人として参加。(情報No.13-3)
- ・明治25年11月天長節に「村会議員町村吏員学務委員等」の1人として参加。(情報No.13-6)
- ・明治27年3月の卒業式に「議員」の1人として参加。 (情報No.13-7)

彼もまた明治 20 年代に久努村の村会議員を務める程 の人物であった。『沿革誌』から判明した足立英三郎の情 報は以上である。

## (5-5) 足立貫一と藺草のこと

同じく用行義塾の発起人の1人である足立貫一に関し ても、有志者として式典に参加したことがあること、石 筆と藺席を寄付したことがあることなど、僅かではある が『沿革誌』から情報を得ることができた。いずれも明 治20年代の情報である。時期の若い順に箇条書きで示す と以下のようになる。

- ・明治23年1月新年拝賀式・始業式、「有志者」として足立貫一が参加。(情報Na12-6)
- ・明治24年1月の始業式・新年拝賀式に「村会議員及 有志者」の1人として足立貫一が参加。彼は「有志 者」としての参加であろう。(情報No.12-10)
- ・明治25年11月天長節に足立貫一が参加。「村会議員 町村吏委員学務委員等」の1人として。足立は「等」 に入るのであろうか。(情報No.13-6)
- ・明治 26 年 11 月 25 日、足立貫一が学校に石筆 300 本を寄贈。(情報No.8-6)
- ・明治26年11月26日、足立貫一が石筆300本を生徒 に寄付。但し「記載ヲ誤ル」の紙片が該当箇所に貼 付されている。何を誤ったのかは不明。(情報№13-2)
- ・明治27年4月から6月頃の情報と推定される時期に、 「本村国本」の足立貫一より「自己ノ設置ニ係ル藺席 会社製造ノ藺席二枚」が学校に寄贈されている。(情 報No.13-12)

これらの情報を見る限り、足立貫一は他の足立家の人 物のように村政に関係する地位に就いていたことを示す 情報は確認することができない。行事参加者の1人とし て登場する記録の中で、彼の肩書きが明記されているも のは「有志者」のみである。

しかし、彼は用行義塾発起人の1人であると同時に、 用行義塾の設立者として足立儀八と並んで既存の公刊文 献で紹介されたことがある<sup>(26)</sup>数少ない人物である。また 別の機会に紹介するが、彼自身、家業としての医者を継 いだ人物であるから、地元の名士に列せられる程の人物 であったことが想像できる。さらに言うと、同じ医者で あった実弟の足立寛は、のちに陸軍軍医となり顕職を歴 任してその名を馳せる当該地域一番の出世頭である。加 えて、また足立寛は若い頃には福沢諭吉と深い縁を持つ 特別な人物でもある。そのような弟を有する人物が貫一 であるが、それらに関連するような情報は『沿革誌』で は全く出てこなかった。

珍しい情報としては、貫一が藺席を小学校に寄付して いたことが分かった(情報No.13-12)。『沿革誌』からは離 れるが、ここで足立貫一と藺草に関する事柄をまとめて 記しておきたい。

『沿革誌』を見る前に既に筆者は、足立貫一が出した 書物として国立国会図書館に唯一所蔵されているものを 見つけていた。それは『藺作独案内』という 20 数頁ほど の小さなパンフレットのようなものである。国会図書館 のデジタル化資料でそれを見た。奥付には明治 27 年 1 月8日印刷(「8」の部分のみ手書きの「八」。他は活字)、 9日出版(「9」の部分のみ手書きの「九」)と記されてお り、さらにその左側に全て手書きの縦書き(数字は実際 には漢数字)で、明治 27 年 1 月 9 日再編、明治 27 年 1 月 20 日発行、と書かれている。従って、この書物が出版 されたのは、学校に藺席が寄贈される 3 ヶ月程前のこと になる。

『藺作独案内』の奥付には手書きで「編集兼発行人」 と記され、その下に活字で「足立貫一」の名前が、さら にその名前の右側に「遠江國山名郡久努村國本百四十四 番地平民」と印刷されている。この記録から、久津部地 域には間違いなく足立貫一という人物が実在していたこ とを、戸倉新資料や『沿革誌』を知る以前に筆者は確認 できていた。用行義塾の設立者として紹介する既存文献 では、足立儀八と並んで、単に「貫一」と紹介されるだ けであったが、貫一は間違いなく足立姓であることも同 書から承知していた。

参考までに記しておくが、上の書物の奥付で足立貫一 は編集発行人と記されていて、著者と記されていないの には理由がある。長瀬秀次郎という別人が述べたものを まとめたものが本書であり、足立自身が著した著作では ないからである。彼は編集人と言うべき立場でこれに関 わったことになる。国会図書館に登録されている書誌情 報では長瀬の名は一切無く、「著者」「出版者」ともに「足 立貫一」とされているが、この登録情報は正確とは言え ないであろう。

長瀬は備中撫川の農夫で、一昨年(明治25年)より篤 志家の人々から依頼を受け、「中遠地方」(現在の袋井地 域も入る地域)に来て、藺作と製造の伝習をしたが、白 分では文字が不自由なので、実地耕作諸君のために、こ れまでの経験をそのまま述べたまでである、と冒頭で長 瀬自身が断わっている(2頁)。以下、藺苗の培養から藺 草の植付、刈取,等々が述べられ、8点の挿絵もある。 末尾に、この書物を出したあとで、畳表や花筵の織法や 機具について別に一冊子を出すつもりであると記されて いる(20頁)が、その別冊子は確認できていない。

この書物の発行者が足立貫一であることから、彼も長

瀬を遠州に呼び寄せた篤志家の1人であることは間違い ないであろう。貫一は当時、木気でこの地で蘭草栽培を 実施しようと考えていたことがこの冊子から伺える。し かし、なぜ彼が藺草の栽培を手掛けようと考えたのか、 その理由や背景が全く理解できなかった。本書では足立 自身の言葉は何も書かれていないので、すべて謎のまま であった。そのような状態であったところ、全く予期し ていなかった『沿革誌』から、今回の新しい情報に出会 うことになった。彼自身が、当時、藺草を用いた敷物を 作る会社を興していたのである(情報№13-12)。それが すべての理由であった。

もっとも何故、彼がそのような会社を始めたのかとい う根本理由は依然として不明である。久津部村は江戸時 代から花筵が名産品として知られていたようで、寛政9 年(1797年)刊行という『東海道名所図会』にも、「沓 部」(くつべ)の名産として花莚が紹介され、それを「織 りて諸国へ」商いをしていると記されている<sup>(27)</sup>。花莚、 花ゴザは、藺草を色染めしたものを居座機で織って製造 していたもので、幾何学模様が鮮やかなため、それを店 に懸け並べている様は東海道「随一の大観」と評された こともある<sup>(28)</sup>。かつて地元の名産品であった藺草の敷物 を再興しようとして、この時期に彼が力を入れていたの かもしれない。

いずれにしても、足立貫一が自らの業として藺草敷物 を扱う会社を自ら興し、そのために明治25年頃から県外 の専門家を招き入れて、本格的に藺草の勉強を始め、そ の一環として上の書物が作られたという事情が、今回の 調査によって初めて判明した。

『沿革誌』の情報で見る限り、足立貫一という人は、 足立家の他の人たちとはやや異なり、村政に関わったこ とを示す情報がなく、明治中期には藺席製造会社を経営 する実業家としての顔を有することが分かった。やや風 変わりな所がありそうな人物かもしれない。

## 6. まとめ

以上、袋井東小学校が保管する『沿革誌』を調査する 機会に恵まれたことにより、用行義塾に関する新情報を 幾つか発見することができた。足立貫一らの関連人物に ついても、これまでは『市史』や戸倉新資料でその名前 しか分からず、どのような人物であったかさえ情報は皆 無であったものが、今回の調査によって新たな情報を発 掘することができた。彼らの中には、後の地域の村政で 重要な位置を占める人物が何人も含まれていたことも判 明した。

今回の調査で発見できた情報の絶対量は決して多いと は言えないが、しかしその全てが筆者には未知の内容ば かりであり、今回の調査は有益な成果をもたらしてくれ た。 特に本誌本巻別掲拙稿で示した如く、用行義塾の場所 と建物に関しては、今回の調査結果も取り入れて考察を 行うことができたので、実態解明作業に大きな進歩が見 られた。また、同じく別掲拙稿で示した通り、袋井東小 学校のホームページで公表されている同校の年表掲載情 報に関しても、修正が必要であると思われる箇所を幾つ か発見することに繋がった。

今回の調査が契機となって、将来、より深い調査が、 筆者以外の誰かによって行われることになれば、用行義 塾以後の後身学校の歴史や、それらの学校が位置した当 該地域の歴史について、さらに新しい知見が発掘される のではないかと思われる。そのような日が来ることを期 待したい。

(1)《設立趣意書》を《》で記す理由については拙稿「用 行義塾と福沢論吉」(『静岡理工科大学紀要』第22巻、2014 年刊、所収)を参照のこと。

(2)『袋井市史 史料編四 近代現代』(袋井市史編纂委員 会編、袋井市発行、昭和58年1月31日)299頁以下に収 録の「一 用行義塾教則ならびに規則」がそれである。

(3)『袋井市史 通史編』(袋井市史編纂委員会編、昭和58 年11月3日、袋井市役所発行)。

(4)『静岡県教育史 通史篇上巻』(、静岡県率教育研修 所・編集、静岡県教育史刊行会・発行)の発行年月日は昭 和47年11月3日、『静岡県教育史 年表統計篇』(静岡県 率教育研修所・編集、静岡県教育史刊行会・発行)の発行 年月日は昭和42年3月31日である。

(5) 松下正「近代教育の黎明期に学校を支えた人々」(磐田 歴史の会『磐田人物往来』、磐田歴史の会・発行、平成 12 年 9 月 23 日、東海道 400 年祭エントリー承認第 216 号、 所収) 51 頁。

- (6) 『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ』(昭和62年3月31 日、袋井東地区文教施設後援会。以下『あゆみ』と略す) がそれである。『あゆみ』の「あとがき」(91頁)に「文責」 として当時の校長・土屋恒次の名が記されているので、学 校が編纂し、後援会が発行したもとのみえる。竣工記念と いうのは、この時に、旧校舎が耐震校舎に建て替えられた ことを記念するという意味である。筆者は袋井東小学校に 保存されている資料の中からこれを見た。図書館等では、 どこにも所蔵を確認できなかった。なお、この冊子のタイ トルであるが、表紙を見ると「竣工記念 袋井東小学校の あゆみ」と読めるが、奥付には「袋井東小学校のあゆみ (竣 工記念)」と記されている。「竣工記念」をどこに置くかで、 表記が異なってしまう。本研究では、正式に示す時には、 表紙を尊重して『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ』と記 すべきであるが、長くなるので『袋井東小学校のあゆみ』 の題名を用いることにする。
- (7)注(5)記載の松下論文にある「当時地域には阿部家・ 長坂家・松井家・東の足立家・西の足立家・大草家・日向 家の有力者がいて郷校用行義塾創設の議を話し合った。設 立資金の調達、建物の用意、教材の準備、指導者の確保等 にあたっては想像以上にたいへんな努力をしたものと思 われる。」(51~52頁)という部分がそれにあたる。このよ うな記述は『沿革誌』のどこにも出てこない。ちなみに『あ ゆみ』3頁には、「(前略)その頃の久津部村には、阿部家・

長坂家・松井家・東の足立家・西の足立家・大草家・日向 家等の有力者がいたので、こうした方々のことであろう。 有力者中のどなたかが中心になって郷校用行義塾発足の 議をまとめ、設立資金の調達、建物の用意、教材の準備、 指導者の確保等にあたって並々ならぬ努力をしたにちが いない。」とある。『あゆみ』の文章をほぼ丸写しにしたよ うになっていることが分かる。

(8) 前掲『あゆみ』、4~5頁。

(9) 同上、3~4頁。

(10) 同上、3頁。

(11) この『あゆみ』の著者は、戸倉新資料を知らないのは 時期的に致し方ないとしても、『あゆみ』よりも前に発行 された資料、例えば『慶應義塾百年史・下巻』(昭和 43 年発行)810頁に用行義塾の設立者名が紹介されているこ とも知らないようなので、用行義塾の発起人に足立儀八、 貫一がいたということは全く念頭にない。そのため、『あ ゆみ』10 頁、14 頁で足立貫一の名を記しているにも拘ら ず、足立寛の兄であることは紹介しても、貫一が用行義塾 を作った1人であったことの言及はない。また『あゆみ』 22頁では、『沿革誌』の本文を写真で掲げながら、明治25 年の御真影拝戴式(情報No.13-6)のことを紹介しているが、 写真中の文章に式典参加者として足立貫一、足立英三郎、 足立諦一郎、それに日向謹作らの名が記されているにも拘 らず、やはり何の言及もない。足立貫一も、足立英三郎、 足立諦一郎も、いずれも用行義塾発起人9名の人物である し、日向謹作は『市史』にも登場し、筆者が用行義塾の「用 務員」と推定した人物である。もちろん、用行義塾に関す る研究が全く進んでいない時期に書かれた資料であるか ら、すべては止むを得ないことと考え、咎めるつもりは毛 頭ない。

(12) 拙稿「用行義塾と戸倉新資料」(『静岡理工科大学紀要』第23巻、2015年6月1日、所収)99頁に紹介した新資料①に「現在ノ校舎ハ先ニ九名ノ発起ニテ親設セシ者ヲ用イ引続現在来用ス」とある。現在の校舎の「現在」とは明治14年のことを指し、当時の校名は公立小学刮目舎である。9名の発起で親設した校舎とは、用行義塾のことを指している。従って、用行義塾以来、明治14年まで同じ校舎が使われていたことが分かる。

(13) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その1)」は『静岡 理工科大学紀要』第22巻(2014年6月1日)に、「用行義 塾の基礎的研究資料(その2)」と「用行義塾の基礎的研究 資料(その3)」は『静岡理工科大学紀要』第23巻(2015 年6月1日)に収録されている。

(14)本誌本巻別掲拙稿「用行義塾の場所と建物について」 を参照のこと。

(15) 拙稿「用行義塾と福沢諭吉」(『静岡理工科大学紀要』 第22巻、2014年6月1日、所収)、及び前掲拙稿「用行義 塾の基礎的研究資料(その1)」を参照。

(16)前掲拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」を参照。長坂の「坂」は戸倉新資料①では「坂」、『沿革誌』でも情報№7-1、12-6等では「坂」であるが、情報№13-6のみ「阪」の文字が使われている。本研究では、特に断りをしない限り「坂」で統一した。

(17) 注 (14) に同じ。

(18) 足立陸<sup>-1</sup>が足立英三郎の子に当ることは、太田実雄・ 原川定雄・共編『原川大和守関係者顛末』(昭和46年8月 5日、袋井図書館蔵)13頁の系図から分かる。

(19)前掲『あゆみ』89 頁には歴代校長の一覧があり、「1
 代」として「清水清太 明 11~明治 15」の記載がある。

しかし、これは、『沿革誌 第一編』冒頭に置かれた「沿 革誌編纂者一覧表」にある「校長氏名」が明治 11 年度の 清水清太から始まっていることから、機械的に清水を「1 代」と付しただけのようである。なぜ、明治 11 年を初代 としてしまったのであろうか。明治 10 年以前の学校には 校長がいなかったと言っていることに等しいことになる が、明治5年の用行義塾、明治6年からの久津部学校にも 校長は必ずいたはずである。そのことを考慮せず、機械的 に清水を初代校長と位置付けたことは軽率な判断ではな かったかと筆者は考えている。清水は『沿革誌』に校長と して登場する最初の人物というだけであり、初代校長とい う肩書きは事実を曲げる恐れがあるのではなかろうか。

情報No.4-2 も明治 11 年以降の「職員」の一覧があり、筆 頭に清水が置かれているが、こちらには「校長」の肩書き は付いていない。校長と明確に判断できる一覧資料は『沿 革誌』では「沿革誌編纂者一覧表」のみであるから、『あ ゆみ』の校長一覧は、これに依拠したものと思われる。

なお、清木については戸倉新資料①に略歴がある(前掲 拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」参照)。 (20) 諸井についても戸倉新資料①に略歴がある(同上「用 行義塾と戸倉新資料のこと」参照)。また、情報No13-10か らも分かる通り、若くして逝去したことを惜しむ地元の 人々により記念の石碑が建立されている。同時に『諸井隣 太郎君墓碑建設之顛末』(編集兼発行・阪部要司〔磐田郡 見付町〕、非売品、明治27年9月7日発行。国立国会図書 館デジタルコレクション)の題名で20数頁の小冊子が発 行されている。

なお、その石碑は今 日も現存し、袋井東小 学校の東隣に位置する 袋井東公民館の南側駐 車場に面した場所に 立っている。元々の場 所がそこであったのか、 元の場所からここに移 されてきたものかは分 からない。一度割れた ものと見え、修復跡が 残っている。右の写真 は小栗が 2015 年 3 月 23 日に撮影したもので ある。



「諸井君之碑銘」と刻された石碑

(21) 筆者が初めて足立五郎作の名を見たのは、飯田宏『静 岡県英学史』(講談社、昭和42年10月20日)の記述から であった。この書は用行義塾に関して重大な誤認があり (この件については別の機会に述べたいと考え、本稿では 触れない)、かつ情報の出典が記されていない点で信憑性 に疑義があることを断っておかねばならないが、五郎作を 用行義塾の塾生の1人であったと位置付け、「当時の土地 の素封家だった足立五郎作(掛川中学を経て、北海道札幌 中学に入り、最も優秀な成績で同校を卒業、当時の英文論 文は同家に現存)」(143頁)と紹介している。

足立五郎作については『岳陽名士伝』(明治24年10月 17日出版、山田萬作・編集発行。浜松中央図書館蔵)に「足 立五郎作君之伝」があり、詳細な紹介がある。そこに、学 を志して東京に出た五郎作が「一族の長者足立寛」を訪ね、 その指導を受けたことが記されている(837頁)。足立寛は 用行義塾発起人の1人・足立貫一の弟(前掲『あゆみ』10 頁)であるから、五郎作もまたこの足立家の親族の1人で あることが分かる。但し、足立一族のどの系列に連なるの か、足立寛とは具体的にどのような関係なのか、詳細は まったく分からない。

- (22) 注(13) を参照。
- (23)管見の限りではあるが、そもそも用行義塾とその後身の小学校が位置した久津部村、及び同村が吸収合併された後の村である国本村とその隣の広岡村、さらにはこれらが合併して成立した後の久努村に関して、例えば歴代の村長が誰であったかということさえ、まとめて記録された資料は存在せず、詳細は今日も不明のままである。その意味で、袋井東小学校の『沿革誌』は、そこから日向謹作が村長・助役を務めていたことが判明したように、当時の村の歴史を知ることができる唯一の資料と言えるかもしれない。筆者は用行義塾関連の事柄のみを調査したので、確証をもって言うことはできないが、この資料から他の時期の役職者も全部調べ上げることができたならば、久努村地域の歴史を再考するのに役立つかもしれない。但し筆者には、それを行う意思も時間もない。
- (24) 前掲『諸井隣太郎君墓碑建設之顛末』8頁。
- (25) 情報Na12-2 で明らかな通り、明治 22 年から助役は足 立諦一郎が務めていた。彼も用行義塾の発起人の1人であ る。その足立が助役として行事に参加したことが分かる最 後は明治 23 年 3 月であり(情報Na12-8)、その後の行事に 助役として参加するのが「日向」である。従って、明治 23 年のどこかで足立諦一郎から日向謹作へ助役の交代が あったことは確実である。本文に記した通り、明治 23 年 以降の助役が日向謹作であることは証明できているが、そ の就任月日を特定できる材料は今のところない。なお、こ れも本文に記した通り、日向のあとの助役も「足立」であ るが(情報Na13-9)、これが足立家の誰であるかは不明で ある。

(26)例えば、注(11)で紹介した『慶應義塾百年史・下巻』 がそれに該当する。

(27)『東海道名所図会 復刻版 上巻』(平成 11 年 8 月 8 日、羽衣出版。浜松中央図書館蔵)486 頁に「名産花莚 沓部村の名物として花莚を織て諸国へ買ふ」と記されている。 「買」は「商」と同じ意味。同書の原本が寛政 9 年刊行のものであることの記載は同書 1 頁にある。

(28) 八木洋行『東海道名物膝栗毛』(2009年6月23日、静 新新書、静岡新聞社)202頁。「海道随一の大観」と記したのは『東街便覧図略』である。湿地帯であった昔の袋井辺り、藺草の栽培が盛んであったらしい(同)。それなのに、 足立貫一らが、備中から藺草栽培の専門家を招き、学ばなければならなかったということは、既に明治の頃には袋井 地域での藺草栽培は衰退し、専門家が払拭していたことを 意味することになろう。

# 袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察

A study on the chronology of Fukuroi-Higashi Elementary School

# 小栗 勝也\* Katsuya OGURI

## 1. はじめに

袋井東小学校に保管されている『沿革誌』を主な材料 として進めてきた筆者の用行義塾関連の調査結果は本誌 本巻別掲拙稿で示した通りである。この調査の過程で、 後身の小学校に関する情報を目にすることも多かった。 それらを見ながら、袋井東小学校が自身のホームページ で公表している自校の年表の中に、事実と異なるものや 疑問に思われる点があることに気付いた。『沿革誌』以外 の文書を調査したことから判明したケースも幾つかある。 今後、同校の年表修正作業の機会があった時に役立つで あろうと考え、それらをまとめたものが本稿である。但 し、これらは用行義塾の調査から生まれた断片的な副産 物に過ぎず、後身小学校の歴史上の問題点をすべて解明 している訳ではない。将来、どなたかが悉皆調査によっ て本稿を補完して下さることを願う次第である。

はじめに表 1<sup>(1)</sup>を示す。これは現在、袋井東小学校の ホームページに「沿革」として掲載されている年表の情 報(2015年2月1日時点)から明治期を中心にピックアッ プしたものに、筆者が別の情報を付け足したものである。 本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革 誌」について(その1)」の中では、これと同じものを表 3として用いている。

表1で、年月日の左端に「\*」印をつけた行は、袋井東 小学校のホームページに記されている情報をそのまま書 き写したものである。その量は、明治期だけに限ると、 項目として僅かに7つ、行数にして8行(1つの項目だ け2行の記述があるため)でしかない。それ以外の行は、 筆者が新たに記した情報である。但し最右列の「学校の 所在地・行政区域の変遷」の欄は、左端に「\*」を付した 行であっても、すべて筆者が記入したものである。同表 を基本情報として、以下、年代順に、年表の内容に関し て修正等が必要と思われる事項とその根拠について記す。

## 2. 年表で修正又は考慮を要する箇所

## (2-1)明治6年久津部学校の対象範囲(学区)について

第1に、明治6年の久津部学校が対象範囲とした地域 (今日で言う学区のこと)に関する問題を取り上げたい。 『静岡県磐田郡誌・上巻』の記述から、国本村と広岡村 が作られたのは明治8年であることが分かった。同書に は「広岡村(明治八年改組の際上貫名・下貫名・方丈・ たんどころ 反所・袋井村を合併したるもの)」、「国本村(明治八年 改組の際久津部・北原川・不入斗・及び周智郡菅ヶ谷村 を合併したるもの)」<sup>(2)</sup>と記されている。『角川日本地名 大辞典 22 静岡県』<sup>(3)</sup>でも同様の説明がなされている。

つまり、久津部学校が創設された明治6年には、未だ 広岡村も国本村も存在していなかったのである。そのた め、明治6年の久津部学校に関してホームページの年表 に書かれている「広岡村、国本村の二ケ村による」とい う内容は、事実と異なる情報を記していることになる。

なぜ年表に、「広岡村、国本村の二ケ村による」と記さ れたのであろうか。想像される典拠は『沿革史 第二編』 <sup>(4)</sup>の「第一章」「第一節」に、「用行義塾ヲ廃シ久津部学 校ヲ設置シテヨリ明治十二年五月ニ至ルマデハ山名郡国 本村同広岡村ノニヶ村其設置区域」云々という記述であ る。これを鵜呑みにしたことによる誤りではないかと推 察する。『沿革誌』の執筆者も、明治8年以前と以後では 村の名と村の区域が異なることを考慮せずに記述してい る。しかし、それは誤りである。国本村、広岡村は明治 8年に生まれた村なので明治6年の記述には使えない。 これまで誰もその事実に気付いていなかったことになる。

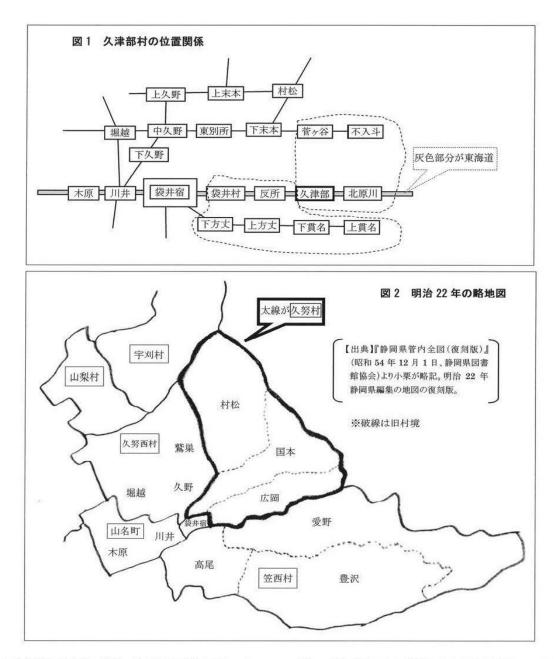
従って訂正が必要になるが、この部分の年表を直すな ら、例えば()内の言葉を「(後に国本村・広岡村にな る地域を対象に)」と書き換えればよいであろう。但しこ れは、『沿革誌』の記述が正しいと仮定した場合の話であ

2016年2月22日受理

\*総合情報学部人間情報デザイン学科

# 表1 袋井東小学校ホームページの年表と追加情報(明治期中心)

時期(明治期中心に)	学校名等	備 考 (小栗による)	字校の所在地・行政区域の変; 等(この列は全て小栗が記入)
*明治5年6月25日	私立用行義塾創立(久津部字新	新屋)	久津部村
*明治6年6月10日	公立久津部学校(広岡村、国本	:村の二ケ村による)創立	【左の2 つの村は、当時は 存在していない】
明治 6 年(用行義塾廃 止後)	「第拾壱大区拾壱小区公立小学		—
明治7年4月	後の国本村、広岡村、高尾村3		
明治8年		久津部、北原川、不入斗、周智郡菅ヶ谷が合 併して国本村に、また上貫名、下貫名、方丈、 反所、袋井村が合併して広岡村に。〔角川〕	国本村 【前頁右段の本文と注を参 照のこと】
明治 12 年	_	山名郡が発足 〔角川〕983 頁【郡区町村編制法による】	山名郡国本村
(明治12年1月~の資料)	「久津部校」	【本稿「写真3」を参照】	-
(明治12年6月~の資料)	「久津部小学校之印」	【本稿「写真2」を参照】	_
*明治12年9月29日	公立小学刮目舎と改称		_
明治12年9月	公立小学刮目舎	←愛野、広岡、国本の3村連合で設置〔*〕←戸倉新資料でも、当時は3村連合の学校であることが確認できる。〔★〕	久津部学校を廃して設置
明治12年11月	高尾村が学区から分離、愛野村	が入る〔★〕	_
明治12年12月16日	「公立小学刮目舎」と改称[		·
明治13年11月		←戸倉新資料①に記載の校名〔★〕	山名郡国本村
明治14年10月4日	【校舎を新築・移転】	←広岡村久津部 79 番地に〔○〕	広岡村久津部
明治 14 年 10 月 20 日	【校告で新架・移転】 【校地変更】 【この移転までは用行義塾創 設以来の場所に設置】	<ul> <li>◆広岡村久津部 /9 番地に [0]</li> <li>◆用行義塾創設以来、明治 14 年 10 月 20</li> <li>日までは、国本村久津部字新屋 2080 番地の1が校地</li> <li>◆10 月 20 日から広岡村久津部檜ノ木に校地を変更〔◎〕</li> </ul>	広岡村久津部 広岡村久津部 【久津部は国本村が広岡村 に変わったのか、それとも両 村に久津部があったのか、 詳細は不明】
明治 14 年 10 月 20 日	【この移転までは用行義塾創 設以来の場所に設置】	<ul> <li>←今回の新築移転までは「国本村久津部」 にあったと記載あり。[○]</li> <li>←戸倉新資料①からも、この新築校舎が出 来るまでは用行義塾発足時の校舎を使用 していたことが分かっている。[★]</li> </ul>	【「久津部」は国本村と広岡 村の両方に地名として残さ れたことになる】
明治14年10月20日	【新築校舎の落成式挙行】	(*)	【以降も広岡村】
明治14年	村立連合小学刮目舎	←戸倉新資料②に記載の校名〔★〕	
(明治17年の資料)	「村立小学刮目舎」とある		_
*明治19年2月1日		本、愛野、豊沢、高尾の5ヶ村)豊沢と高尾に	
-9110 13 - 2 / 1 h	分校をおく	平、发到、显代、同尾(V) 5 7 行) 豆代C同尾(C	
明治 19 年 2 月	公立小学刮目尋常小学校と する 【上の「尋常小学刮目舎」と校 名が違う点に注意】	<ul> <li>・明治16年に広岡、国本、愛野、豊沢、高 尾の5村で1行政区画となり、更に19年2 月に1行政区画1学校の制になったため。</li> <li>また、豊沢、高尾に分校を置く。〔*〕</li> </ul>	【この時は5村の合併ではな く、学区のみの変更】
明治 19 年 9 月	山名郡第三学区尋常小学刮 目舎に改める	上記と同じ5ヶ村を設置区域とし、愛野分校、 豊沢分校、高尾に分校「洗心館」を置く〔▲〕	-
(明治 19 年の資料)	「村立小学 刮目舎」とある		-
▶明治22年2月1日	広岡村、国本村、村松村、三ケ	村で 久努村となる	久努村
*明治 22 年 11 月 29 日	久努村、刮目尋常小学校を広岡	190 へ設置	久努村
明治 22 年	久努村、刮目尋常小学校を 改設	↓ 国本、広岡、周智郡村松の3村合併により 山名郡久努村になったことを受けて。この とさ豊沢、高尾、愛野の旧3村は分離。 〔*〕3つの分校も分離〔▲〕	山名郡久努村 【村松に村松分校を置くも、 1年で廃止】〔▲〕
明治 22 年 12 月 20 日	静岡県山名郡 校札を「久 努 学 区刮目尋常 小学校」に改める	【『沿革誌 明治 20~24 年』明治 22 年 12 月 20 日の条より】	久努村
明治 23 年 2 月 13 日	校印調整、「静岡県山名郡久 努学区公立刮目尋常小学校 印」	【『沿革誌 明治 20~24 年』明治 23 年 2 月 13 日の条より】	久努村
明治 25 年 5 月 1 日	久努村立刮目尋常小学校を 設置	←明治23年の小学校令と明治25年の県令 第一号を受けて。[*]	久努村
明治26年10月30日	高等科2年設置し久努村立刮目		久努村
明治 26 年 11 月 1 日	尋常 久努村立刮目高等小学校となる	←高等科の設置が許可されて。〔*〕	久努村
明治 29 年 明治 41 年 3 月 18 日	ー 刮目尋常小学校に	久努村が磐田郡に入る 〔角川〕381 頁 ←義務教育延長で高等科廃止による〔▲〕	磐田郡久努村
明治42年	刮目尋常高等小学校に	←高等科2年を再び併置したことによる〔▲〕	
昭和16年4月1日	久努村立久努国民学校に校名	変更	久努村
昭和22年4月1日	久努村立久努小学校に校名変		久努村
昭和24年8月31日	袋井中学校と合併移転	【移転は刮目中学校のみのことであろう】	久努村
昭和27年10月10日	袋井町立袋井東小学校に校 名変更	←【磐田郡久努村と袋井町が合併し新しい 袋井町になったため】	袋井町
▶昭和33年11月1日	袋井市立袋井東小学校に校	←【袋井町が市になったため】	袋井市
			CENTRE AND



る。久津部学校成立時の学区の範囲が具体的にどこであっ たかについては、筆者は特定できていない。もしそれが、 後の国本村、広岡村の2か村となる地域とは別であった としたら、この書き換え文も正しくはない。しかし現状 では、この書き換え文が間違っていることを示す材料も ない。そのため一応、本研究では、久津部学校の対象地 域は明治8年に国本村、広岡村となる久津部村他の合計 9つの村であったという仮定の上で論を進めていく。

ところで、少しだけ脇道にそれるが、関係するこれら の村々について補足しておきたいことがある。実は困っ たことに、広岡村、国本村が出来る前、すなわち用行義 塾や久津部学校が存在した明治初期の当該地域の村の境 界がよく分からないのである。この点に関して『袋井市 史』では通史編にも史料編にも何も記録がない。唯一参 考になるのは、幕末の頃と推定される、袋井宿を助けた 周辺の村々(助郷村)を表した絵図である。『目でみる袋 井市史』の口絵には原物のカラー写真が<sup>(5)</sup>、また『袋井 市史・通史編』(以下『市史』)にはそれを修正した図版 が掲載されている<sup>(6)</sup>。それを簡略化し、必要な部分だけ を示すと図1のようになる。破線部分は、後の国本村と 広岡村に入る村を筆者がグループ化して示したもので、 村の境界線ではない。また久津部のみ太枠で強調した。

これを見ると、明治8年に広岡村に統合された上貫名 村・下貫名村・方丈村・反所村・袋井村、また国本村に 統合された久津部村・北原川村・不入斗村・菅ヶ谷村の おおよその位置が分かる。 さらに明治22年の当該地域の地図を示すと図2のよう になる。のちに久努村の一部となった国本村、広岡村の 境界はこれで分かる。但し、それより前の旧村境を示す 地図は発見できていない。従って久津部村の村境も未だ に分かっていない。

なお、久津部学校よりも後の話になるが、後身の刮目 尋常小学校は、最大で、図2に見える旧村の国本村、広 岡村、愛野村、高尾村、豊沢村の5つを設置区域とした 時期がある。表1の年表で、明治19年2月1日の行に記 されている通りである。分校を幾つか設置した上でのこ とではあるが、今から考えても広範な範囲を1校でカバー していたことが分かる。

用行義塾については「書類ノ徴スベキモノナク其設置 区域不明ナリ」と、『沿革史 第二編』「第一章」「第一節」 (情報No.2-3)<sup>(7)</sup>にある。用行義塾は、後の学校のように範 囲を設定することをしていなかったので、希望があれば 誰でも受け入れていたようである。その結果、久津部村 だけでなく近隣の袋井村や、現在の掛川市の一部になる 垂木からも、さらには現在の森町北部に位置する西俣、 三倉という遠方からも塾生があり、寄宿生として学んで いたことが分かっている<sup>(8)</sup>。

## (2-2)明治7年久津部学校の対象範囲(学区)について

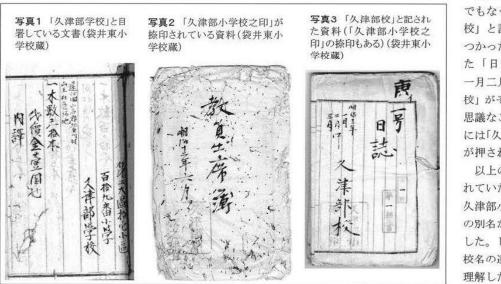
第2は、明治7年の久津部学校の対象範囲についてで ある。戸倉新資料①<sup>(9)</sup>に、明治7年4月に各村が分裂し、 後に国本村、広岡村、高尾村(高田村と赤尾村が合併) となる村々の「連合公立学校」になったという記録があ る。明治7年の村の分裂が何を意味するかについては筆 者は把握できていないが、戸倉新資料の記述から何らか の改変があったことは事実のようである。但し国本村他 が成立するのは、上述の通り明治8年以降と分かってい るので、明治7年においては江戸時代以来の旧村名のま までの何らかの変化を意味するはずである。この記録で は、村そのものの分裂再編があったのか、学区の対象範 囲が再編されたことを指すのか定かではないが、それで も、明治6年の久津部学校の地域が後に国本村、広岡村 となる9村を対象としていたのに対し、明治7年には高 尾村がそれに加わり、範囲が拡大したことが分かる。ま た、複数の村による「連合」の学校という名称が、既に この時から使用されていることも分かる。

しかしながら袋井東小学校の年表には、これらについ て何も記載がない。戸倉新資料を知らないままに書かれ た年表であれば記載がないのは致し方のないことではあ るが、今日においては果たしていかがなものであろうか。

## (2-3) 久津部学校に関する複数の異名について

第3は、久津部学校の名称についてである。同校に関 する異名が複数存在することが判明した。ホームページ の年表では、用行義塾は久津部学校に変わったと明記さ れている。『市史』も同じ理解である。『沿革史 第二編』 「第二章」「第一節」(情報No.2-4)でも「用行義塾ヲ廃シ」 「公立久津部学校ヲ設置ス」と記されていた<sup>(10)</sup>。その他 の文書でも、例えば写真1<sup>(11)</sup>のように「久津部学校」と 自署するものが残されている。後掲の写真4も、例の1 つである。従って間違いなく「久津部学校」は存在した。

ところが筆者の調査で、「教員出席簿 明治十二年六 月」のタイトルが付けられた別の資料(写真 2)<sup>(12)</sup>を見 つけた。この資料の表紙と裏表紙の左下に学校印が押さ れているが、そこには明らかに「久津部小学校之印」と 記されている。印章であるだけに篆刻のミスは考えられ ないし、また略称や通称を印にするとも思えない。「久津 部学校」の名は、開学当初はそれで正しいとしたら、明 治12年の資料(写真 2)が作られるまでのある時期に「久 津部小学校」に改名したことになるのであろうか。



更にまた、上のいずれ でもなく、単に「久津部 校」と記された資料も見 つかった。写真3に示し た「日誌 明治十二年 一月二月三月中 久津部 校」がそれである<sup>(13)</sup>。不 思議なことに、この資料 には「久津部小学校之印」 が押されている。

以上の如く、旧来知ら れていた久津部学校には、 久津部小学校、久津部校 の別名があることが判明 した。しかし、これらの 校名の違いをどのように 理解したらよいのかが分

## からない。

もちろん便宜的に別名や略称を用いることはあってよ い。しかし印は公的なもののはずであるから、正式名称 以外を用いるとは考え難い。それが「久津部小学校」な のである。ならば久津部学校は正式名ではないのであろ うか。或は、途中で名称変更があったのであろうか。こ の謎の解明のためには、今後さらに調査が必要と思われ る。ここでは異名があることの指摘だけに留めておく。

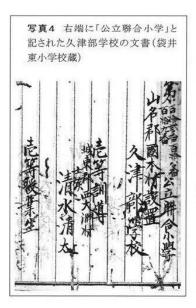
## (2-4) 公立小学刮目舎の対象範囲(学区)について

第4は、公立小学刮目舎が対象とした範囲に関する問 題である。ホームページの年表では、明治12年に公立小 学刮目舎に改名したことを記したあとは、明治19年に尋 常小学刮目舎となり、5か村がその範囲であることを伝 える情報に移行している。明治6年時点の久津部学校は、 後に広岡村・国本村になる村々が対象範囲であったが、 翌7年には高尾村が加わって範囲が拡大したことは前述 した。さらに明治19年に広岡村以下計5か村に拡大した ことも袋井東小学校の年表に記されている通りである。

しかし、明治7年から19年の間にも対象範囲の変更が あったのだが、そのことについては年表には何も記され ていない。この間の変更を承知していないのではないか と想像する。

事実は、明治12年に公立小学刮目舎に名称が変わった 時に、それ以前の対象範囲に加えて愛野村が追加され、3 か村が対象範囲になっているのである。そのことは、『沿 革誌 明治25~29年』に、明治「十二年九月教育令四十 七ヶ条ノ頒布ニ基キ静岡県甲第二百八号達ニヨリ愛野広 岡国本ノ三村聨合シテ公立小学校刮目舎ト改メタリ」と 記されている(情報No.13-1)<sup>(14)</sup>ことから明らかである。 また戸倉新資料からも、明治13~14年当時の刮目舎が上

の3か村の連合小学校であったことが分かっている(15)。



注意を要するの は、明治12年以前 の対象範囲は広岡 村・国本村・高尾 村の3村が対象範 囲であったが、明 治12年では広岡 村・国本村・愛野 村の3村になって いる点である。高 尾村と愛野村が入 れ替わっているの である。

この点について、 戸倉新資料では、 愛野村が加わった のは、それまで対 象範囲に入っていた高尾村が分離することと引き替えで 生じたとされているので<sup>(16)</sup>、その通り理解すればよいと 考える。

但し戸倉新資料では、高尾村と愛野村の入れ替え時期 については明治12年11月で、「公立小学刮目舎」の改称 は明治12年12月からと記されている<sup>(17)</sup>。『沿革誌 明 治25~29年』が記している明治12年9月という時期と 微妙にズレがある。もしかすると9月は教育令の頒布の 時期で、3村連合による校名改称はその後であったのか もしれない。そう考えると、戸倉新資料の記録とも整合 性がとれる。だが、本当にそうであるかどうかを確認す る材料がない。

いずれにしても両資料から、明治12年からは、広岡村・ 国本村・愛野村の3か村が学校の対象範囲になったこと は間違いない。それ以前とは変化した訳なので、年表に 記してもよい事柄であると思うが、いかがであろうか。

ちなみに、各種資料がこの時の刮目舎について村々の 「連合」による小学校という表現を用いているが、この 表現は、それよりも前の久津部学校の時代から存在して いたことは既に述べた。

加えて今回の調査で、写真4に示す通り、明治12年5 月16日の郡長宛文書<sup>(18)</sup>で、「第百拾弐番百拾八番百拾九 番 公立聯合小学 山名郡国本村設置 久津部学校」と いう表現があることを見つけた。この文書でいう連合は、 実質的には村の連合ということにはなるが、正確には112 番、118番、119番の3つの学区の連合という意味である。 この番号は「小学区」を表すもので、明治5年の「学制」 によって設定された大中小の学区の1つである。当時、 久津部村は、第2大学区(愛知県が本部、久津部が含ま れる浜松県もこれに属す)のうち遠州国の第2中学区に 属していた。この第2中学区には第1番から第210番ま での小学区があり、そのうち112番は山名郡高部村が、 118番は山名郡反所村・上貫名村・下貫名村・下貫名村 新組が、119番は山名郡北原川村・不入斗村・久津部村 が該当する<sup>(19)</sup>。

112 番の高部村だけが、後に国本村、広岡村に入る村 とは異なっている。高部村は明治6年に赤尾村と合併し て高尾村となるが、高尾村がこの学校と関わるのは既述 の通り、明治7年4月からである。戸倉新資料に書かれ ていた通り、高尾村が久津部学校の対象範囲に入ってい たことが、写真4の資料からも裏付けられたことになる。

年表の話に戻る。ホームページの年表では明治12年に スタートした公立小学刮目舎について、同校が対象とし た区域の記載がないが、その前後の学校には区域の記載 をしているので、ここでも記した方が適切ではないかと 思われる。もし記すなら、「(広岡村、国本村、愛野村の 3ヶ村)」の文字を校名のあとに挿入すればよいであろう。 ただし、愛野村が範囲に加わった時期(または刮目舎に 改名した時期)は、9月と11月の2説があり、その差異 の理由は解明できていないので注意を要する。

### (2-5)明治14年の移転新築について

第5に、明治12年から19年の間の出来事として、明 治14年に校舎が移転新築されている事実がホームページ の年表には記されていない。校舎の移転新築があったこ とは戸倉新資料と出会って筆者は初めて知り、その後の 『沿革誌』の調査で更に詳細が多少分かるようになった。 学校の歴史にとって大きな出来事ではないという判断で あれば年表に記載がなくても問題ではないが、現在の袋 井東小学校がある場所とほぼ同じ場所に移転したのがこ の時である<sup>(20)</sup>というから、記載があってもよいかと思う。

それまでは用行義塾発足以来の場所で、用行義塾の校 舎を利用して、久津部学校も刮目舎も運用されていたが、 校舎が手狭であったために<sup>(21)</sup>、別の場所に移転新築する ことになったのが明治 14 年である。

また、この時に学校の場所が旧来の「国本村久津部字 新屋 2080 番地の 1」から、「広岡村久津部 79 番地」<sup>(22)</sup> または「広岡村久津部檜ノ木」<sup>(23)</sup>に変更されている。学 校が置かれた村が国本村から広岡村に変わっている。そ れも併せて考えると、ホームページの年表に記載する価 値は十分にあると思う。

以下は補足の情報である。この時の移転で学校が置か れた村は国本村から広岡村に変わったが、大字に相当す る地名は共に「久津部」のままである。不思議であるが、 なぜそのようになっているのかが分からない。各資料の 記述がすべて正しいとすれば、国本村にも広岡村にも久 津部があったことになる。既述の通り、明治8年に久津 部村は国本村に入ったことになっているのだが、厳密に は、久津部村は分裂して、一部が広岡村に入ったという ことなのだろうか。或は分裂はしていないが、広岡村に も同じ地名が残されたということなのだろうか。

今日でも、旧東海道にあたる道路を基準として(厳密



には部分的に例外もあるが)広岡と国本に地区の呼び名 が分かれている。明治の広岡村と国本村の境界線も同じ ように旧東海道で区切られていた。図2の地図にある旧 村境を見て頂ければ、旧東海道の位置が分かる地元の方 には分かって頂けるであろう。そして今日も、用行義塾 の跡地に立つ説明板は旧東海道のわずか北側にあたる国 本地区に置かれており<sup>(24)</sup>、現在の袋井東小学校は旧東海 道の南側にあたる広岡地区にある。両者の位置の差は僅 かの南北の差でしかない。共に近接しているので、地名 として同じ久津部の地名が2つの村に残されたとしても 不思議ではない。但し、この地名の謎に関しては正確な 事情が分からない。

## (2-6) 明治 19 年尋常小学刮目舎の名称について

第6に、明治19年に「尋常小学刮目舎」が設置された ときの名称についてである。ホームページの年表に記載 されている校名が間違っている可能性が出てきた。

前出の『沿革誌 明治 25~29年』(情報№13-1)に、 明治「十九年二月静岡県甲第十二号ヲ以テ一行政区域ハ 一学区一小学校ノ制ヲ敷カレタルニヨリ刮目舎ヲ以テ公 立小学刮目尋常小学校トシ豊沢、高尾ノ両所へ分校ヲ置 キタリ」という記述がある<sup>(25)</sup>。ここでは新しい校名は「公 立小学刮目尋常小学校」と記されており、「尋常小学刮目 舎」ではない。しかし、『静岡県磐田郡誌・上巻』ではホー ムページの年表と同じで「尋常小学刮目舎」となってい る<sup>(26)</sup>。

異なる名称が出てくるということは、いずれかの資料 が間違っていることになる。もとより『沿革史』の記録 が完璧であるとは言わない。しかし、『沿革史』は明治 26年以降に編纂が始まったものであり<sup>(27)</sup>、『静岡県磐田 郡誌・上巻』や現ホームページよりも古い。より当時に 近い資料であるから記憶間違い等の可能性は低いはずで ある。その意味で筆者は、『沿革史』にある「刮目尋常小 学校」を支持するが、いかがであろうか。

だが、しかし、別の資料では写真 5<sup>(28)</sup>のように、明治 19 年において「村立小学 刮目舎」と記すものがある。 ここには「尋常」の言葉もない。また、写真 6<sup>(29)</sup>のよう に、明治 20 年 7 月の時点で、それまで「刮目舎」と称し ていたものを今後は「刮日尋常小学校」と改めるよう求 めた文書もある。写真 6 の資料が正しければ、明治 20 年 7 月までの名称は単に「刮目舎」であり、それ以降は 「刮目尋常小学校」になったことになる。ここに出てく る 2 つの校名は、いずれもホームページの年表にある「尋 常小学刮目舎」ではない。

この頃、重要なのは「刮目舎」の名称であって、「尋常 小学」の文字がどこに付くか、或は付かないかは、現場 では瑣末なことに過ぎなかったように思われる。それゆ え、何種類もの名称が併用されていたのかもしれない。 しかしながら、正式の校名は1つだけのはずである。正 式名称がどれであるのか、資料により異なる記述がある のは大問題である。なぜ、そのようになっているのかに ついては解明できていない。それゆえ、ホームページの 年表に記載されている情報は是非書き換えるべきである、 とも言い難い。結局は典拠とする資料を何にするかによっ て名称が変わってしまうことになる。すると、どの資料 を信頼するべきかという問題になるが、その答えを示せ ないのが残念である。ただ、ホームページで自ら「尋常 小学刮目舎」と記す以上は、その根拠を問われた時に答 えられるだけの用意が学校側には必要であろう。ここで は、そのような校名の問題があるという指摘をすること だけに留めておきたい。

## (2-7)明治19年の分校について

第7に、上記の明治19年の校名改訂時に同時に設置さ れた分校に関する問題である。豊沢と高尾に分校が作ら れたことはホームページの年表に記されているが、『静岡 県磐田郡誌・上巻』には、もう1つ、愛野村にも分校が 作られたことが記録されている。同書ではまた、愛野の 分校は愛野分校、豊沢の分校は豊沢分校であるが、高尾 の分校は「洗心館」であると記されていた<sup>(30)</sup>。洗心館の 名称は、筆者はこの書籍で初めて目にしたが、のちに袋 井東小学校に残る文書束の中から「洗心館」の文字が記 された文書(前出の写真 6)を見つけ、間違いのない事 実であることを確認した。

問題は、愛野分校があったとする『静岡県磐田郡誌・ 上巻』の記述をどのように扱ったらよいかということで ある。この点に関しては、先の『沿革誌 明治 25~29 年』(情報Na13-1)の記述<sup>(31)</sup>でもホームページの年表と 同じで、豊沢と高尾(但し洗心館の文字はない)の2つ に分校が作られたとだけ記されていて、愛野の分校には 言及がない。なぜなのであろうか。これに関しては、他 に手掛かりとなるような情報を見つけられていないので、 残念ながら謎のまま膠着状態にある。

## (2-8) 明治 22 年の刮目尋常小学校の分校について

第8に、明治22年に久努村が成立したことを受けて、 新しく久努村としての「刮目尋常小学校」が設置された 事実は、ホームページの年表に記載されている通りであ る。しかし、以下の分校に関しては年表に記載がない。

『静岡県磐田郡誌・上巻』には、この時、村松に村松 分校が1年間ほど置かれていたという記載がある。また、 愛野、豊沢、高尾は久努村に入らず別の行政区域になっ たので、これらに置かれた分校は分離したことも同書に 記されている<sup>(32)</sup>。以上の分校の再編は、村の再編と直結 して行われたことが分かる。

分校のことは小さなことなので、年表に書くまでもな いという判断であれば、その判断でもよいと思う。しか しながら事実を知った上で書かないと判断したのと、知 らないままで未記入になっているのとでは意味が異なる。 後者の可能性もあるかもしれないことを考慮して、その ような事実があったらしいことを情報提供する意味で、 ここに記しておきたい。

## (2-9)明治26年の「村立」について

第9に、久努村立と「村立」を名乗るようになったの は、ホームページの年表では明治26年からとなっている が、これは間違いであることが判明した。

また、ホームページでは、この時に村立の学校に改称 されたことと高等科2年を設置したことを並置して記し ているが、この2つには何の関連性もない。明治26年に 高等科を設置したことで、尋常「高等」小学校に変わっ たということは正しいが、「村立」を名乗るようになった のは高等科設置の1年前からである。それなのに、明治 26年の高等科設置の箇所で「村立」の文字が唐突に登場 するのは奇異である。なお、高等科設置の件は後述する。

村立化の理由は、『沿革誌』を調査したことで初めて分 かった。前出の『沿革誌 明治 25~29 年』の記録(情報 No.13-1)に、明治「廿三年十月六日勅令第二百十五号ヲ 以テ小学校令ヲ公布セラレ同廿五年一月四日県令第一号 ヲ守【「守」は原資料のまま…小栗注】テ同年五月一日新 ニ人努村立刮目尋常小学校ヲ設置セリ」とあるのが、そ の根拠となる記述である<sup>(33)</sup>。村立化は上からの命令によ ることが、ここから分かる。また、この時、村立の文字 が冠に付くようになっても尋常小学校のままであり、高 等小学校にはなっていない点を見落としてはならない。

久努「村立」と称するようになったのは明治23年の小 学校令のためである。同令の第2条2項に「市町村若ク ハ町村学校組合又ハ其区ノ負担ヲ以テ設置スルモノヲ市 町村立小学校トシ」という条文が入り、「市町村立小学 校」の定義付けがなされた<sup>(34)</sup>。これ以外の小学校はすべ て「私立小学校」となり、公立学校はこれ以後すべてが 市町村立小学校と呼ばれることになった。久努村立と称 されるようになったのもこれに依るのであって、高等科 の設置とは無関係である。

また、村立の名に変わった時期は、上記『沿革誌』の 記述にあるように明治 25 年 5 月 1 日であり、ホームペー ジの年表にある明治 26 年 10 月 30 日ではない。

以上のことから、「村立」の名前に変わったことと、高 等科が設置されたことは、別の事実であるから、年表に 記す際は別々に表示すべきである。

ちなみに、学校名の前に付された「村立」や「公立」 などの呼称も、上からの指示によるものであることが今 回の調査て分かった。「村立」については上述した。同様 に「公立」の名称も上からの指示であった。「明治廿年九 月廿二日」付で静岡県礼関口隆吉より、従来「町村立小 学校」と呼んでいたものはすべて「公立小学校」の呼称 に改めるとの指示が県から出されている(写真 7)<sup>(35)</sup>。 実際に刮目尋常小学校がこの指示に従っていたことが、 明治23年2月に校印を作成した際に「公立刮目尋常小学 校」と彫らせていることから確認できる(前掲表1参照)。

しかし明治 12 年当時の刮目舎は既に「公立小学」としていた。だが、明治 14 年頃には「村立」連合小学を名乗 ることもあったし、明治 17 年には「村立小学」と称して いた(同じく前掲表1参照)。

それが明治20年の県の通達で「村立」を止めて「公立」 の呼称にせよと指示され、さらに5年後の明治25年には 「久努村立」に変わり、以降は「村立」のまま継続する ことになる。明治23年に「公立」と記した校印を作った 時から見ると、僅か2年後に「村立」の呼び名に変わっ たので、「公立」の印はすぐに使えなくなったはずである。

このように明治20年台まで、小学校名の上に冠する呼称を村立にするか公立にするかという細かなことまで上から指示されていたこと、さらには、その指示さえ数年ほどで変化していた事実を知ると、当時の学校現場はさぞや閉口したであろうと想像する。以上は些細なことではあるが、参考のために記しておきたい。

## (2-10)明治26年の高等科設置について

第10に、ホームページの年表には、明治26年に高等 科の設置を受けて「尋常高等小学校」になった日付が「10 月30日」とされている。ところが、前出『沿革誌 明治 25~29年』(情報No.13-1)では、「明治廿六年十一月一日 高等小学校ノ教科ヲ併置スルノ件許可トナル因テ爰ニ久 努村立刮目<sup>奏常</sup>小学校トナル」とある<sup>(36)</sup>。

高等科設置による「尋常高等小学校」への改名が、10 月 31 日と 11 月 1 日の 2 説あることになる。どちらが正 しいのかは不明である。ここでは日付に関して疑義が残 ることだけを記しておく。

以下は、関連する補足情報である。高等科設置以来、



「尋常高等小学校」という言い方を用いることは、公的 な場合でも普通になされていたので、それも間違いとけ 言えない。例えば、『写真集 磐田・袋井いまむかし』に 収められている刮目尋常高等小学校の写真では、校門の 左に「刮目尋常高等小学校」と縦書きで一行に書かれた 校札が掲げられていたことを確認できる<sup>(37)</sup>。しかし、上 記の通り「久努村立刮目<sup>書案</sup>小学校」のように、「尋常」 と「高等」を分かち書きにする表記も使われている。

事実としては、例えば、写真8の文書<sup>(38)</sup>の2~3行目 に「高等並尋常小学科課程」と記されていることからも 分かるように、当時の小学校の課程は高等小学科と尋常 小学科に分かれているだけで、「高等尋常小学科」という 1つの課程があった訳ではない。

また、高等科設置以後に編纂され、高等科の記録も反 映されている『沿革誌(袋井東小学校)』の記述でも、「本 校設置」は明治22年であると繰り返し記されていたが、 明治22年に設置されたのは久努村の「刮目尋常小学校」 であり、高等科設置よりも前のことである。このことは、 高等科が設置されて以降も、自分の学校が始まったのは、 高等科設置前の「尋常小学校」の時であると意識されて いたことを意味する<sup>(39)</sup>。この学校では確かに「高等小学 校」は明治26年から始まったのであるが、そのことをもっ て学校がまったく別のものに変わったとは考えられてい なかったことが、ここから分かる。

従って、高等科が加わり「尋常高等小学校」の呼称を 用いるようになったとしても、当時の人々の意識の中で は、「尋常・高等小学校」のように間に「・」を入れてイ メージされていたと考える方が実態に近いであろう。続 けて記す表記は通称と考えた方が適切である。そうでな ければ、分かち書き表記が用いられることはあり得ない。

もっとも、分かち書きで表記しても、しなくても、現 場では大きな問題ではなかったであろう。だから両方の 表記が同時に使用されて、問題視されることもなかった 訳である。それゆえ、このことは特別に取り上げる程、 重要な事柄ではないかもしれない。ただ、当時の人々の 意識がどのようであったかは、後の時代になればなるほ ど忘れ去られる可能性があるので、ここに記録して保存 しておきたいと考える。

## (2-11) 高等科の廃止と再設置について

第11に、これも『静岡県磐田郡誌・上巻』で判明した ことであるが、刮目尋常高等小学校は明治41年3月18 日に高等科(2年)が廃止されたことに伴い、「刮目尋常 小学校」の名に戻り、さらに翌年、再び高等科を併置し たことで、「刮目尋常高等小学校」に戻ったという事実が 分かった<sup>(40)</sup>。1年間、高等科が消えた時期があったこと になる。

この時の高等科の廃止は、義務教育の延長が理由であ るとされているが<sup>(41)</sup>、これは当時の小学校制度全体の見 直しによって生じたものである。『学制百年史』によれば 明治40年3月21日の小学校令一部改正により、尋常小 学校の終業年限が4年から6年に延長され、6年間が義 務教育期間とされた。また、この改正は1年間の猶予の あと翌明治41年4月から実施された<sup>(42)</sup>。

刮目尋常高等小学校の場合、旧来の高等科(2 年生)が 尋常小学校の課程に吸収される形になるので、校名から 「高等」の名が消えたことが分かる。翌年には2年制の高 等科が改めて設置されたので、再び「尋常高等小学校」 に戻した訳であるが、同じ「高等科」であっても、これ より後の高等科は、尋常科の期間が延長され6年間となっ たその上に置かれたものであり、性格が異なるので注意 が必要である。

以上のことから、この学校では「尋常高等小学校」は 明治末の途中で一旦、途切れていたという新事実が判明 した。その経緯を知っていれば、仮に将来、この時期の 記録に高等科の卒業生が1年だけ存在しないことが明ら かになったとしても、理由を特定できるから混乱せずに 済むであろう。

しかしながら、明治末期に義務教育の延長があったこ と、及びそれに伴って高等科が1年間消えていたことは ホームページの年表ではまったく触れられていない。記 載があってもよいことかもしれない。

## 3. まとめ

以上、本稿では、現在の袋井東小学校のホームページ に「沿革」として掲載されている同校の年表に関して、 修正を要すると思われる部分、または疑義が残る事柄を 指摘した。今後、同校がホームページを見直す際に、何 らかの参考となれば幸いである。

なお考察にあたっては袋井東小学校から借用した未公 刊文書を多数利用させて頂いた。末尾にそのことを記し、 関係各位に感謝の意を表する次第である。

- (1)表1の見方に関する注意で本文中に示せなかったものを以下に記す。
  - ・「学校名等」と「備考」欄を結合して記している部分は 全て袋井東小学校の年表に記載されている情報を示す。 「学校名等」の欄と分離して「備考」欄を置いている部 分の記述はすべて小栗による記述。
  - ・備考欄等で〔〕を付けて記した略記号は出典を表す。 但し、表中に具体的な出典を記した場合は略記号を用い ていない。略記号の意味は以下の通り。
  - [\*] = 『沿革誌 明治25~29年』より(『沿革誌』の資料名については、本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その1)」を参照のこと)
  - [★] = 戸倉新資料より(拙稿「用行義塾と戸倉新資料の

こと」〔『静岡理工科大学紀要』第 23 巻、2015 年6月1日、所収〕を参照のこと〕

- [〇] = 『沿革誌 第二編』の(情報No.2-1)より(本誌 本巻別掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿 革誌」について(その2)」を参照のこと。)
- 〔◎〕=『沿革誌 第二編』の(情報No.2-2)より(同上)
- [▲] = 『静岡県磐田郡誌・上巻』(下の注(2)参照)348~ 349 頁より
- 〔△〕=袋井東小学校から借用した文書束のうち、「学校新□【1字不明】築費支出予算細目」(明治13年9月)から始まる文書束の中にあった「賞与取調簿」(明治17年1月)より【「写真9」を参照のこと】
- 【角川】=『角川日本地名大辞典 22 静岡県』(昭和 57 年 10 月 8 日、角川書店)より

(2) 磐田郡教育会編『静岡県磐田郡誌・上巻』(昭和46年3月24日、名著出版、但し大正11年発行の復刻版)97頁。
(3) 前掲『角川日本地名大辞典22 静岡県』382~383頁に国本村、824頁に広岡村の記述がある。

(4)『沿革誌』の資料名については、本誌本巻別掲拙稿「用 行義塾に関する未公刊資料「沿革誌」について(その1)」 を参照のこと。

(5)『目でみる袋井市史』(昭和 61 年 3 月 31 日、袋井市史 編纂委員会編集、袋井市役所発行) 口絵 8 頁。

(6) 『袋井市史・通史編』(昭和 58 年 11 月 3 日、袋井市史 編纂委員会編集、袋井市役所発行)633 頁。

(7)本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿 革誌」について(その2)」を参照。なお「情報Na」はす べて、同稿に掲載している表4・表5で用いたもので、『沿 革誌』中の情報内容とその収録場所を示している。以下の「情報Na」も全て同じである。

(8) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その1)」(『静岡 理工科大学紀要』第22巻、2014年6月1日、所収)、同「用 行義塾の基礎的研究資料(その2)」、同「用行義塾の基礎 的研究資料(その3)」(以上は共に『静岡理工科大学紀要』 第23巻、2015年6月1日、所収)に収録したデータから 分かる。これら塾生の実態については別の機会にまとめて 発表する予定である。

(9) 戸倉新資料に関しては、すべて注(1)に示した拙稿「用 行義塾と戸倉新資料のこと」を参照のこと。

(10) 注(7)に同じ。

(11) 筆者は 2015 年 3 月に袋井東小学校から幾つかの文書

束を借用し、2016年1 月現在も未だ調査の途 中にある。本稿で「文 書東」「文書の東」とい う時は、すべてこの時 に借用した資料を指す ことを、まず断ってお く。文書束のうち、「郡 役所達」から始まる文 書束の中に含まれてい る「学校ノ書類」の中 に、明治7年11月、明 治9年4月の頃のもの で「第二大区拾一小区 百拾九番小学 久津部 学校」と自署された文 書を既に幾つか見てい



る。写真1はそのうちの明治9年4月のもので、林浜松県 令に対して、廃社となった北原川村の山王社の境内にある 木立を学校の教員用居宅建設のために払い下げるよう要請 した「願」の一部である。

(12) この資料は「静岡師範学校教則」から始まる文書束の中にあったものである。

(13) この資料は、虫食いの激しい「学校新□築費支出予算
 細目 明治十三年九月」(□の一字は不明)と題された文
 書から始まる文書東の中にあったものである。

(14) 注(7) に同じ。

(15) 前掲拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」参照。

- (16) 同上。
- (17) 同上。

(18) この文書は、「明治十六年一月ヨリ十七年十二月 郡 役所達 村立小学刮目舎」から始まる文書束の中にある、 「学校ノ書類 山名郡国本村」の文書綴りの中にある。

(19)以上、前掲『静岡県磐田郡誌・上巻』295~310頁。
(20)『袋井東小学校のあゆみ』(袋井東地区文教施設後援会、昭和62年3月31日)に、この時の移転先「久津部桧の木」は「現在の校地を含めて妙日寺西側付近一帯の田畑を総称する地名」で、「現在学校のある所」と記されている(11~12頁)。しかし、その番地は「広岡村久津部79番地」(前掲表1の年表で明治14年10月4日の行を参照)であり、明治22年に久努村が刮目尋常小学校を設置した時の番地「広岡 90」(同表の明治22年11月29日の行を参照)と住所表示が異なっている。「久津部79番地」と「広岡 90」が同じものを指すのであれば、明治14年の移転で、完全に現在と同じ場所に移ったと言えるが、異なる場合は、まったく同じ場所とは言えないかもしれない。いずれも、ほぼ現在の東小学校がある辺りであることと断っておく。

なお、『袋井東小学校のあゆみ』のタイトルであるが、 表紙には『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ 62.3.31 袋 井東地区文教施設後援会』と文字が並んでいるが、奥付に は『袋井東小学校のあゆみ(竣工記念)』と記されている。 表題に「竣工記念」を入れるべきか否か、人れるとしたら 前か後かを迷うケースである。筆者の研究では「竣工記念」 の文字を除いて『袋井東小学校のあゆみ』の表記で統一し た。

(21) このことは、『沿革誌 明治 25~29 年』で初めて判明した。情報№13-1 がそれである。注(7)を参照のこと。
 (22)『沿革誌 第二編』の情報№2-1。注(7)を参照のこと。

(23) 同上、情報Na2-2。

(24) 本誌本巻別掲拙稿「用行義塾の場所と建物について」 を参照のこと。

- (25) 注(7) に同じ。
- (26) 前揭同書、348頁。

(27) 本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿 革誌」について(その1)」を参照。

(28) この資料も、注(13) で示した文書束の中にある。

(29) この文書は、注(11)で示した「郡役所達」から始ま る文書東の中にある「明治十六年 郡役所 戸長役場 達 類 刮目舎」に綴られていたもので、今から校名を各「分 校」に改称せよという通達の一部である。山名郡外四ヶ村 戸長役場から刮目舎、洗心館、豊沢学校の教員に宛てられ たもので、日付は「明治二十年七月八日」となっている。 役場からの改称指示は以下の通り。「刮日舎」→「刮日尋 常小学校」、「洗心館」→「刮目尋常小学校高尾分校」、「豊

沢学校」→「刮目尋常小学校豊沢分校」。 (30) 以上、前揭同書、348~349頁。 (31) 注(7) に同じ。 (32) 前掲同書 349 頁に「久努村刮目尋常小学校と改め村松 に村松分校(一ヶ年にして廃止す)を置けり」とある。分 離した分校のことも、同頁にあり。 (33) 注(7) に同じ。 (34) 前掲『静岡県磐田郡誌·上巻』318~319 頁で、明治 19 年の小学校令と、明治 23 年の小学校令を対比して見るこ とができる。 (35) この文書は、注(29)の「明治十六年 郡役所 戸長 役場 達類 刮目舎」の中にあったもので、「県令第八拾 二号」のことである。 (36) 注(7) に同じ。 (37) 鈴木直之監修『写真集 磐田・袋井いまむかし』(1988 年10月14日、静岡郷土出版社)151頁。 (38) この文書は、「学校新口築費支出予算細目(明治十三 年九月)」から始まる文書束(注(13)に同じ)の中に含 まれていた「明治十九年 達令綴込 村立小学刮目舎」の 中にあったもので、「県令第四号」(明治21年2月8日) のことである。 (39) この点については、前掲拙稿「用行義塾に関する未公 刊資料「沿革誌」について (その1)」で論じているので、 それを参照のこと。 (40) 前揭同書、349頁。 (41) 同上。

(42)『学制百年史』(文部省、昭和47年10月1日発行)321 ~322頁。またこの時、尋常小学課程の上に置く高等科については終業期間を2年とし、必要に応じて3年に延長できるとされた。刮目尋常小学校は新しい高等科を設置するにあたり再び2年制を選択したことが分かる。

# 農産物のブランド構築システム

ーメロンを事例としたアプローチー

A System to build brand of agricultural product -Approaching by the case of Melon -

# 三原 康司\* Koji MIHARA

Recently it is a Japanese government policy of encouraging agricultural producers to go into supplying, producing and distribution, called "Sixth industrialization of agriculture" has been proposed for producers to. For "Sixth industrialization of agriculture", a branding of the first product is an important factor. There have been various kinds of studies on brand so far. However, only a few studies demonstrate their brand building system for agricultural products. This study aims to propose a brand building system of agricultural products by analyzing examples of the process of the previous studies on branding. First, the brand building system is presented based on requirements of branding that were provided in preceding studies. This study is comparative analysis between the brand building system that author's study group supposed the rand building factor and the process that was identified from case studies of the agricultural product brand performs. Finally, the final model of brand building system of agricultural produce is proposed.

Key words: Agricultural products, System design, Bland building system

1. はじめに

静岡理工科大学の所在地である静岡県袋井市には、メロ ン、茶、米という3つの特産農産物がある.筆者の研究室 では、これらの袋井市の特産農産物の加工販売を促進する 研究を行っている。2011年に公布された六次産業化・地 産地消法は、農林漁業の加工・販売への進出等を推進し、 農林漁業の振興等を図ることが日的であり<sup>1)</sup>、全国各地で その取り組みが進んでいる。本研究は、六次産業化推進の ための農産物に関するマーケティング研究のうちの、ブラ ンド構築システムに関する研究である.

前回研究では、メロンのブランド構築の要因に関しての 研究を行い、構築要因を明確化した<sup>2)</sup>。本論文では前回研 究で明確化した要因とそのつながりを考察し、システム設 計理論を基に、農産物ブランドを構築するシステムを考察 する。

農産物の商品差別化・ブランド化は六次産業化の課題の 一つと考えられている<sup>3)</sup>。JA 伊達みらい農業協同組合で は、桃のブランド化に成功し、小ぶりでも1個1万円で 取引される商品を作りだすことに成功し<sup>4)</sup>、地域プロモー ション効果も大きく、農作物ブランドによって地名を売り 込み、観光事業などにその影響力を流用することもできて いる<sup>5)</sup>。このように、農作物ブランドは関連する種々のビ ジネスに波及的な影響を与え,六次産業化研究では重要な テーマとなっている。

本研究では、先行研究によって明らかとなってきたブラ ンド化の要素をシステム設計理論の基で考察し、理論的ブ ランド構築システムを提案する。次に、代表的なブランド 農産物であり、果物の中でもそのブランドがマーケティン グに大きく影響しているメロンのブランド化の過程を調 査・分析する。日本には、夕張メロン、アンデスメロン、 アールスメロン、クラウンメロン、などのブランドメロン がある。そして、それらのメロンの特徴とマーケティング 活動がブランド構築に影響している.本研究室では、メロ ンに関するマーケティング・ミックスとブランドに関する 調査研究を行い、メロンのブランド化要因を明らかとした <sup>2)</sup>。本研究では、その結果を理論的ブランド構築システム にフィードバックし、実践的なブランド構築システムを提 案することを目的とする。

## 2. 研究方法

まず、ブランド研究で広く認められている理論の基で、 ブランド化の要件とそのための活動概要をシステム設計 理論の基で考察し、ブランド構築システムのモデルを仮定

2016年2月26日受理

\* 総合情報学部 人間情報デザイン学科

67

する。次に、実際にブランド化が行われた事例の調査研究 結果をレビューする。実際のブランド化の調査は、代表的 なブランド農産物であり、果物の中でもそのブランドがマ ーケティングに大きく影響しているメロンを対象とした。 知名度の高い高級メロンとして「夕張メロン」、一般的に 多く食されている普及メロンとして「アンデスメロン」、 生産者は知名度が高いと思っている高級メロンとして「ク ラウンメロン」の3つのメロンに対して、調査・分析を行 いった。これらの調査により明らかとなったマーケティン グ活動とブランド化活動から、ブランド化要因を明らかと し、その結果を理論的ブランド構築システムモデルにフィ ードバックすることにより、実践で活用できるブランド構 築システムモデルを提案する。

#### 3. システム設計理論

システム理論は、一般システム理論としてベルタランフ イ <sup>6)</sup> が示して以来、多くの関連研究がある。一般システ ムを分類すると、大きく2つに分類することができ<sup>7)</sup>。一 つは、人間が設計できないシステムであり、もう一つは人 間によって設計することができるシステムである。筆者は、 製品・サービス、マーケティング活動、ビジネスモデル、 などをシステムと捉えて、その設計理論にアプローチして いる。そして、マーケティング・システムは人々が設計し、 構築していく活動であり、システム理論の中でもシステム 設計理論を用いてアプローチすべき対象である。

先行研究によって、いくつかのシステム設計理論が示さ れている<sup>8)9)</sup>が、マーケティング活動やビジネスモデル 設計に活用するのに最も適したシステム設計理論は、ワー クデザイン法であるといえる。

ワークデザイン法では、5 つのシステム設計要素とそれ らと手順を示すホッパー図を用いてシステムを設計して いく。システム設計要素は、機能、アウトプット、インプ ット、キャタリスト、環境の5 つである。

機能は、そのシステムが果たす働き、

アウトプットは、機能が働いた結果産出されるモノやコト,

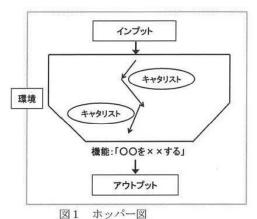
インプットは、アウトプットとして得たい産出物を得る ために必要な投入されるモノやコト,

キャタリストは、機能を働かせるために必要な、モノや コトや人、

環境は、そのシステムが置かれている状況や制約条件な どをさす<sup>10)</sup>。

ホッパー図は、図1のように示され、5つのシステム設 計要素を記入し、この図を基に実際のシステムを設計して いく。

この時,機能は、「〇〇を××する」という文章で示さ れる。また、キャタリストは、インプットをアウトプット に変換する手順のなかで、変換を促進する人やモノや情報 である。



通常,ホッパーの中にホッパーが入り,入れ子の状態

になる。このときもっとも大きなホッパーは全体システム であり,もっとも小さなホッパーはコンポーネントと呼ば れ,最少単位のシステム(機能)を示すことになる。

本研究では、まずブランド構築の手順と、ブランド化の 要素を、ホッパー図を用いて記述し、ブランド構築システ ムのモデルを仮定する。

### 4. ブランド構築の要素研究

4-1. ブランド・エクイティの要素

Aaker<sup>10</sup>は、ブランド・エクイティの構成要素として、 ブランド・ロイヤリティ、ブランド認知、知覚品質、ブラ ンド連想、その他のブランド資産の5つを示している。 ブランド・ロイヤリティは顧客がブランドに持つ愛着、ブ ランド認知は顧客のブランドに対する認識や知識、知覚品 質は顧客が他のブランドと比較して違いを感じる品質、ブ ランド連想はブランドに対する顧客のイメージや記憶、そ の他のブランド資産は特許権・商標権・取引関係などであ る。これらの要素を、ブランド化とその資産構築化を進め る場合にどのような手順で行うかを仮定する。

まず,「ブランド認知」が必要であると考えられる。ブ ランドにいくら優位な要素があろうとも,それを消費者に 伝えることができなければその要素はないに等しいもの となる。ブランド競争の土俵に上がるためにはまず,多く の消費者に知ってもらうことが第1ステップになり,その 認知度はそのままブランドの資産的価値に繋がる。

第2に消費者に受けとめられている品質としての「知覚 品質」を明示する必要がある。これは機械などで計測され るような客観品質のことではなく、実際に購入し感じた主 観的な品質のことで、客観品質よりもブランド力に影響を 及ぼす。

第3に「ブランド・ロイヤリティ」を構築する。これは 特定ブランドの支持者のことであり、この水準が高いとい うことは、多くの顧客からより強い支持を得ているといえ る。そして、強い支持者は他のブランドが安売りしていよ うが見向きもせず、当該ブランドが品切れの時は多店舗ま で足を運んで購入してくれるため、ブランド・ロイヤリテ

#### 静岡理工科大学紀要

ィはブランドに安定した売り上げを与えるための資産的 価値となる。

4番目は「ブランド連想」である。これは心理学で開発 された連想ネットワーク型記憶モデルをベースとしたも ので,消費者の記憶内に蓄積された情報や概念をノードと して,芋づる式に商品に連想が結びつくことである。例え ば「コカ・コーラ」と聞くと「コーラ」という商品カテゴ リー,「茶色」「赤」などの色,「飲み物」「ジュース」とい う製品属性などを連想することを指す。強く,好ましく, ユニークな事柄との結びつきは,ブランドの資産価値を高 めることが知られている。

最後に「その他のブランド資産」として,特許権・商標 権などでブランドを守り,取引関係において,ブランド力 を強化することが可能となる。

このように、ブランド・エクイティの構成要素をブラン ド・エクイティ構築手順として考えると、(1)「ブランド 認知」システム、(2)「知覚品質」システム (3)「ブ ランド・ロイヤリティ」システム (4)「ブランド連想」 システム (5)「その他のブランド資産」システムの5つ を順番に処理していくシステムが、ブランド構築システム として仮定することができる。

4-2. ブランド化の要素

ケラー<sup>12)</sup>は、ブランド化の要素として「記憶可能性」 「意味性」「選好性」「移動可能性」「適合可能性」「防衛 可能性」の6つをあげている。

「記憶可能性」は、ブランド要素が、どれだけたやすく 思い出され、どれだけたやすく認識されるか。

「意味性」は、ブランド要素をどの程度信頼でき、対応 するカテゴリーを連想させるか、ブランド名によって商品 を使用する人に安心感を与えたり、商品のタイプを示唆し たりできるか。

「選好性」は、消費者にとってブランド要素にどれだけ 美的な訴求力があるか、他のブランドよりもどの点が好ま しいか、優れているかというイメージを与え、ブランド名 によって想像力をかきたてることができるか。

「移動可能性」は、プランド要素が同カテゴリーや他の カテゴリーへ新商品を発売するときに、同じブランド名を 利用できるか(例えば、コカ・コーラというブランドは、 コーラだけではなく様々な飲み物をそのブランド名で販 売)。

「適合可能性」は、ブランド要素が、消費者がその商品 カテゴリーに求めているものとどれくらい合致している か、つまり消費者の需要を満たす商品を作ることができる か。

「防衛可能性」は、どれだけそのブランドを保護できる か、例えば著作権などで法的に保護できるか、容易に模倣 されないか、ということである。簡単に模倣されて同じよ うなブランドが乱立してしまっては、ブランドの優位性を 確立するのは難しい。

ブランドを構築するには、これら6つのブランド化要素 が必要であるとされている。とすると、これらの要素がブ ランド構築システムのどこかに必ず埋め込まれなければ ならないと言える。

5. ブランド構築システムモデルの仮定

前節で示したように、 ブランドは、

(1)「ブランド認知」システム

(2)「知覚品質」システム

(3)「ブランド・ロイヤリティ」システム

- (4)「ブランド連想」システム
- (5)「その他のブランド資産」システム

の手順で構築されるとする。

ここで,前節で示したブランド化の要素を,どのシステ ムの中に埋め込むことが可能かを考えるために,6つのブ ランド化要素を,機能の表現(「〇〇を××する」)で言い 直してみる。

①「記憶可能性」は、「覚えやすいブランド名を決める(創る)」。

②「意味性」は、「信頼感・安心感を連想させる」。

③「選好性」は、「選ばれるだけの優位性を持たせる」。

④「移動可能性」は、「同じブランド名を他のカテゴリー に使用する」。

⑤「適合可能性」は、「そのブランドに求められる商品レベルにする」。

⑥「防衛可能性」は、「ブランド名を模倣されないように する」。

次にこれらの機能表現が、4つのどのシステムに入って いるべきかを考える。

(1)「ブランド認知」システムでは,認知してもらうこ とはもっとも重要な目的となり,①「覚えやすいブランド 名を決める(創る)」ことが必要である。

(2)「知覚品質」システム では、主観的に感じてもら う品質が重要であり、②「信頼感・安心感を連想させる」、 と購入してくれた人に③「選ばれるだけの優位性を持たせ る」ことが必要である。

(3)「ブランド・ロイヤリティ」システム では, 顧客に 恒常的に購入してもらうために,

⑤「そのブランドに求められる商品レベルにする」 必要が ある。

(4)「ブランド連想」システムでは、④「同じブランド 名を他のカテゴリーに使用する」ことができれば、連想に 成功したといえるであろう。(5)「その他のブランド資 産」システムでは、同じ名前の商品が存在しないように、 ⑥「ブランド名を模倣されないようにする」ために、権利 を保有するなどの対策がある。

これらの考察結果として、ブランド構築システムモデル を仮定し、図2にホッパー図で示す。

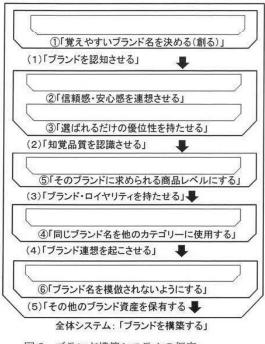


図2 ブランド構築システムの仮定

### 6. メロンのブランド構築システムに関する考察

本項では,先行研究の結果・考察から,メロンのプラン ド構築の要因,その手順などに関して総合的考察を行う。

6-1. ブランドメロンに関する調査研究結果

先の研究において、北海道「夕張メロン」、サカタのタ ネが種子を提供している「アンデスメロン」、そして温室 栽培の「クラウンメロン」の3つのブランドメロンに関し ての調査研究を行い、3つのブランドメロンの共通点とし て、以下の結論を得ている

・農家で等級を決める,農協に持ち込む,農協から仲買へ 出荷する,という流れ

・高価での販売をめざした,品質の安定化

それぞれのメロンで、考えの相違があり、共通点といえ るのは、「なるべく高く売りたい」という一般的な希望で あった。

- ・外観の品質,ネットや形の美しさに重点を置く
- ・品質の均一化
- ・試食会の開催
- ・年々メロンを栽培している農家減少
- ・新しい流通ルートの開拓

これらの研究結果の他,先の研究 X)で明らかとなった ブランド化要因から,プランド構築システムを考察する.

6·1. ブランド構築システムモデルとメロンブランド構築過程の比較

先に示したブランド構築システムの仮定(図2)と各ブ ランドメロンの実際のブランド化への活動・手順を比較し、 実践的モデルへの改良を検討する。

6·1·1. (1) ブランドを認知させるシステム
①「覚えやすいブランド名を決める(創る)」システムに 関して、

・夕張:夕張市という名前が、炭鉱の閉鎖から有名に ・アンデス:覚えやすい命名,さかたの種と各産地のプロ モーション

・クラウン:英国皇室の訪問から覚えやすい名前を命名 夕張メロンは、地域ブランド名となっている。夕張市では 長芋の栽培も盛んだが、あまり有名ではない。メロンがブ ランド名として認知されたのは、炭鉱閉鎖から次の産業の 発展を試みたという時期だったため、夕張という名前が憶 えやすかったからであろう。他の2つのメロンを見ると、 地域名ではないが覚えやすい名称をつけることによって 認知に成功しているといえそうである。

6-1-2. (2)「知覚品質を認識させる」

②「信頼感・安心感を連想させる」システムに関して

・夕張:かぼちゃメロンから品種改良を重ね,甘くておいしい果物を誕生させた。

北海道から本州へ,産地から直送を確立させ,食べごろ で食べられるようにした。

アンデス:作りやすく強い種による安定した品質(安心ですメロン=アンデスメロン)

・クラウン: 農家が自信を持って,英国皇室の認めた高 級メロンを作るという意識

③「選ばれるだけの優位性を持たせる」システムに関して・夕張:今までにない赤い果肉のメロン

・アンデス:市場の要求に答えようと品種改良をしたり栽 培時期を早めたりするなどの工夫

お手頃な価格で, 顧客の希望に合った食べ方を推奨

クラウン:ガラス温室栽培による安定した品質の提供

3つに共通して言えることは、個体による当たりはずれ のないような品質の均一化。

6-1-3.(3)「ブランド・ロイヤリティを持たせる」
 ⑤「そのブランドに求められる商品レベルにする」システムに関して

・ 夕張: 農協で決める厳重な品質基準と検査

・アンデス:農協による品質検査ライン

クラウン:組合で行う厳重な検査

3つに共通しているのは、外観の美しさの重視。箱や梱 包による高級感の訴求。

6-1-4.(4)「ブランド連想を起こさせる」

④「同じブランド名を他のカテゴリーに使用する」システムに関して

・夕張:「メロン熊」などのメロンを題材とした新しい商

品,お土産品を展開。夕張市のプロモーションにも有効(地 域ブランドとして)

・アンデス:ブランド名が種供給企業が決めたものである ためか,他のブランドへの展開は見られない。

・クラウン:メロンカレー,クラウンメロンマラソン,などの展開を試みている。

6·1·5.(5)「その他のブランド資産を保有する」⑥「ブ ランドを模倣されないようにする」システムに関して

・夕張:種の交配を秘密にし、高い防衛性を備える。個体 一つ一つに農家・産地ラベル

・アンデス:良質な種の選別,栽培方法をノウハウとして 蓄積

産地偽装防止のために QR コードによる農家情報の表示 ・クラウン:種の交配を秘密にし,高い防衛性を備える。 クラウンの名称をつけられるのは,クラウンメロン協会の 出荷するメロンのみ。

・個体一つ一つに農家番号ラベルの貼付け。

6-2. メロンのブランド構築システムモデルの考察

前項までの分析から、メロンのブランド構築システムモ デルを考察する。

三つのブランドメロン共に,①「覚えやすいブランド名 を決める(創る)」システムがあったが、夕張は意図をも ってブランド名を決めようとしたわけではなかった。しか し意図せずとも人々が覚えやすいプロモーションが行わ れたことによって認知できたとすると、このシステムが冒 頭に存在する必要があるといえる。

知覚品質の認識システムは、全てのメロンで実行されて おり、特に品質の安定性と差別化(赤肉、外観、価格、食 べ方など)を行っており、この活動によってブランドが構 築されたと言える。

ブランドロイヤルティの構築システムにおいても、各メ ロンの顧客が期待するレベルをめざした活動としては安 定した味の維持があり、その活動はそのまま模倣困難性を 追究する活動ともなっていた。

ブランド連想を起こすシステムに関しては、メロンある いは農産物に関しては難しいものがありそうである。例に 挙げた、タ張のメロン熊は夕張という地域ブランドの向上 とプロモーションを狙っており、メロンのブラント名とい うよりは地域ブランド名の連想システムと言える。アンデ スメロンは、種メーカーが付けたブランド名であり、もし もあるとするとアンデスという名称の別の農産物が考え られる。しかし、農家がそれを進めることは難しいので、 種メーカーの展開となるであろう。クラウンメロンでは、 クラウンメロンカレー、などを例に挙げたが、クラウンメ ロンをカレーに使う、という農産物の加工品展開の一つと いう位置づけであろう。このように考えると、農作物のブ ランド連想システムを用いるには、その農産物そのものか ら離れた農産物などに使うとお効果がありそうである。例 えば、夕張長芋(すでに展開中)、夕張馬鈴薯や、アンデ ススイカ、アンデスレモン、クラウン米、クラウン茶、な どは効果がありそうな名称ではないだろうか。

以上の実際のメロンブランド構築システムと,理論的ブ ランド構築システムモデルと比較すると下記のようにま とめられる。

A) ブランド認知システムが必要である。場合によっては ブランドが偶然作られる場合もあるが、覚えやすい名前、 有名な地域の名称は着くと効果的である。また、メロンの 場合は品質管理,差別化がそのままブランドの認知にもつ ながっており、一貫したシステムとして活動すべきである と考えられる。そして、それらは一ケティング・ミックス の要素全てに関係するため、マーケティング・ミックス要 素を総合的に考える必要がある。

B) ブランドロイヤルティを持たせるシステムが必要であり、そのブランド愛用者のレベルやブランド品の特徴に合わせた策が必要であり、それは同時に模倣困難性を持つことにつながっている。

C)ブランド連想を起こさせるシステムは、単一商品のプ ランド展開の場合は必ずしも必要ではない。しかし、一旦 有名になったブランド名を類似の産業に展開する優位性 は高いので、地域や組合、協会の枠を超えて積極的に検討 していくとよいと考えられる。

これらの考察から,理論的ブランド構築システムモデル から,ブランド連想システムは分離して考える。また,そ の他のシステムに関して考察結果を反映させ,メロン(農 産物)の実践的なブランド構築システムモデルとして図3 のモデルを提案する。農産物のブランド構築を目指す場合,

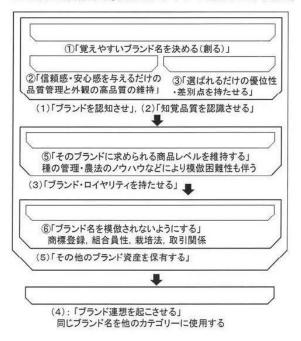


図3 農産物(メロン)ブランド構築システム

対象商品に合った各マーケティング・システムを設計し, 進めていくことによって効率的にブランドを構築できる と考える。

### 7. まとめ

本研究は、システム設計理論とブランド構築に関する先 行研究、そしてブランドメロンのマーケティング・ミック スとブランドに関する詳細な調査からメロンのブランド 化要因を明らかとし、農産物のブランド構築システムモデ ルを示すことを目的とした。この目的に対して、ブランド 構築システムの仮定を行い、詳細調査結果をフィードバッ クし、実践的なブランド構築システムモデルを提案するこ とができた。また、従来のブランド研究の成果を実践的に 活用するには、商品カテゴリー別の実践的取り組みが必要 であることを明示した。本研究では、これまでのブランド 研究の成果を活用し農産物ブランド構築のために重要な 要因を明確化し、そのシステムモデルを示すことができた。

このシステムモデルを用いることによって,理論的・効 率的に農産物ブランドを構築することができる。

今後は、ブランドを活用した農産物の加工品、システム サービスへの展開システム、つまり六次産業化システムに 関して研究をすすめ、日本における六次産業化の推進に貢 献したいと考えている。

#### 参考文献:

1) 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html (2015)

 2) 三原康司「メロンのブランド・エクイティ構築 ーマ ーケティング・ミックスによるアプローチ」『静岡理工科 大学紀要』第23巻 (2015) pp.59-66.

3) 日本政策金融公庫 日本公庫調查

https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics\_111202\_1.pdf (2010)

4) 船井総研「1万円で売れる桃をつくる」JA 伊達みら い農業協同組合

http://www.funaisoken.co.jp/site/column/column\_11812 11812.html (2007)

5) 栗林芳彦 「加工食品購買における地域ブランドの影響力について」『名古屋文理大学紀要』第13号, (2013) pp.26-34.

6) Bertalanffy, L. V. General System Theory:

Foundations, Development, Applications, (Penguin University Books, 1976)

7)黒須誠治「社会システムの生成方法に関する一考察-システム設計論の立場から-」『早稲田大学アジア太平洋 研究センター 国際経営・システム科学研究』第38巻 (2007), pp.112-120. 8) 鈴木隆・丹下敏「システム設計方法の比較研究-シス テムの記述モデルに関する論証と比較」『日本経営工学会 誌』第31巻第4号, (1981), pp.441-447.

9)鈴木隆・丹下敏システム設計方法の比較研究-システムの設計過程に関する論理分析」『日本経営工学会誌』第
 33巻第2号,(1982),pp.127-134.

10) 吉谷龍一『ワークデザイン技法』日刊工業新聞社, (1981)

11) Aaker, D.A., Managing Brand Equity: Capitalizing on the Value of a Brand Name, Free Press (1994)

 12) ケラー、コトラー『コトラー&ケラーのマーケティン グマネジメント(第12版)』株式会社ビアソン・エデュ ケーション (2008)

# 英語学習者の動機づけと目標志向性の関係性の調査研究

Exploring Relationships Between EFL Learners' Motivation and Goal Orientations

# 今野 勝幸\* Katsuyuki KONNO

In this study, relationships between subtypes of intrinsic and extrinsic motivation and goal orientations of Japanese EFL learners were investigated. A total of 136 university students participated in this study and responded to a 5-point Likert scale questionnaire. The result of correlational analysis demonstrated that intrinsic motivation was associated with both mastery and performance-approach orientations. The result also showed that mastery orientations showed a higher correlation with effort than performance orientations. It was concluded that pedagogical interventions and curriculums to foster Japanese students' mastery orientation is important for successful English language learning.

# 1. はじめに

### 1.1 内発的動機づけと外発的動機づけ

学習者自身の動機づけが,英語学習を成功させる重要な 要因の1つであることについては,疑いの余地はないだろう. Gardner (1985)による統合的動機づけ(integrative motivation)の枠組みが第二言語習得(Second language acquisition; SLA)の分野において提唱され,その枠組みを 用いた上で言語学習者の動機づけの構造が論理的かつ実 証的に示されて以来,様々な言語学習動機づけの枠組みが 提唱されてきた。中でも,1990年代の内発的/外発的動機 づけ(intrinsic and extrinsic motivation; 廣森, 2006)、2000 年代の研究国際的志向(international posture; Yashima, 2002)や期待価値理論(expectancy-value theory; 磯田, 2008), L2 自己(L2 self; Dörnyei, 2005)等は現在においても注目 され,SLA研究分野における動機づけ研究の発展に大き く貢献してきた理論的枠組みであると言えるだろう.

これらの中で、本論で特に注目したいのが、内発的動機 づけと外発的動機づけの枠組みである.これらの動機づけ の概念は本来、Deci and Ryan (1985) が提唱した自己決定 理論の中心的な概念である.内発的動機づけとは、ある行 動が、その行動そのものへの興味、楽しさ、興奮、好奇心 などによって支えられている状態を表す.ある学習者が、 英語を学習するのが楽しいから英語学習をがんばってい る場合、内発的に動機づけされていると考えられる。つま り、行動すること自体が行動の目的・理由となっている状 態である。一方、外発的動機づけとは、ある行動が、それ を行った結果として得られるもの (e.g.、金銭的・物質的 な報酬) に動機づけられている状態を指す.例えば、ある 学習者が英語のテストで良い成績を収めたいがために英 語の学習をがんばっている場合、外発的に動機づけられて いると言える。一般に、内発的動機づけの方が学習に正の 影響をもたらすと考えられているが(Ramage, 1990),内 発的に動機づけられている学習者に外発的な動機を与え ると、内発的な動機が低下するとも明らかにされている (Ryan, 1982).

### 1.2 自己決定理論援用の利点

自己決定理論を英語学習のコンテクストに応用するに は、3 つの利点があると考えられている。まず1 点目は、 学習者の動機づけを高いか低いか、もしくは内発的か外発 的か、のように単純な二項対立的に捉えず、動機づけを細 分化して捉える点である.自己決定理論では動機の自己決 定度により、外発的動機づけは3 つの下位項目に区別され る.最も自己決定度が低い外発的動機づけ要因は「外的調 整」と呼ばれる.外的調整によって動機づけられている場 合、学習者の行動は、その後「報酬が得られる」等の期待 や希望という外的要因によって左右されていると言える. 次に自己決定度が低い外発的動機づけ要因は「取入れ的調 整」と呼ばれ、「やらないと罪悪感を感じる」「後悔しそう」

「なんとなくやったほうがいいと思う」など、罪悪感や義務感による動機づけである.少なくとも行動の必要性は自ら感じているものの、「やらされている」感が依然として強く、行動が自己決定的とは言えない.最も自己決定度が高い外発的動機づけ要因は「同一視的調整」と呼ばれ、行動に伴う価値を見いだし(e.g.、将来役立ちそう、成長のため)、それにより行動することに動機づけられている状態を指す.内発的動機づけに近い動機づけ概念として考えられているが、行動することそのものが目的となってはいないため、あくまで外発的な動機づけ概念である.しかし、行動に付随する価値を自分の価値観に取り入れている、つ

2016年2月26日受理

\* 総合情報学部 人間情報デザイン学科

まり,より内発的なものにしようとしていることから,自 己決定的な外発的動機づけであると思われ,また,自己決 定理論の中には無動機という概念も想定され,どうせやっ ても上手くいかない,など無力感や諦めの状態を意味する. このように,細分化された動機づけ概念により,単純に動 機づけを二項対立に捉えるのではなく,どのような動機づ けの状態であるのかを詳細に記述できる点は,他の動機づ け理論にはない利点である.

また,これらの動機づけは連続体を形成しており,自己 決定が高くなるほど,内発的動機に近づいていくと考えら れている.これが2つ目の利点であると言えるだろう.な ぜなら,連続体を形成しているということは,自己決定が 進むにつれ,内発的な動機づけに発展していくと考えるこ とができるためである.すなわち,学習者の動機づけの変 動・発達・衰退が想定された理論であるため,教育的な目 的のコンテクストに合致した理論であると考えることが できる.教師が英語学習者の動機づけを支援する,という モデルに適合していると言えるだろう.例えば,動機づけ の個人差を詳細に捉え,それらに合った教育法を提案可能 となる (廣森,2006).

最後に、既に内発的動機づけを高める教育的実践の効果 が、先行研究によって実証されている点である(e.g., 廣 森.2006; 田中,2010; Konno,2014). これらの研究では、グ ループプレゼンテーションやペアでのスピーキング活動、 ライティング活動における学習者の内発的動機への教育 的介入をデザインし、一定期間以上の指導を行い、その効 果を実証している.学習者の内発的動機づけを高める指導 を考える際、これらの研究の内容を参考にすることにより、 理論に基づく指導を教室内で実践することが可能である だろう.それは、教師のみならず、その指導を享受する学 生にもメリットがあると言えるだろう.

### 1.3 動機づけ研究の課題

SLA 研究分野における動機づけ研究は、おおよそ3つ の種類に分けられる(廣森,2006). 1つは動機づけの構 造を明らかにする研究であり,ある動機づけ要因は,その 他の関連要因とどのように関連するのか検証する。2つ目 は動機づけと具体的な学習行動や態度との関連を検証す る研究であり,動機づけ要因と学習方略などとの関連性を 分析する。3つ目は動機づけを高める研究であり,ある動 機づけ概念を,例えば教師による教育的介入によりどのよ うに高めることができるのかを検証する研究である.これ までの研究では、1つ目の研究課題は十分に取り組まれて きたものの,それ以外の研究は現在までも十分ではないの が大きな問題点であると言える.今後は、これらの課題を 解決するような研究が望まれていると言えるだろう.

内発的動機づけについては、前節でも述べたように、ど のように指導により高めることができるのかが検証され てきている。しかしながら、3つ目の課題である、内発的 Vol.24, 2016

動機づけと学習行動や態度との関連性については、あまり 検証されていないのが現状である。これまでの研究により、 内発的動機づけは英語学習の継続の意思(Noels, Pelletier, Vallerand, & Clément, 2000; Ramage, 1990)や学習方略の使 用頻度(Schumidt & Watanabe, 2001)との関連性が示唆さ れる。しかし、内発的に動機づけられた学習者は、どのよ うな行動を取り、どのような思考や態度を示すのか、視野 をより広めて検証を進める必要があるだろう.

### 1.4 目標志向性と内発的動機づけ

人は、何らかの課題を遂行したり、達成したりする際、 何からの目標を持つものとして考えられているが,その目 標の種類によっては行動や態度が異なると考えられてい る、一般に、このような目標は、学習志向性とパフォーマ ンス志向性に区分されると考えられている(Dweck & Leggett, 1988). 学習志向性とは, ある(学習)課題の遂行 に際し,自分自身の能力やスキル,理解度を高め,個人を 発展させたいという学習目標を持つ傾向を指す.他者のこ とは気にせず,自己の発展や好奇心,興味に集中した志向 性であると言える.一方,パフォーマンス志向性とは、あ る課題の遂行に際し,他者に自分が有能であることを示す ことや、他者を上回りたいという遂行目標を有する傾向を 指す。自己に視点を置いた学習志向性とは異なり、他者に 視点を置いた競争的な志向性であると言える. パフォーマ ンス志向性は更に、「接近」と「回避」に区別される(Elliot & Church, 1997). 学習者が自らの能力に自信がある場合, パフォーマンス指向性は接近であり、上述の通り、他者を 上回りたいという志向である.一方,能力に自信がない場 合は回避となり、他者に能力が低いと思われたくない、困 っていると見られたくない、など、他者からの評価を気に し、避けようとする志向である(上渕,2004).

一般には、学習志向性が高いほど学習方略を用いる頻度 が高く、特に、労力と時間を要しても自分が確実に理解で きるような学習方略を用いることが明らかにされている (柳澤, 2006).また、学習志向性は内発的動機づけと関連 しており、パフォーマンス志向性・回避は内発的動機づけ を阻害すると考えられてきた(Elliot & Harackiewicz, 1996). 「自らが有能でありたい」という欲求が前提にあるという 点で、両者にはある程度の共通点があると考えられる。両 者の相関関係は無視できないものであると言えるだろう.

#### **1.5** 本研究の目的

以上,内発的動機づけと目標志向性を概観してきたが, 両者は相関関係があると考えられる.しかしながら,SLA の研究分野において目標志向性が取り上げられることは 少なく,動機づけとの関連性も検証されてはいない.どの ような要因によって動機づけられている学習者は、どのよ うな目標志向性を持つのかを検証することは、動機づけと 行動・思考・態度の関連性を明らかにし、今後教師は学習 者の動機づけとどのように向き合えば良いのかと言う点 について、示唆を行うことが可能となるだろう.したがっ て、本研究では、日本人英語学習者の内発的動機づけは学 習志向性と、外発的動機づけはパフォーマンス志向性と関 連すると仮定し、動機づけと目標志向性の関連性を明らか にすることを目的とする。

### 2. 調查方法

### 2.1 調查参加者

本調査は、一般英語を受講する理系の私立大学 1 年生 134名を対象とし、前期終了前の7月に行われた.対象者 は、情報系の学部(n = 68)と理工系の学部(n = 68)の 学生であり、それぞれ一般英語の授業を受講していた.受 講する英語の授業は習熟度別に設けられており、上位と中 位の授業を受講する学生であった.参加者の大部分は男性 であった.

2.2 調査マテリアル

本研究では、先攻研究に基づき5件法によるアンケート を作成し、動機づけと目標志向性の測定を行った、内発的 動機づけと外発的動機づけを測定する尺度はどのような 理由で英語を学習しているのかを問うものであり、Noels、 Pelletier, and Clement (1999) と廣森 (2006) を参考に作成 した(表1).また,目標志向性の尺度(表2)は、Midgley, Maehr, Hruda, Anderman, Anderman, Freeman, Gheen, Kaplan, Kumar, Middleton, Nelson, Roeser, & Urdan (2000) を参考に 作成された.もともとは英語によるアンケート項目であっ たため、筆者と英語教員歴が長く、英語教育学で修士号を 取得した大学教員の2名により日本語に翻訳された.

### 2.3 調查方法

上記のアンケートを用いた調査は, e ラーニングの学習 管理システム (learning management system; LMS) の一種 である Moodle のコース上に用意された. 調査参加者はそ れらのコースにアクセスすることで, オンライン上で回答 することができた.

### 2.4 分析方法

各種動機づけの下位尺度と目標志向性の関連性を検証 するために、相関分析を行った.

# 表 1

動機づけの下位尺度のまとめ

尺度名	項目数	α	例			
内苑的動機づけ	3	.73	英語の学習をしている時、自分は向上していると感じるのが楽しいから.			
同一視的調整	3	.60	自分の成長に役立つと思うから.			
取入れ的調整	3	.62	英語を勉強しておかないと、あとで後悔するかもしれないから.			
外的調整	3	.64	英語を勉強しなければいけない社会だから.			
無動機	3	.55	英語は勉強しても、成果が上がらないような気がする.			
努力	4	.74	私は、英語の勉強をとてもがんばっている.			

### 表 2

目標志向性の下位尺度のまとめ

尺度名	項日数	a		例
学習志向性 パフォーマ	5	.76	私の目標の1つは,	新しい英語の知識やスキルをたくさん身につけることだ
ン ス 志 向 性・接近 パフォーマ	5	.91	私の目標の1つは,	自分が英語が良くできることを周囲に示すことだ.
ンス ・ 志向 性 ・ 回避	5	.84	私の目標の1つは,	自分が英語が苦手であると周囲に思わせないことだ.

# 3. 結果と考察

3.1 記述統計值

内発的・外発的動機づけ, 及び目標志向性の全体的な傾 向を把握するために記述統計値が算出された(表 3, 4). 動機づけについては, 外発的動機づけ, 特に同一視的調整 と外的調整の平均値が高い傾向が見られた。今回の調査参 加者については, 英語学習に対して主に外発的に動機づけ られているといえる. 特に同一視的調整と外的調整の平均 値が目立って高かったことに関しては、大学生を取り巻く 環境を考慮する必要がある、大学進学の際、そして大学入 学後も、何かと将来の進路について考える機会が多くなる。 その中で、グローバル化が進んでいることが様々なメディ アで取り上げられている現在、英語が使えるようになるこ とは自分の将来的なキャリアの中で必要になると意識す る機会が多くなるため、同一視的調整が高い平均値を示し たと考えられる、また、日本の大学生にとって、英語の科 目の単位取得は卒業要件となっており,英語科目の好き嫌いに関わらず授業に出席し,単位を取らざるを得ない.そのため,単位や成績のことを意識しなくてはならず,必然的に外的調整が強まることが考えられる.

一方,日標志向性については、学習志向性の平均値が, 他のパフォーマンス志向性よりも大幅に高い結果となっ

### 表 3

各動機づけ下位尺度の記述統計値

た.特に目を引くのが,パフォーマンス志向性の低さであ る.今回の調査参加者は,英語の学習について,競争的な 志向性を有しておらず,また,自らの不足している部分を 隠そうとせず,どちらかと言えば,自分自身の学習と理解 に集中していることが示唆される.

	М	SD	Min	Max	歪度	尖度
内発的動機づけ	3.01	0.99	1.00	5.00	-0.42	0.02
同一視的調整	3.82	0.77	2.00	5.00	-0.51	-0.19
取入れ的調整	3.44	0.84	1.00	5.00	0.06	-0.53
外的調整	3.87	0.77	1.00	5.00	1.67	-1.05
無動機	2.41	0.84	1.00	5.00	0.46	0.66

### 表4

各目標志向性下位尺度の記述統計値

変数	М	SD	Min	Max	歪度	尖度
学習志向性	3.92	0.63	1.80	5.00	0.33	-0.49
パフォーマンス志向性・接近	1.92	0.84	1.00	5.00	0.11	0.73
パフォーマンス志向性・回避	1.95	0.84	1.00	4.25	-0.12	0.77

# 3.2 相関分析

続いて、動機づけと目標志向性の関連性を検証するため に、相関係数を算出した(表 5).まず、学習志向性は、 内発的動機、同一視的調整という、自己決定度が高い動機 づけ要因と比較的強い相関関係を示した、これは、Elliot & Harackiewicz (1996)等の先行研究によって示された結果 を支持するものであり、英語学習というコンテクストにお いても、学習志向性は英語学習者の動機づけを説明する妥 当な概念であると言えるだろう、英語学習を楽しんだり、 好奇心を持って英語学習に取り組む学習者ほど、また、将 来のキャリアを志向しながら英語学習に取り組む学習者 ほど、自らの能力を高めたり、スキルを上達させたりする ことを目標に英語学習に取り組んでいると言える.一般に、 内発的動機づけが高い学習者ほど、活動や課題に積極的に なる傾向にあることからも分かるように、そのような学習 者が学習志向性に関連する目標を持つことは不思議では ないだろう.また、日本もグローバル化を意識せざるを得 ない環境になりつつある中、英語は将来のキャリアに役立 つと考える学習者が、自らの英語のスキルを高めたいと考 えるのも自然なことだろう。

### 表 5

各変	数日	間の	相	関	係	数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1. 学習	-	.296**	.196*	.536**	.559**	.289**	.333**	232**	.621**
2. 接近		-	.812**	.411**	.256**	.346**	.367**	.024	.361
3. 回避			-	.213*	.143	.243**	.302**	.124	.203*
4. 内発				-	.560**	.418**	.141	461**	.745**
5. 同一視					-	.641**	.457**	437**	.774**
6. 取入						-	.612**	171	.546
7. 外的							-	.011	.386**
8. 無動機								-	512*
9. 努力									

Note. N = 134. \* p > .05, \*\* p > .01

パフォーマンス志向性については、接近、回避共に外発 的動機づけとは弱い相関を示すに留まった一方、パフォー マンス接近と内発的動機には中程度の相関が見られた.こ れは、好奇心を持って英語学習に取り組む学習者ほど、他 者よりも勝りたいという志向性をある程度有する傾向に あったことを示すと同時に、内発的動機づけが高い学習者 の中には、学習志向性とパフォーマンス志向性が併存して いる可能性を示す.一見、これら2つの志向性は、自己と 他者という相反する対象を志向しており、排他的であるよ うにも思える.実際に、両者の間には低い相関が示されて いることからも、両者に強い関連性があるとは考えられて ない、しかし、本研究の結果は、自己決定度が高い動機づ けを有する日本人英語学習者ほど、双方の志向性を有する 傾向にあることを示している.

しかし、努力との相関関係に着目すると、学習志向性は 比較的高い相関を示した一方、パフォーマンス志向性は弱 い相関を示すに留まった.このことから、学習の成否によ り重要なのは、学習志向性であることが分かる. 柳澤 (2006)も、パフォーマンス志向性の高低に関わらず、学 習志向性が高い学習者ほど学習方略を使用する頻度が高 かったことを示しており、本研究の結果を支持する.

ー方,パフォーマンス回避については、どの動機づけ要 因とも弱い相関を示すに留まる一方で、全て正の相関であ ったことが興味深いと言える.他者から能力が低いと見ら れたなく、という回避志向性は、日本人学習者にとってネ ガティブに働くものではない可能性が考えられる.しかし ながら、努力との相関はかなり弱いものであり、パフォー マンス接近と同様、英語学習をがんばるための原動力には なり難いと言える.やはり、学習志向性を持つことができ るかどうかが、学習の成否を左右すると言っても良いだろ う.

### 3. 結論

本研究では、内発的・外発的動機づけと目標志向性の関 連性を検証した.学習志向性は自己決定度が高い動機づけ 要因(i.e.,内発的動機,同一視的調整)と比較的高い相関 関係にあること、そして内発的動機はパフォーマンス志向 性(i.e.,接近)とも中程度の相関関係にあることを示した. 動機づけが高く、所謂「やる気がある」日本人学習者ほど、 自分の英語のスキルを高めたい、英語については他者より も優れていたい、という目標を持つ傾向にあると言える. しかしながら、努力との相関関係は、学習志向性の方が高 く、英語学習への積極的な取り組みに影響するのは学習志 向性の方であるという傾向も示された.

好奇心を持って英語学習に取り組む学習者は、教科とし ての英語にそれほど抵抗感を持っておらず、また、どちら かと言えば英語は好きな部類に入る傾向にあるのではな いだろうか.そのような学習者が、自分の英語のスキルや 知識を高めるために楽しんで学習するのみならず、他者を

上回りたいという目標を持つ傾向にあるのは,英語が教科 として存在していることに加えて、やはり高校卒業まで受 験等による競争環境に身を置いていることが影響してい ると考えられるだろう. 英語のみならずあらゆる分野にお いて,競争心というものは自分の能力を高めるために重要 な役割を果たすと言っても過言ではないだろう.そのため、 パフォーマンス志向性そのものは決して悪ではないと言 える.また、受験やテストが存在する以上、競争という概 念を取り払うことは難しい.しかし、本研究は、学習の成 否を左右する可能性が高いのは、学習志向性の方であるこ とを示した.したがって、日本の英語教育全体の取り組み として,学習者個人が学習志向性を持てるよう支援する必 要があると同時に、大学英語教育としても、受験をくぐり 抜けてきた学生に対し,競争ではなく自己の能力やスキル を高めることに意識を向けられるような英語のカリキュ ラムや指導・支援を提供する必要があると言えるだろう. テストの得点による評価システムではなく,自己の目標の 達成度を取入れる等,新たな工夫が必要となる.そのよう な場合、大切なのは個人が適切な目標を持つことができる よう、教員が支援することであると言えるだろう.

その一方で、ただ楽しいだけの授業に終止し、自己の目 標を達成するだけにならないように留意することが必要 である.重要なことは、学習者が確かな英語力を身につけ ることであり、継続して適切な目標を持ち、それを達成し 続けることである.

最後に本研究の限界点を挙げたい.1点目は,調査協力 者の偏りである.本研究では1大学2学部の学生のみが調 査対象であったため,本研究の結果を一般化することはで きない.今後は他の学部や偏差値の異なる大学からの学生 も調査の対象とし,様々な角度から検証すべきである。

2点目は、本研究では、量的な分析に留まったことであ る.5件法のアンケート以外にも、自由記述式のアンケー トやインタビューを通して、分析の裏付けを行うことが望 ましい。例えば、本研究では、学習志向性と比べるとパフ オーマンス志向性の平均値が低い傾向にあった、調査対象 者にはこれまでどのような背景があったためこのような 結果になったのかを知るためには、質的な分析が欠かせな い、今後の大きな課題であると言える。

#### 謝辞

近藤一輝,那須田健人の両氏の全面的な協力には心から 感謝の意を表したい.

### 参考文献

- Deci, E. L., & Ryan, R. M. (1985). Intrinsic motivation and self-determination in human behavior. New York: Plenum Press.
- Dörnyei, Z. (2005). The psychology of the language learner: Individual differences in second language acquisition. New

Jersey: Lawrence Erlbaum.

- Dweck, C. S., & Leggett, E. L. (1988). A social-cognitive approach to motivation and personality. *Psychological Review*, 95, 256-273.
- Elliot, A. J., & Church, M. A. (1997). A hierarchical model of approach and avoidance achievement motivation. *Journal* of personality and social psychology, 72, 218-232.
- Elliot, A. J., & Harackiewicz, J. M. (1996). Approach and avoidance achievement goals and intrinsic motivation: A mediational analysis. *Journal of Personality and social* psychology, 70, 461-475.
- Gardner, R. C. (1985). Social psychology and second language learning: The role of attitudes and motivation. London: Edward Arnold.
- Konno, K. (2014). Motivational practices for enhancing EFL learners; self-determination and the L2 self. ARELE, 25. 191-206.
- Midgley, C., Maehr, M. L., Hruda, L. Z., Freeman, K. E., Gheen, M., Kaplan, A., Humar, R., Middleton, M. J., Nelson, J., Roeser, R., & Urdan, T. (2000). Manual for the patterns of adaptive learning scale. Retrieved from http://www.umich.edu/~pals/PALS%202000\_V13Word97.p df
- Noels, K. A., Clément, R., & Pelletier, L. G. (1999). Perceptions of teacher's communicative style and students' intrinsic motivation. *Modern Language Journal*, 83, 23-34.
- Noels, K. A., Pelletier, L., Clément, R., & Vallerand. (2000). Why are you learning a second language? Motivational orientations and self-determination theory. *Language Learning*, 50, 57-85.
- Ramage, K. (1990). Motivational factors and persistence in foreign language study. *Language learning*, 40, 189-219.
- Ryan, R. M. (1982). Control and information in the intrapersonal sphere: An Extension of cognitive evaluation theory. *Journal of Personality and Social Psychology*, 43, 450-461.
- Schmidt, R., & Watanabe, Y. (2001). Motivation, strategy use, and pedagogical preferences in foreign language learning. In Z. Dörnyei, & R. Schmidt (Eds.), *Motivation and second language acquisition* (pp. 313-359). Honolulu, HI: University of Hawai'i Press.
- Yashima, T. (2002). Willingness to communicate in a second language: The Japanese EFL context. *Modern Language Journal*, 85, 54-56.
- 礒田貴道 (2008) 『授業への反応を通して捉える英語学習 の動機づけ』 広島: 渓水社
- 上渕寿(編)『動機づけ研究の最前線』 京都:北大路書房
- 田中博晃 (2010) 「英語の授業で内発的動機づけを高める 研究」『JACET Journal』 50, 63-80

- 廣森友人 (2006) 『外国語学習者の動機づけを高める理論 と実践』 東京: 多賀出版
- 柳澤さおり(2006) 「目標志向性が学習方略の利用に及ぼ す影響」『流通科学研究』6,65-74

縦断的研究による大学生のスポーツ実施に対して生活習慣、運動意識、スポ

# ーツ情報への接触が及ぼす影響について

The Sports Activities related to Lifestyles, Sports Consciousness and contact with The Sports Information in the University Students

呈月	知愿*	届田 寿人**
Tomono	ri Mochizuki	Hisato Tomita

The purpose of this longitudinal study is to investigate the sports activities were affected by some factors. As a result the following multiple regression analysis:

1) People that sports activities was increased had been affected by the meals and conversation

2) People that sports activities was lowered, had been affected by the watching sports games

3) People who sport activities did not change, had been affected by the number of friends.

### 1. はじめに

文部科学省1)「スポーツ基本計画」(2012 年) において「できる限り早期に成人の週1回以上の スポーツ実施率が3人に2人(65%程度),週3 回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程 度)となることを目標」とされている。最近の調 査では内閣府<sup>2)</sup>「東京オリンピック・パラリンピ ックに関する世論調査」(2015年)によると、成 人の週1回以上のスポーツ実施率は40.4%となっ ており、目標となる数値には及んでいない状況で ある。さらに,大学生の身体活動に関する研究は, 数多くなされているが, Haase et al.<sup>3)</sup> (2004) によると世界 23 カ国の大学生を対象とした横断 的調査で,わが国の大学生の余暇活動時間におけ る身体活動量は非常に少ないことが報告されて おり、国際的な視点でも大学生の身体活動量の低 下が問題となっている。

スポーツを実施することについて,厚生労働省 <sup>4)</sup>は「健康づくりのための身体活動基準 2013」に おいて,健康づくりにおける身体活動の意義とし て,メタボリックシンドロームを含めた循環器疾 患・糖尿病・がんといった生活習慣病の発症や, 加齢に伴う生活機能低下(ロコモティブシンドロ ーム及び認知症等)をきたすリスクを下げること として,スポーツを実施することが将来的な疾病 予防につながるとしている。また同時にスポーツ 実施によって気分転換やストレス解消などの,い わゆるメンタルヘルス不調の一次予防として有 効であることも報告されている。

一方で,大学生におけるスポーツ実施の必要性

2016年1月31日受理

\* 学生事務部学務課

\*\* 総合情報学部人間情報デザイン学科

について,文部科学省<sup>5)</sup>「体力・運動能力調査」 (2012年)によると中学校・高校・大学のいずれ かに運動(クラブ)活動を経験した者は,経験し ていない者に比べ20歳以降の新体力テストの得 点で高得点を示すことがわかっている。つまり, 運動の経験がその後のスポーツ習慣に繋がり,生 涯での体力水準を高く維持する要因の1つにな っていることを示唆している。一般的に社会人と なる前段階である大学生でのスポーツ実施そし て習慣化の醸成がその後の生涯の運動習慣の形 成に極めて重要であると考える。そのため,スポ ーツの意義やその効果を理解しスポーツ実施率 向上に効果的に役立たせる施策が求められてい る。

そんな中,大学では既にスポーツの効果が再認 識され始め山本<sup>6)</sup>(2013)によると,社団法人大 学体育連合加盟校の調査報告において, 1991年の 大学設置基準改正でカリキュラム変更が自由と なり,学生の間で敬遠する声の多かった体育科目 を、それまでの必修から選択制にする大学が続出 し、体育を必修とする大学・短大の割合は 1998 年には45.8%まで低下した。しかし、その後友達 ができない学生が目立ち,メンタルヘルスに不調 をきたす学生が急増するなど、学生生活に支障を きたす事例が多く報告されるようになった。それ に対し,『心の健康づくり』の手だてとして体育 が見直さ、その結果 2005 年度には 71.1%まで回 復した。これは、軽い運動やスポーツを通じて他 の学生と関わり合い、人間関係を広げ仲間づくり の促進に繋げることや、心理的ストレスを発散さ

せ軽減させることを目的としていたと報告があ る。このことからもスポーツがもたらす効果が体 カ向上のみならず,現代の大学生が抱えるコミュ ニケーション不足や心の健康を改善するツール として認識され,大学生活の充実に対する有効性 があることを示しており,今後もこういった効果 を期待されていくものと考えられる。

以上のことから,大学生のスポーツ実施に対す る影響要因を解明していくことは重要であり,併 せて大学生を取り巻くスポーツ環境について深 く議論をしていくことは大変意義深く重要であ ると考える。

### 2. 研究目的

本研究は2012 及び2014 年度での縦断的調査に 回答した対象者のパネル・データを用いて,実施 頻度の経年変化を明らかにし,その変化に応じた 3 群(増加・減少・一定)に分類した上で,実施 頻度を従属変数とする重回帰分析から各群の実 施頻度と影響要因を明らかにすることを目的と した。

# 3. 方法

3.1 分析対象

2012 及び 2014 年度の 4 月に在籍した大学生に 実施した調査において,両年度の調査に回答した 541 名を分析対象者とした。

# 3. 2 調查方法

質問紙調査法を用い,調査方法は無記名とした が,人物判別のために学籍番号の回答を依頼した。 調査実施時期については,調査当時2年生以上は 4月履修ガイダンス,1年生は6月中の必修科目 「スポーツ1」の授業内にて実施した。1年生の 6月実施理由については,大学入学後で運動習慣 や生活習慣がある程度確立されるまでの時間を 確保するためであった。アンケート主旨を説明後, 質問紙を配布し回答してもらった。

# 3. 3 調査項目

- (1)調査項目については、以下のとおりとした。・基本属性(性別、学年)
  - ・スポーツの実施状況(週当たり実施頻度)
  - ・生活環境(友人数,通学時間,週当たりアル バイト時間)
  - ・生活行動(週当たりの3食摂取日数)
  - ・運動意識 (スポーツの実施意欲,得意)
  - スポーツ情報への接触(試合情報,結果情報, 会話情報)

- (2)各項目に対して「1.思わない」「2.やや思わない」「3.どちらでもない」「4.やや思う」「5.思う」と5段階尺度を用いた。回答は全て間隔尺度と仮定して1点~5点で得点化した上で分析に使用した。なおスポーツ情報は、類似性の観点から大きく以下の3つに分類した。
  - i)会場観戦・TV・WEB・ラジオを情報 源として試合観戦するスポーツ "試合" 情報
  - ii) TV・WEB・ラジオ・新聞・雑誌を情報源として試合結果やニュースのハイライトなどの "結果"情報
  - iii)他人との会話を情報源とするスポーツに関する話題や関心事についての "会話"情報
- (3)木調査において、スポーツの定義は「楽しみを 求めたり、勝敗を競ったりする目的で行われる 身体運動の総称とし陸上競技、水上競技、球技、 格闘技などの競技スポーツのほか、ウォーキン グやレクリエーションとして行われるものを含 む」とした。

## 3.4 分析方法

実施頻度の経年変化に応じて増加・減少・一定 の3群に分類し、一元要因分散分析および多重比 較を行い特徴の検証を行なった。その後、各群の 2014 年度の実施頻度を従属変数とした重回帰分 析を行い影響要因について明らかにした。なお、 本研究の有意水準は5%とした。

## 4. 結果

4.1 基本属性

分析対象者(541名)の基本属性を表1に示す。 なお、2014年度の学年が不揃いの理由は、学年進級 に要件があり、留年した学生が発生したためである。

# 表1 分析対象者(541名)の基本属性

		2012年度		2014年月	
	1	男	女	男	女
学年	1年生	266	22		
	2年生	237	16	28	0
	3年生			250	22
	4年生			225	16

#### 静岡理工科大学紀要

表2 実施頻度の経年変化に基づく群の構成

変化	割合(%)	人数(n)	
*曾力口	21.3	115	-0
減少	24.6	133	
一定	54.1	293	

#### 表3 群別での平均実施頻度(日/週)の経年 変化:

群(n)	2012	2014	統計的検定
增加群(115)	1.0	3.0	***
減少群(133)	3.4	1.2	***
一定群(293)	0.5	0.5	n.s.
全体(541)	1.3	1.2	n.s.
	Contract Contraction of	and the second s	The second se

n.s.: not significant \*\*\*p<.001

# 4.2 スポーツ実施頻度の経年変化

2012から2014年度での実施頻度の経年変化に応じて分類した群の構成を表2に示す。

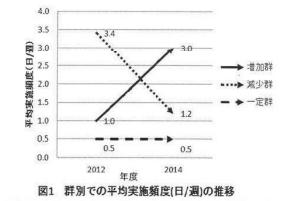
実施頻度が増加していた割合(以後,増加群)は 全体の21.3%,減少していた割合(以後,減少群) は24.6%,変化がなかった割合(以後,一定群) は54.1%であった。一定群のうち8割にあたる 43.1%は,両年度とも実施頻度が0日と回答した。

次に3群の実施頻度の経年変化を表3及びその 推移を図1に示す。

増加群は 2012 年度 1.0 日から 2014 年度 3.0 日 に増加した。減少群は 2012 年度 3.4 日から 2014 年度 1.2 日に減少した。増加群と減少群について は対応のある t 検定を行い有意な差が示された。 (増加群: t(114)=-16.730, p. 001・減少群: t(132)=17.438, p. 001) 一定群は 0.5 日であっ た。

## 4.3 各群間の平均値の比較

群間で比較するため各群の 2014 年度データを 使用して一元要因分散分析を行ない,有意な主効



果が見られた項目に関して多重比較を行なった。 結果を表4に示す。

週当たりの実施頻度,アルバイト時間,運動意 識の「意欲」・「得意」,スポーツ情報「試合」・「結 果」・「会話」,過去の運動経験の「小学校」・「高 校」において有意な主効果がみられた。(実施頻 度: $F(2.538)=150.73, p < .001 \cdot アルバイト時$  $間:<math>F(2.538)=21.90, p < .05 \cdot 運動意識の意$  $欲:<math>F(2.538)=30.37, p < .001 \cdot 得意:F(2.538)=$  $18.09, p < .001 \cdot スポーツ情報 試合:<math>F(2.537)=$  $17.56, p < .001 \cdot 結果:F(2.537)=21.90, p < .001 \cdot$ 会話: $F(2.538)=3.26, p < .005 \cdot 高校:F(2.538)=$ 11.16, p < .001)

多重比較の結果,実施頻度(増>減>一),ア ルバイト時間(増>一),意欲(増>減>一),得 意(増,減>一),試合(増,減>一),結果(増> 減>一), 会話(増,減>一),小学校での運動年 数(増,減>一),高校での運動年数(増,減>一) で有意な差が見られた。

# 4.5 スポーツ実施頻度に対する影響要因

群別でスポーツ実施頻度に影響を与えている 要因を明らかにするため、2014年度の実施頻度を 従属変数とした重回帰分析を行った結果を表5に 示す。

表4 群別の2014年度平均値の一元要因分散分析

	1 计自力口群	② 減少群	③一定群	統計的検定	多重比較
実施頻度[日/週]	3.0	1.2	0.5	***	1>2>3
友人数[人]	8.8	8.3	7.1	n.s.	
通学時間[分]	50.4	59.0	57.4	n.s.	
アノレバイト[時間]	10.9	9.9	8.3	*	1>3
食事 [日/週]	4.6	4.8	4.5	n.s.	
意識「意欲」†	4.5	4.2	3.8	***	1>2>3
意識「得意」十	3.5	3.2	2.8	***	1,2>3
「試合」情報†	2.0	1.8	1.5	***	1,2>3
「結果」情報†	2.2	1.9	1.7	***	1>2>3
「会話」情報†	2.3	2.1	1.7	***	0,2>3
小学校[年]	3.0	2.8	2.5	*	1,2>3
中学校[年]	2.6	2.7	2.4	n.s.	
高校[年]	2.0	1.7	1.3	***	1,2>3

† 5段階尺度法

増加群は実施頻度に対してスポーツの「会話」 情報、「食事」の順に正の影響力を有していた(補 正 R<sup>e</sup> =. 126p<.05)。減少群は実施頻度に対して 「試合」情報が正の影響力を有していた(補正 R<sup>e</sup>=. 155, p<.01)。一定群は実施頻度に対して「友 人数」が正の影響力を有していた(補正 R<sup>e</sup> =. 104, p<.001)。

### 5. 考察

本研究の目的は、大学生に対する 2012 年度と 2014 年度の縦断的調査から実施頻度の経年変化 に基づき3群(増加・減少・一定)に分類し、各 群で実施頻度を従属変数とする影響要因につい て検証した。

まず群の構成について,人数割合は一定群 (54.1%) が最も多く、次いで増加群(21.3%) と減少群(24.6%)がほぼ同程度の割合であった。 さらに頻度の推移を見ると増加群(+2.0日)と 減少群(-2.2日)は、増減量がほぼ同じであった ため相殺され、このことが全体での実施頻度の推 移(2012年:1.3日,2014年:1.2日)に有意な 差が発生しなかった要因だと考える。しかし、増 加群と減少群の割合は全体の46%に昇り、大学で の2年間で、これ程の割合のスポーツ実施頻度が 変動したことになり,検証の必要性を裏付けるも のであった。一般的に大学では授業以外でのスポ ーツ実施は自らの意志で選択することができる。 これまでの数多くの先行研究において、スポーツ 実施に影響を与える要因の1つとして「環境」が 挙げられており、今回明らかになったこの実施頻 度の推移変化も,生活習慣,運動意識,スポーツ 情報の接触状況などの個々の「環境」に強く影響 されていると推測できる。

そこで重回帰分析による実施頻度に対する影 響要因について検証した。 増加群は、スポーツ「会 話」情報と3食摂取日数の「食事」の順で正の影 響を受けていた。まず,スポーツ実施に対する「会 話」の有効性は、文部科学省 7)「全国体力・運動 能力・運動習慣等調査結果」(2010年)において、 小中学生の家庭でスポーツに関する「会話」が多 いほど運動時間と体力向上に効果的であること が報告されており、本調査の結果も大学生のスポ ーツ実施に対して「会話」の有効性が示唆された。 さらに「会話」は、スポーツの話題を話す"友人 の存在"や"コミュニケーション能力"を有する ことがイメージでき,良好な人間関係を保つ能力 を持っていることが推測できる。このことが先述 したスポーツの疾病予防効果以外でメンタルへ ルスの予防や,コミュニケーション能力を醸成す るツールとしての有効性へと繋がっていくと考 えられる。同様に「食事」からは基本的な生活行 動の重要性が示唆されたのではないだろうか。こ れらを社会生活を営む上での素質や能力と解釈 すれば、俗に言う"社会性"が深く関わりスポー ツ実施に至っていると考えられる。スポーツの 「会話」を通じてコミュニケーションを図れる、

「食事」をしっかり摂取するといったことの重要 性を理解して、健康的な生活を営むことの必要性 を十分理解し身に付けていることが、スポーツ実 施率の向上には必要であることを示唆している。 こういったことの積み上げが、大学卒業後のスポ ーツ実施と習慣化、そして生涯を通じての健康的 な生活へと繋がっていくものと考える。この群の 今後の課題は、現状の運動習慣を継続し向上させ ていくことが挙げられる。そのために適切な指 導・助言を行なう指導者の存在が必要不可欠であ

	β				
る由、SZ 孫を 妻女	+曾力口君羊	海皮ペン和羊			
友人数	214	.172	.330 ***		
通学時間	.163	033	014		
アノレバイト	173	.107	.109		
食事	.281 *	.000	.073		
意識「意欲」	.036	.092	.043		
意識「得意」	.147	.120	063		
「試合」情報	049	.302 *	.136		
「結果」情報	126	.105	088		
「会話」情報	.356 *	218	150		
運動歴(小学校)	.117	.109	052		
運動歴(中学校)	245	078	044		
運動歴(高校)	.117	003	.078		
補正 R <sup>2</sup>	.126 *	.155 *	* .104 ***		
n	115	133	290		

記を 5	「スポーツ実施頻度」	を従属変数と	した重
回帰:	分析の結果		

る。部活動であれば専門分野の指導者を配置する こと、また部活動に所属しない一般学生には、運 動や健康について指導や助言ができる人材を配 置していくなど、大学"組織"としてこういった 「環境」をバックアップしていく体制が重要であ る。

次に実施頻度が減った減少群は,スポーツ「試 合」情報が正の影響を示し、増加群で見られた「会 話」や「食事」といったものからの影響は示さな かった。即ち,前述の増加群とは異なるプロセス でスポーツ実施に至っていると推察される。一般 的にスポーツ活動は、スポーツを「する」、スポ ーツを「みる」、スポーツボランティアで「ささ える」に分類され、多様化した形態と価値観を有 している。これを本研究の減少群に置き換えると, 「する」ことが減少し、それを代替する形で「み る」ことへの比重が増した群と言えるのではない だろうか。スポーツを「みる」ことについては, 林ら<sup>8)</sup>(2004年)が、サッカーW杯の観戦前後で のサッカー実施行動に関して調査を行い, テレビ での試合観戦の前後でサッカーに対する態度や 行動意図が強まったとしたが、最終的に実施まで 至ったのはごく一部であったと報告している。さ らに望月ら<sup>9)</sup>(2013年)は、運動実施頻度別に分 類した集団のスポーツ情報への接触状況を調査 し,運動態度とスポーツ情報への接触形態とに強 い関係性を示唆し、つまり「みる」と「する」に は密接な関係性が存在するが、「みる」から「す る」の間に阻害要因があるということで、本研究 の減少群も同様であると考えられる。しかし、も とはスポーツを実施していた側であったことか ら、阻害要因を除去することが、再びスポーツ実 施と習慣化が醸成されることは期待できる。その ため、この群へのアプローチとして阻害要因の特 定,環境の改善,関心・行動意図を強めるための 働きかけが必要である。阻害要因の特定は個々の ケースで分かれるが、環境の改善や関心・行動意 図を強めるための働きかけは、 先述の増加群を参 考に「会話」の有効性を活用し内発的な動機付け を高めること、更にそれらをより強固にするため の仲間づくりや「会話」が増える"環境"作りを 仕掛けていくことが必要と考える。つまり、スポ ーツを媒体としての出会いや情報交換ができる 機会の創出と、 そこから効果的にスポーツ実施の 喚起に繋げていくことが今後の課題と考える。

次に一定群は経年で実施頻度に変化がなく,全体の54.1%を占め,そのうち8割にあたる43.1% が実施頻度を0日と回答していた。つまり、"運動習慣のない者はやっぱりやらない"といえる。 から正の影響を受けていたが、その数値自体は他 群と比較しても有意な差はなかった(表 4)。その ため、"共にスポーツを楽しむことができる"友 人の存在が重要なのだと考える。加えて、群の特 徴として運動やスポーツに興味や関心がないこ とが挙げられ、必要性すら感じていないとも見受 けられる。こういった無関心に対する対処アプロ ーチには、Prochaska 6<sup>10)11</sup>による行動変容ス テージモデルが当てはめられる。これは人が行動

(生活習慣)を変える場合,「無関心期」・「関心 期」・「準備期」・「実行期」・「維持期」 の5 つのス テージを通るとされている。その中で、「無関心 期」は、"問題となる行動を問題と感じておらず、 行動を変える必要性を感じていないこと"が特徴 と言われる。これを踏まえると、一定群へのアプ ローチ方法には、まずはスポーツ実施のメリット を知ること、このままでは将来的な健康に影響が でるというデメリットを理解させることを働き かけていくことが, 改善に向けた最初のステップ である。内野 12) は、企業における従業員の健康 意識改善のポイントについて、意識改善を図りた い集団へのアプローチには、例えば毎年実施され る定期健康診断の結果を分析し、その特徴や課題 から抽出されるテーマに沿ったシンポジウムや セミナーの開催や、食堂を活用して栄養教育や食 育を行ない健康キャンペーンとして特別メニュ 一の提供する,更に日常生活における運動量に着 目し, 歩数計の数値を日々記録し一定期間に目標 とした数値設定をグループ単位で達成させるな ど、意識改善のための"仕掛け"が有効であると している。これらは、一般的な大学の既存環境を 考えても充分に実行可能と思われ、一定群へのア プローチにも適用できると考える。このように、 大学生のスポーツ実施に対する影響要因を把握 し, 群の特徴を踏まえて適切なアプローチ方法を 選択していくことにより,スポーツ実施率を向上 させ、そこから学生生活の充実に繋げていけると 考える。さらに、今後も多様化していくと予想さ れる学生に対応するため、スポーツが持つメリッ トを理解し、それを上手に活用していく時代とな っている。大学として組織的にスポーツ実施に対 する環境を整えていくことが、今後重要になるの ではと考える。

### 6. 最後に

今回,縦断的研究により大学生活におけるスポー

ツ実施頻度の経年変化を明らかにし、変化から3群 に分類した上で、群別での実施頻度への影響要因に ついて明らかにした。なお研究課題として大学生を 対象としたが重回帰分析結果からもわかるようにス ポーツ実施頻度を予測・説明するためには今回の項 目では不十分である。より効果的な項目を設定しス ポーツ実施率の向上に役立てていく必要がある。ま た運動習慣などに関する「する」スポーツの報告に 比べ、スポーツを「みる」ことについての報告が少 なく、「する」「みる」との関連構造を明らかするた めには、より多くの知見が求められることが挙げら れる。

# 7. 謝辞

本研究において御支援及び御指導を賜った人 問情報デザイン学科 秋山憲治教授に厚く御礼 申し上げます。

# 8. 参考文献

- (1) 文部科学省:「スポーツ基本計画」(2012年)
- (2) 内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(附帯:テロ対策に関する世論調査)」(2015年)
- (3) Haase, A., Steptoe, A., Sallis, J. F., and Wardle, J. (2004)Leisure-time physical activity in university students from 23 countries:Associationswithhealth beliefs,risk awareness, and ational economicb development. Preventive Medicine, 39: 182-190.
- (4) 厚生労働省「健康づくりのための身体活動 基準 2013」
- (5) 文部科学省:「全国体力・運動能力・運動習 慣等調査結果」(2010年)
- (6) 山本泰明:「外国語大学における教養教育としての授業「スポーツ健康科学」の役割」関西外国語大学研究論集第97号, pp. 339-350
   (2013 年)
- (7) 文部科学省:「全国体力・運動能力・運動習 慣等調査結果」(2010年)
- (8) 林 直也ら:「W杯の観戦が日本と韓国にお ける中学生のサッカー行動へ与える影響に 関する研究-「みる」スポーツと「する」ス ポーツの関連に着目して- 大阪体育大学紀 要,第35巻(2004年)
- (9) 望月知徳ら:「大学生の生活習慣,運動実施状況及びスポーツ情報への接触形態に関する調査研究」静岡理工科大学紀要,21,83-93,(2013)

- (10) Prochaska, J.O.: What causes people to change from unhealthy to health enhancing behaviour? In Preventing Cancer/Heller, T., et al., eds., p.147 (1992) Open University Press, Buckingham
- (1 1) Prochaska, J.O., Redding, C.A, and Evers, K.E.: The transtheoretical model and stage of change, In Health Behavior and Health Education, 2nd ed./Glanz, K., et al., eds., pp. 60-84 (1996) Jossey-Bass, San
- (12) 内野:「特集 従業員の健康意識を向上させるヒント」産業保健21第78号,pp2-5,
   (2014)

# SIST 学生の体育系クラブ・サークルの加入状況と身体活動量に関する調査

Investigation into the status of sports activity and participation in the Shizuoka Institute of Science and Technology (SIST)

望月	知徳*	富田	寿人**
Tomonor	i Mochizuki	Hisat	o Tomita

The purpose of this study is to investigate the sports activities sports activity and participation in the SIST. The results were as follows :

1) The participation rate was 24.5% of the total and the participation rate of the freshman was 30.3%.

2) It was found that the amount of physical activity of students was low.

# 1. はじめに

近年,大学生のQOLについて多くの問題が採 り上げられている。その中で,大学生活の充実を 妨げる要因として①生活リズムの不規則化とし てゲームなどによる睡眠不足,食生活の乱れ,② コミュニケーション能力の低下として対人関係 に対する苦手意識③課題解決能力の低下として 主体性のある行動ができない,他人からの指示待 ちなどが挙げられている。

これに対する処方として,運動・スポーツの実施効果が報告されている。大学生の運動・スポー ツ実施についての先行研究には,生活習慣に関す る報告や健康問題,運動習慣に関する研究が多く みられ,一般的には体力面や健康面の問題の改善 策として運動が良いとされている。加えて運動の 効果には緊張の解消,気分転換などの効果がある と考えられており,協調性の亢進,対人関係の良 好さがもたらされるとも報告されている。このこ とからも,運動・スポーツの効果を利用し,近年 の大学生が持つ問題に対する対処を大学におい ても実施していく必要性があり、効果が見込める 部分があるのではと思われる。

本学(静岡理工科大学:SIST)での,これまで の運動・スポーツ実施状況等に関する調査研究で は,望月<sup>1)</sup>(2013年)が,「大学生の生活習慣,運 動実施状況及びスポーツ情報への接触形態に関 する調査研究」において,学生で運動・スポーツ 実施意欲が「ある」と回答した割合は7割に達し たが,習慣的に実施している割合は3割程度であ ったとし,"意欲"が"実施"に結びついていな い現状であると報告している。

大学生が授業以外で運動・スポーツを実施する

\*\* 総合情報学部人間情報デザイン学科

機会は、主に体育系のクラブ・サークル活動にな ると考えるが、学生のクラブ・サークルなどへの 加入率などについては、主な報告はされていない。 こういったことからも学生の現状をまず把握す ることは大変意義があるものと考える。

# 2. 研究目的

本学の体育系クラブ・サークル活動への加入率 を明らかにするとともに、過去のスポーツの経験 なども含めて考察する。次に小型デバイスを使っ た計測により、学生の1日の身体活動量を定量化 する。それを基にスポーツ環境の整備、運動(ス ポーツ)実施機会の創出、スポーツ授業への活用、 課外活動の指導の改善などに活かす基礎資料と していくことを目的とする。

# 3. 方法

3.1 分析対象

2015年度の本学学生を対象とした。さらに身体 活動量の測定は一般学生4名を対象とした。

### 3.2 調查方法

アンケート調査にて体育系のクラブ・サークル 活動団体への加入率やこれまでの運動・スポーツ 実施履歴を調査した。身体活動量の測定は、小型 デバイス(スズケン社製ライフコーダ)を用いて 行なった。測定期間は、平成27年10月の連続し た1週間で、起床直後から入浴直前まで装着し測 定した。

<sup>2016</sup>年1月31日受理

<sup>\*</sup> 学生事務部学務課

# 4. 結果と考察

- 4.1 属性
  - アンケート調査対象者の属性を表1に示す。

表1 全体数及び新入生の男女比

	男		5		
	(人)	(%)	(人)	(%)	合計
全学生	1274	91.3	121	8.7	1395
新入生	322	90.4	34	9.6	356

学生全体の人数は 1395 名で,男女比は男性が 91.3%,女性が 8.7%であった。そのうち新入生 の割合は,全体が 356名で,男女比で男性が 90.4%, 女性が 9.6%であった。理工系大学という特徴も あり,男性の比率が非常に高いことがわかった。 新入生についてみてみると,女性の割合が全体に 比べると高いことが特徴といえる。

# 4.2 クラブ・サークル団体への加入状況

体育系のクラブ・サークル活動への加入状況に ついて、表2に示す。

体育系の 15 団体に対して,全体の加入者数は 342 名であった。加入率は,全学生数に対する割 合は 24.5%であった。

次に、新入生についてみると、108 名の加入が あり、加入率は新入生全体に対する割合で、 30.3%であった。これは、先述した望月ら<sup>1)</sup>の習 慣的に実施している割合は3割程度であったと の報告とほぼ一致しており、現状でも、"意欲" が"実施"に結びついていない現状であることが 推測される。さらに、新入生の加入状況には、一 部の団体に偏りがあり、加入者がいない団体もあ る。運動・スポーツ活動の機会から考えた場合、 各団体の安定した運営は必要不可欠であり,一部 の学生のみで積極的な活動を行い、卒業と同時に 活動が滞ってしまう状況は好ましくない。こうし た団体は,指導者不在も多く,学生主体の活動と して運営していくことの難しさが伺え,指導者の 配置などを含めた大学として組織的なサポート が重要である。

### 4.3 運動・スポーツの実施履歴(種目)

次に新入生の高校時代に実施していた運動・ス ポーツの実施種目について表3に示す。

高校時代の実施種目として多かったのは、「テ ニス」「バスケットボール」「サッカー・フットサ ル」であった。これは、高校での部活動として人 気がある種目であり、指導者の確保も比較的容易 であるという特徴がある。本学にも、これら種目 の団体は存在しており、加入状況(表2)をみて も、部員数も多く、新入生の加入状況もしっかり していることが分かる。これには高校から継続し て、同じ種目の団体に加入していくと推測できる。 加入率を向上させるためには、こういった継続性 を利用しての加入者の募集が重要である。

更に新入生のうち高校時代に運動・スポーツ部 に所属していた人数は176名であり、新入に対す る割合としては49.4%であった。つまり、新入生 のうち半数が高校時代に体育系の部活動に所属 していたことになる。しかし、大学での加入に上 手く繋げられていないことが分かる。これは高校 から大学への運動・スポーツの連携に課題がある と考えられる。さらに近年の傾向として、間瀬ら <sup>2)</sup>は、過去の運動経験が長期になるほど、運動・ スポーツ活動に対する取り組みが高くなる傾向

表2 体育系クラブ・サークル団体への加入状況

	部員	部員に	占める新入生
団体 -	(人)	(人)	(%)
1 サッカー部	30	6	20.0
2 硬式テニス部	17	з	17.6
3 硬式野球部	16	8	50.0
4 弓道部	35	14	40.0
5 日本拳法道連盟拳聖会	7	3	42.9
6 モーターサイクル部	6	0	0.0
7 バドミントン同好会	60	35	58.3
8 卓球同好会	15	5	33.3
9 フットサルサークル	34	7	20.6
10 バスケットボールサークル	48	17	35.4
11 軟式庭球同好会	15	0	0.0
12 自転車同好会	24	5	20.8
13 軟式野球同好会	10	0	0.0
14 ソフトボールサークル	12	0	0.0
15 バレーボールサークル	13	5	38.5
計	342	108	31.6

表3 高校時代の実施種目

	(1)	(%)
ショキシグ	8	4.5
サッカー、フットサル	17	9.7
野球	7	4.0
ソフトボール	4	2.3
ハ*レーホ*ール	5	2.8
ハ*スケットホール	19	10.8
ハント・ホール	8	4.5
テニス	25	14.2
ハ・ト・ミントン	9	5.1
卓球	17	9.7
陸上	13	7.4
水泳	3	1.7
剣道	5	2.8
弓道	16	9.1
柔道	4	2.3
空手	2	1.1
拳法	2	1.1
自転車	3	1.7
新体操、機械体操	1	0.6
スノーボート、スキー	1	0.6
その他	7	4.0
合計	176	100.0

にあるが,体育系の部活動には所属せず,体育授 業において積極的な活動を行うことで身体活動 量を確保したり、仲間作りのためのコミュニケー ションツールとして取り組む傾向があると報告 している。つまり本来は、クラブ・サークル活動 で果たしていた機能を,近年は体育授業が担って いる現状を示唆している。

このことからも、体育系の団体への加入率の向 上と同時に,体育科目の充実の必要性が伺える。

### 4. 4身体活動量

次に学生の身体活動量の測定における被験者 について表4に示す。

被験者は、性別が男2名、女2名で、平均身長 は 166.7cm, 平均体重は 57.1kg, BMI 平均は

我了 1週间(J)另体/百到	表5	1週間の身体活動量
----------------	----	-----------

表4 身体活動量被験者の属性

男(人)	2
女(人)	2
平均身長 (cm)	166.7
平均体重(kg)	57.1
平均BMI(kg/m <sup>2</sup> )	20.4

20.4kg/m<sup>2</sup>であった。以上のことから、被験者は 標準的な体型をしている集団であると判断する ことができる。

身体活動量について表5に示す。身体活動量は 通常授業があった平日5日間,休日の2日間,実 験期間となる1週間とに分けて平均値及び標準 偏差を算出した。なお、被験者への聞き取り調査 において,実験期間において通常授業内での体育 科目は履修していない状態であることを確認し ており, あくまでも通常生活における身体活動デ ータである。

まず1日の平均歩数は平日が7749.8±4476.5 歩,休日が 6741.9±3943.5歩,1週間で 7413.8 ±2819.6歩であった。運動量(身体移動を伴う) は平日が 215.4±152.0kcal, 休日が 162.9± 105.8kcal, 1週間で197.9±82.9kcal であった。 総消費量は平日が 1970.6±338.3kcal,休日が 1929.6±251.1kcal, 1週間で 1956.9±257.2 で あった。行動距離は平日が 5.7±3.4km, 休日が 4.7±2.7km, 1週間で 5.3±2.0km であった。エ クササイズは、平日が20.7±72.4、休日が1.5± 1.2, 1週間で14.3±19.1であった。活動時間に ついては、平日が 77.8±42.7 分、休日が 67.5± 36.6 分, 1 週間で 74.4±26.2 であった。4 METs 以上の運動時間は,平日が 28.4±26.4 分,休日 が20.2±15.5分,1週間で25.6±15.9分であっ た。

表5 1週間0	の身体活	<b>動量</b> 平日		休日		(n=4) 1週間	
		Ave	SD	Ave	SD	Ave	SD
步数	(歩/日)	7749.8	4476.5	6741.9	3943.5	7413.8	2819.6
運動量	(kcal)	215.4	152.0	162.9	105.8	197.9	82.9
総消費量	(kcal)	1970.6	338.3	1929.6	251.1	1956.9	257.2
行動距離	(km)	5.7	3.4	4.7	2.7	5.3	2.0
エクササイス*(Ex)	(メッツ・時)	20.7	72.4	1.5	1.2	14.3	19.1
活動時間	(分)	77.8	42.7	67.5	36.6	74.4	26.2
4メッツ運動	(分)	28.4	26.4	20.2	15.5	25.6	15.9

メッツ	活動内容(一部)
1	静かに座って(あるいは寝転がって)テレビ・音楽鑑賞、リクライニング、車に 乗る
2	会話をしながら食事をする、シャワーを浴びる
3	普通歩行(平地、67m/分、幼い子ども・犬を連れて、買い物など)、屋内の 掃除、階段を降りる、子どもの世話(立位)、ウェイとトレーニング(軽・中等 度)
4	速歩(平地、95~100m/分程度)、通勤、子どもと遊ぶ、介護、子どもと遊ぶ (歩く/走る、中強度)、水中運動
5	かなり速歩(平地、速く=107m/分)、子どもの遊び(ドッジボールなど)
6	ウェイトトレーニング、ジョギングと歩行の組み合わせ(ジョギングは10分以下)、バスケットボール、家事道具の移動・運搬
7	ジョギング、水泳:背泳、スキー
8	運搬(重い負荷)、階段を上がる

表6 メッツの活動内容

厚生労働省「身体活動のエクササイズ数表」より抜粋

歩数について,厚生労働省<sup>4)</sup>がまとめた「健康 日本 21」の最終評価によると日本人の1日の歩数 は 2000 年の(男性 8202 歩,女性 7,282 歩)から 減少し 2011 年には(男性 7,243 歩,女性 6,431 歩)と報告されている。この減少への対処として 同省は「健康づくりのための身体活動基準 2013」 <sup>5)</sup>において,1日の歩数を18歳から64歳に推奨 する目安として 8,000 歩とした。このことから, 本学学生の平日の歩数はやや少なく,休日はさら に少ない傾向であることが分かった。これは,通 常の学生生活で確保できる歩数量だけでは健康 の維持増進には不足している状況であると言え る。

次に運動量と1日の総消費量について、平日の 方が休日に比べ多い傾向を示した。これは、学生 の休日の過ごし方が、平日に比べ活動量が少ない ためと推測できる。それは、行動距離からも示唆 され、平日に比べ休日の方が1km減少しているこ とからもわかる。このことから、休日の身体活動 の活発化が重要であること、そして1週間の運動 量を高めるためには、平日の活動の重要性が浮き 彫りになった。

次に「エクササイズ(Ex)」は、厚生労働省に よれば身体活動の量を表す単位[メッツ・時]であ り、活動の強度[メッツ]×身体活動の実施時間 [時]で算出される。活動の強度[METs]は、座位安 静時を1METsとして、それに対して何倍の活動強 度であるかを表わすものである。表6に身体活動 におけるメッツの活動内容を表6に示す。

ー般的に通常歩行は3メッツと言われ、仮にそれを1時間行なえば、3メッツ×1時間=3メッ ツ・時=3Exとなる。前掲「健康づくりのための身体活動基準2013」において1週間のエクササ イズとして23Exが推奨されている。それと比較 した場合、1週間平均は14.3Exと明らかに少な かった。さらに、4メッツ以上の運動時間につい ても、1週間で1時間(60分)が推奨されており、 半分以下である 29.7 分と少なかった。しかし、 4メッツは、速歩き程度の運動強度であるため、 普段の歩き方を多少意識するだけでも強度の確 保は充分可能であると推測する。そのためにも健 康や運動に関する理解や正しい歩き方を身に付 ける指導が必要だと考える。以上のことから、本 学学生の身体活動の量や運動強度が不足してい ることがわかった。

### 5.まとめ

本研究において、学生の運動・スポーツ団体へ の加入率と過去の実施履歴、そして、実際の身体 活動量について明らかにした。本学の学生の運 動・スポーツの活動については、今後さらに高め ていく必要があると考える。加入率の向上や身体 活動量の増加を目指し組織的なサポートも必要 である

### 6. 謝辞

本研究において御支援を賜った学務課の皆様, 学生員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

### 7. 参考文献

- (1) 望月知徳ら:「大学生の生活習慣,運動実施状況及びスポーツ情報への接触形態に関する調査研究」静岡理工科大学紀要,21,83-93,(2013)
- (2) 間瀬知紀・灘英世・木谷織信・安田忠典・千 葉英史・宮内一三「大学生の健康と運動に関 する意識調査―選択制体育における実技履 修者と非履修者の比較―」、神戸親和女子大 学 教育専攻科紀要第9号:83-88 (2005)
- (3) 望月知徳ら:「大学生の生活行動・生活環境 と運動実施状況との関連に関する調査研究」 体育社会学専門領域発表論文21号,164-169,

(2013)

- (4) 厚生労働省:「健康日本21」最終評価, (2011)
- (5) 厚生労働省:「健康づくりのための身体活 動基準 2013」